

令和 8 年 度

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 証人喚問について	1
1. 次回の証人喚問申出について	8 0
1. その他	8 1

令和 8 年 7 月 3 日（金曜日）

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会 会議録

令和8年7月3日 金曜日

午前10時06分開議

午後 5時50分閉議（実時間375分）

○本日の会議に付した案件

1. 証人喚問について
1. 次回の証人喚問申出について
1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	中山 諭扶哉 君
副委員長	木村 博幸 君
委員	大倉 裕一 君
委員	北園 武広 君
委員	野崎 伸也 君
委員	橋本 貴喜 君
委員	深田 浩介 君
委員	村川 清則 君
委員	山本 敬晃 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

君

○法第100条第1項により出頭した証人

証人	O 氏
証人	G 氏
証人	潮崎 勝 氏
証人	松本 浩二 氏
証人	I 氏

○記録担当書記

栗山 大次郎 君

松崎 広平 君

（午前10時06分 開会）

○委員長（中山諭扶哉君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を開会いたします。

○証人喚問について

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、初めに、1、証人喚問についてでございますが、地方自治法第100条第1項に基づき、本日は5名の証人に会議への出席を求めています。

初めに、○証人から証言を求めてまいります。証人における証言環境に配慮したいと考えておりますので、傍聴者及び報道機関の入室は御遠慮いただき、姿が映らないよう仕切りを設置した状態で映像配信を行いたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、証人入室のため、小会いたします。

（午前10時07分 小会）

（午前10時08分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

委員会中、基本的人権やプライバシーの保護等のため、必要に応じ秘密会になる可能性がありますので、御承知おきます。

○証人におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会調査のため、御協力のほどよろし

くお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、また、あった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関すること。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときには、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときには、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合には宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せ

られることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

全員御起立をお願いします。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（○氏） 宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。

○委員長（中山諭扶哉君） 日付を。

○証人（○氏） 平成8年7月3日。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

それでは、証人は御着席の……

○証人（○氏） 令和です。

○委員長（中山諭扶哉君） 令和ですか。

○証人（○氏） すみません、令和8年7月3日です。すみません。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

それでは、証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

それでは、皆様、御着席ください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないようお願いをいたします。なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いをいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告しております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに円滑な議事進行に御

協力をお願いいたします。

また、〇証人、または〇課長と呼ばせていただきますので、委員の皆様も御発言の際は御留意ください。

これより、〇証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

氏名、住所、職業、生年月日については事前に記入いただいております。

確認事項記入表のとおり間違いありませんか。

〇証人（〇氏） はい。

〇委員長（中山諭扶哉君） 私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、大倉委員よりお願いをいたします。

〇委員（大倉裕一君） よろしくお願ひします。

まず、証人の方は、新庁舎建設課の課長補佐から課長というような実務に非常に関わっていただいた方というふうに判断をしております。その中で、前田建設さんと入札契約することによってどの段階で認識をされましたか。

〇証人（〇氏） それはもう応札者を決定したときですね。どの段階でといいますと、例の仕様書が副市長から返ってきたときにそういうことになるんじゃないかなと思ってますけど、確信は持てませんでした。正式に確信ちゅうか、どの段階でって言われれば、それはもう入札、開札した段階でって言うしかありません。

〇委員（大倉裕一君） 入札の前には前田建設さんが取るのではないかというような思いにはなった。核心になったのは入札後ですということよろしいですか。

〇証人（〇氏） そうです。

〇委員（大倉裕一君） それから、今回の新庁

舎の関係で、入札前に請負金額について請負先さんとやり取りをするというような場面はございましたか。

〇証人（〇氏） ありません。入札、本体工事のことでしょうか。

〇委員（大倉裕一君） 本体工事の。

〇証人（〇氏） それはありません、そういうことは。

〇委員（大倉裕一君） このほかの工事関係についてもないということによろしいですか。

〇証人（〇氏） 追加工事については、そういうやり取りちゅうか、ざっとどのくらいかかるのかなという話はしましたけど、したことはありますけど、正式な幾ら幾らというまでは言っておりません。そういう話はしてません。

〇委員（大倉裕一君） 当初118億円ですかね。一番最初の契約金額。

〇証人（〇氏） ちょっと、だったですかね、税抜きですね。

〇委員（大倉裕一君） その請負金額の妥当性についてはどのようにお考えですか。

〇証人（〇氏） あの当時は結局、平米50万円以下に抑えなさいというのがありましたので、議会からもそういう要望を受けてましたので、なるだけそれに収まるような設計をしたつもりです。それは妥当性があるかないかと言われるら、ちょっと私も分かりませんが、そういうことだったと思います。抑え込んだという形だったですね。

〇委員（大倉裕一君） 次の質問ですが、前田建設さんと契約を結んだ後、予定価格からは採算が合わないと。十数億円の金額を求めるような要求が八代市に来てるわけですよ。それは成松議員から八代市財務部に連絡が入っているということで間違いはないですか。どのようなルートで来たか。

〇証人（〇氏） それは分かりません。どういうルートだったか分かりませんが、私はあの

日、地鎮祭の前日だったんで、地鎮祭の前日にちょっと挨拶したいということだったんで、単にその辺の挨拶だけかなと思って部長に呼ばれて行きました。そういう話の中である方がと言われたんで、成松議員なのかなとは思いましたが、そこまで確信は、その当時、呼ばれた段階では何も思ってませんでした。

○委員（大倉裕一君） その後、成松議員が関わってこられるということになるわけですかね。

○証人（○氏） はい。

○委員（大倉裕一君） その後、契約が終わって、地鎮祭まで終わってですかね、令和元年の11月26日、財務部。

○証人（○氏） それは、すいません、地鎮祭の前日が11月26日。

○委員（大倉裕一君） 26日、失礼しました。

○証人（○氏） 契約は終わってましたが、地鎮祭の前日に前田建設のほうから言ってこられました。

○委員（大倉裕一君） そこで、部長会、部長協議があつてと思うんですね。そこに入られていますか。

○証人（○氏） 部長協議。11月26日。

○委員（大倉裕一君） 26日。議事録には。

○証人（○氏） 前田建設工業とっていいですか、部長協議したのは。

○委員（大倉裕一君） そこには――。そこはまた後で、私も確認を取ってから再質問します。

12月11日、令和元年の12月11日です。鏡支所、当時は鏡支所に庁舎がありました、本庁が移ってましたので、鏡支所の議場の裏に会議室がありました。そこで成松議員協議というものが議事録に残ってるんですけど、その場に出席をされておりますか。

○証人（○氏） はい、してます。

○委員（大倉裕一君） そのときの音声データと議事録が残っておりますけど、当時は課長補佐として出席していただいているものだというふうに認識をします。この音声データに残っているのは証人の音声ということで間違いはないということよろしいですね。

12月11日の音声データで、証人は、先月26日、前田建設さんが来て、前田建設さんですね、――と発言しておられます。この場面は11月26日、地鎮祭の前の財務部会議室で行われた部長協議で、前田建設工業の久保田部長、それから、本市の佐藤財務部長、尾崎財務部次長、で、証人が当日の議題として記載されているとおり、前田建設工業からの増額要求に応えるための工事費の不足について話し合うための協議の場であったということで間違いございませんか。

○証人（○氏） はい。ただ、その場というのは私だけじゃなくて、松元課長、――当時の、古閑迫係長も出席してたと思いますけど。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○証人（○氏） すいません、協議の場というよりも、その増額の話というよりも、そのとき初めて知ったんですよね、11億円足りないという。前田建設工業さんが作られてきたこの減額案というのを見せられて、これをやっていただければ11億円浮きますよっていう話だったんですよ。ですから、それはさすがにその場では回答できかねますという話で終わったと思うんですよ。しますよとは言っていないし、私も。ですから、それはちょっと違います。そういう意味では協議の、協議ちゅう、ただお話を聞いたというだけの話です。

○委員（大倉裕一君） よかですか。協議を聞いたということ。

○証人（○氏） お話を。

○委員（大倉裕一君） 協議というか、持って

こられた話を聞いたということかもしれませんが、その話はV E案として受け入れることになったのではないですか。

○証人（○氏） なってません、全部は。

○委員（大倉裕一君） 全部はなっていないけど、受け入れる形にはなった。

○証人（○氏） いや、受け入れるとも、そのときは受け入れるとも受け入れないとも言ってませんよ。

○委員（大倉裕一君） その12月11日の時点ではなくて、最終的に、最終的にということです。

○証人（○氏） 今となって、項目自体はよく覚えてないんですけど、結局、その部分的にはそういうことはしたか。まず、それが前田建設工業さんから出ましたと。そして、それを検討していく中で、2月かな、2月に前田建設工業さんが来られて、何が違うんだという話を事前に久米設計さんと前田建設工業さんの話をしているんですよ。結局、内訳の数量が違うのかどうかという話があった中で、内訳の数量はほぼほぼ同じでしたと。だから、うちの積算の数量自体は間違ってますと。じゃあ何が違うんですかってのは、単価が違いますっていう話だったですよ。じゃあ、その単価について、妥当性があればそれは設計変更とかで考えていきましょうという話は確かにしましたけど。

そもそもの話は、皆さんちょっと、皆さんちゅうか、私の認識ではですね、追加工事自体が12億円ですか、12億円足らないと。それに、追加工事やない、そもそも利益が12億円足らないと、真水ですよ。それについて、追加工事の合計が11億円とか12億円とかになったものですから、それ見たことかってなってると思うんですけど、それはちょっと違うのかなと思います。真水の利益は、真水で11億円とかいう発注はしてません、それ自体。必要だったから、その追加工事をしたというだけの話。

そういうことです。

ですから、私は全部を受け入れますと言った覚えはないし、そういうことだと思います。その辺、認識がちょっと違うのかなと思います。

○委員（大倉裕一君） ただ、前田建設の要求にのんだ部分もあるということですね。

○証人（○氏） それは否定はしません。

○委員（大倉裕一君） 仕様。

○証人（○氏） いや、仕様ちゅうか手間ですよ。手間部分は、手間については確かにあのときはもう鉄骨工事とかいろいろな工事が上がってましたので、それは設計事務所と相談した上で、ここはいいんじゃないかなという話はしました。そして6月、うちが回答書で出したと思うんですけど、その部分についても、結局11億円に対して、前田建設工業の要求額が11億円か12億円かは分かりませんが、覚えてませんが、その間に、次に久米設計の査定ちゅうのが入ってると思うんですよ。久米設計の査定は11億円のうち1億2000万円ぐらいはどうかやってもいいんじゃないかという話があって、そして、一番右に市の査定ちゅうことで8000万円ぐらいですかね、8000万円ぐらいがどうにかなるんじゃないかと。手間とかも上がってますし、その辺の話でどうにかなるんじゃないかという話で、あとは前田建設工業さんもちょっとは企業努力してくださいよという話、の話だったんです。

ですから全てが、全て何か市がのんだとか、そういう話じゃないと思います。

○委員（大倉裕一君） それでは、質問を変えてお伺いします。

年を取って、令和2年の6月1日なんですが、久米設計の伊藤さんに対してお電話をされているというふうに思います。その職場から電話をされた発言の中に、これは改ざんだけんと発言したという記録が残っているんですけども、この発言を行ったことは記憶としてありま

すか。

○証人（○氏） 覚えてません。

○委員（大倉裕一君） 覚えてない。

○証人（○氏） 覚えてません。

○委員（大倉裕一君） ほかに改ざんとかという言葉を職場の中で発したこととかありませんか。

○証人（○氏） 職場の中でというか、結局、何ていいますかね、このこういうこと、こういう事態になったということは、そもそもの話が、印鑑、契約した後に利益が足らないというのは、まだ工事も始まってない段階ですね、それはおかしいんじゃないかという話で、もしこれを前田建設工業の言うとおりにするならば、それは改ざんじゃ、図面とか設計書差し替えんばいかんと、これは改ざんじゃないですかって言ったことはありますよ。職場内では記憶はしてません、そう言ったって。確かにそういう発言は部長室で私はした記憶はあります。改ざんちゅうのはですね、そういう意味では。

○委員（大倉裕一君） 部長室では行ったけど、職場では……

○証人（○氏） 行ったかどうか、それは分かりませんって話ですよ。

○委員（大倉裕一君） 職場ではない。

○証人（○氏） ないちゅうか、それは覚えてませんって話。

○委員（大倉裕一君） 覚えてないんですね。

○証人（○氏） はい。

○委員（大倉裕一君） 部長室ではあったかも。

○証人（○氏） それははっきり覚えてますよ。

○委員（大倉裕一君） その改ざんという、部長室で行った改ざんという言葉はどういう意味を表すんでしょうか。

○証人（○氏） だから、先ほど言いましたように、前田建設工業の要求どおりしてしまうな

らば、結局……。前田建設工業の要求ちゅうのは、私の理解では、結局工事はするのと、この工事はするとか。せんならば、普通なら減額じゃないですか。減額工事になるんですけど、結局それはせずに、結局、工種は減らして、契約金は変えるなちゅうことですから、それはもう改ざんになるんじゃないですかという話はしました。そういうことをさせようとしてるんですよと部長に言いましたよ。

○委員（大倉裕一君） 似たような話になるんですけど、前田建設工業の長田グループ長にも電話をされているというふうに思うんですが、前田建設と一緒にの船に乗ったと。建設部長からあの内容は怒られている。うちにもっと改ざんさせるのかと発言をされている。それを課員も聞いているという証言が、証言と記録があるんですけど、これについて記憶ありますか。

○証人（○氏） 言ったかもしれませんが、正確には覚えてません。

○委員（大倉裕一君） 委員長、一旦終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） ○証人におきましては、御出席ありがとうございます。

あなたが新庁舎建設工事において、CLTとか、積算VE案、外構工事の技術的検討を担当した一応中心人物というふうに捉えております。実際、技術的には本当に詳しいというところも伺っております。

それで、2019年11月26日に部長協議ということで、先ほども出た日にちと重なりますが、前建のほうから出向いてこられて、金額の話その他が出たところをもう1回思い出していきながら、段を追って、時系列を追う形で話をさせていただきたいなというふうに思っております。

大体项目的にはCLTの支給範囲の操作とか

VE案の技術的正当化、それから外構随契による利益の捻出、それから前田建設との協議内容、それから内部通報的なところ、部下の方が内部通報されたというところも少しお話が聞ければなというふうに思っております。

まずは、音声データを流したいので、マイクをちょっとお借りできればなと思っております。

(音声データ)

○委員(木村博幸君) もう一つあります。お待ちください。

(音声データ)

○委員(木村博幸君) 以上で音声データのほうは一旦終わらせていただきます。

それでは、頭のほうから順番に質問していきます。

まず、今、流れてた11月26日の部長協議の中でですが、CLTは材料代が2億円、加工費が3億円から3億4500万円、合計5億円から5億5000万円ほど、銘建でやるのが効率的だったと思っていてと後で話されております。

確認ですけど、これは事実ですね。

○証人(○氏) 結局、CLTのマザーボードの発注に関しては市で発注してるんですね。で、結局、あとは市で発注して、銘建工業で製作して、そしてその後、現場渡しちゅう感じで施工者に引き渡す。施工者は、その加工についてはうち自体を指定はしてませんから、それはどうぞ御自由にと話だったんですけど、結局、やっぱりいろいろ考えれば、そこからまた別の加工場に持っていくというのはあまりにも合理的じゃないものですから、結局、銘建工業にまた同じように発注するという話だったと思うんですね。

○委員(木村博幸君) 分かりました。そういう技術的に予算立てもきちんと分かれる方で、今の答弁は一応参考にはしますけど。

言いたいのは、頭に来て、一番最初に来られて10%足りないの中の4.7億円はCLTって、これをどやんかしてやらないかんということで、真水になるような工程の施策を今いろいろと述べられたというふうに私は受け取りますけど。それで、4.7億円の利益の捻出案を一生懸命この場で私は訴えられたというか、お話をされたのかなというふうに思っております。

これについてはいかがですか。

○証人(○氏) それは結局、部長が連れてこられてですよ、そしてそういうことはできませんというて帰ればよかったんですね。帰るわけにはやっぱりいかんじゃないですか。多少のどうかこうにか足りないけん、どうかしてくれちゅう話になれば、何となく話にはやっぱり乗らんばんっていうのもありますし、結局、私個人がすると言っても、結局その上に部長、市長、副市長がいるわけですから、その決裁を通らんとどうしようもないわけじゃないですか。そもそも、それで何で私がそういうふうに積極的に関与したとかいうふうに言われるのが私には分かりませんが、この件についてはもう警察にもちゃんと話はしてますし、それは別にその件でどうのこうのという話にはなってませんけどね。

○委員(木村博幸君) おっしゃることは十分分かりますが、この日のお話で、いろいろ最初から最後まで技術的なお話をされるのはもう○証人だけでした。それ以外の方は誰も黙ってた。でも、それが本当に八代市のためにどうだったかというところを考えていくと、これは不正をやるんじゃないかなという認識はありましたか。

○証人(○氏) 認識。不正である認識っていうのは、だから、最後にはこれをすれば改ざんになりますよって部長に言ってますよ。そういう意味じゃ、認識してありましたよね。

○委員(木村博幸君) 先ほど言われたよう

に、上には部長やら副市長やら、市長まで上におるから、自分がやらんと、いや、進めていかないかんというお話ですが、進めるに当たって、その場でなぜこれはちょっと不正に近いんじゃないかなっていうことで、これはもう1回、差し戻すようなお話はできなかったんでしょうか。

○証人（○氏） 先ほども申しましたように、結局、この話は財務部長が受けてこられて、当時のですよ、財務部長が受けてこられて、そんな話をむげにはできないじゃないですか。そういう中で、どうにか丸くって言い方はどうかと思うんですけど、できないかなという感じで提案を確かにしました、そういう提案。

ですから、それがまるっと不正、だから、理由は例えば設計変更とかできるわけじゃないですか。そういう意味では理由は立つのかなという、インフレスライドにしてもですね、国からの通達が来てやりなさいというのであれば、そういうこともできるのかなという話はしてますよ、確かに。してますけど、それが丸々その不正を働いたという話ではなくて、CLTの話についても、結局、その件については予算化はしてないし、してないでしょ、CLTは、4億8000万円とか言われますけど、予算化もしてないし、結局、それは最終決定という形になってますよね。それを見ても、結局、私は積極的にそういうことをしたという事実はないと思いますよね。

○委員（木村博幸君） 一番最初に戻りますよ。11月26日、前田建設の久保田部長が来られて、お話の出だしが足りない。10%、11、12億円足りないということからのスタートの中の流れで後ろでのお話ですよ。そこで、どうしましょうかというお話の中に、技術的に詳しい○証人のほうがいろいろ言われたということです。

○証人（○氏） だから、それは少なくとも、

その……

○委員（木村博幸君） それはもう真水に戻したく、近づける、利益をどやんかして乗せるようなお話での回答だと私は思っております。

○証人（○氏） その当時は、結果的に言えばですよ、結果的に言えば、そういう真水で11億円というのは払ってないじゃないですか。結果論が、結果的に。

○委員（木村博幸君） 私には分かりません。

○証人（○氏） いやいや、払ってないですよ。だって、追加工事全て合計しても12億円でしょう。追加工事ですからね。払ってないじゃないですか。それを真水、真水って言われますけど、真水は払ってませんよ。あくまであれは工事の経費としてお支払いしてるんです。当然、その工事の経費を差引いた残りは、普通10%であれば1億数千万円ですよ、利益って考えれば。

○委員（木村博幸君） お話、今の分かりました。でもですよ、この日以外でもいろいろと話を聞く中で、○証人は外構を請負業者にしてもらうのが一番うまくいくと、あなた、述べられております。

○証人（○氏） うまくいくというのは工事がうまくいくという意味ですよ。あの当時の状況を考えれば、やっぱり工事は、普通で言えば、本体工事はきれいに終わって、その後、外構工事が乗り込むのはしたんですけど、結局それはもうできなかったんですよ、状況としては。2022年2月が開庁だったですかね。開庁の数か月前はまだ足場がありました。内部工事もがんがんでました。そういう状況の中で、別業者が乗り込んで工事をするっちゃうのはちょっと考えられませんでしたので、そういう意味でうまくいくという意味です。多分、その当時言ったのはそういう意味でも、恐らく工程全体を考えれば多分厳しいんだろなという認識はありましたので、そういう意味でもらったほ

うがうまくいくって意味で言ったんですよ。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

○証人（○氏） その利益を確保するためにどうのこうのっちゅう話はしてませんよ。

○委員（木村博幸君） そのほかに、いろいろとお話は、確かに工事がうまくいくというふうに言われるなら、そういう部分もあったかと思います。でも、ほかに技術的な説明に加えて、なぜその外構に乗せる、膨らませるという表現が出てくるわけですよ。これ、全然工事がうまくいく話じゃないですよ、膨らませるというのは。

○証人（○氏） だから……

○委員（木村博幸君） 何ですか、これは。外構乗せる、膨らませる。

○証人（○氏） いや、だからですね、その当時はまだ外構の設計も完全に上がってませんでした。そういう話の中でですね。

○委員（木村博幸君） 結局、認識されてるんですか。不足分をどうにかしてやらないかということに。違いますか。

○証人（○氏） 認識……。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

○委員（橋本貴喜君） 委員長、すいません。

○委員長（中山諭扶哉君） まだ質問中です。

○委員（木村博幸君） なら、すいません、次、行きます。

次はV E案、バリューエンジニアですね、減額案についてです。協議では前田建設がV E C Dで11億3600万円のリストをつくったと説明しております。私たちには手元がない、見れないので、どういう内容だったかは分かりませんが、これはV E案の内容を事前に何かお話しされて把握されておりましたか。当時、そのまま見せられただけですか。

○証人（○氏） そのとおりです。

○委員（木村博幸君） 向こうのほうからV E案は品質を大きく落とさず減額すると御説明が

先ほどもありましたけど、そういった技術的担当者として、V E案が利益補填の目的であると。これ、利益、目的の補填というふうには受け取れなかったですか、どうでしょうか。

○証人（○氏） もう、だからその場では、何遍も言いますように回答はしてませんよ。しますとも何とも言ってないじゃないですか。しかも、その当時初めて見せられて、そしてその前段で、佐藤部長と成松議員と尾崎次長ですかね、その辺がちゃんこ屋で会食されて11億円足らんとか言われて、私はその当時はもう全然、それは冗談でしょうとしか思ってませんでしたけど、結局、当日それを見せられて、ああ、そうだったんだっていう、事実だったんだなという認識は持ちましたけど、利益、こうすれば浮きますよっていうのは確かにそういう意味じゃ利益補填なんだろうけど、それをそのまま私のもんでませんし、そういう意味じゃ。

○委員（木村博幸君） でも、思い出してくださいよ。C L Tが4億7000万円。

○証人（○氏） だから、C L Tは払ってないじゃないですか。

○委員（木村博幸君） 次の11億円、12億円のうちの残りの部分で前田建設はV E C D案を言ってきましたよ。

○証人（○氏） いや、違います。そのV E C D案の中にC L Tも一番初めに入っていました。これはできないというふうに明確に答えていますよ。そして、できないと言ってますし、その金額自体も発注はしてませんよ。どこにそんなあれがあるんですか。4.8億円。

○委員（木村博幸君） 話の流れからは。

○証人（○氏） 違いますよ。結果的に4.8億円っちゅう話はどこにそういう出てくるんですか。確かにそのときはそういう話をしました。4.8億円、市で再発注してもらえればどうにかなるけんってしましたが、しましたが、結果的にその発注はしてないじゃないです

か。どこにあるんですか。最終的に私も、改ざん、改ざんっていうか、その改ざん自体はしてませんよ。結局、打合せの協議の中でいろんな多分変わったことについては変更とかしてます。だから、発注時の図面と、最終的に竣工図面というのは違います、それは。それをもって改ざんとは普通言わんとですよ。言いませんよね、それは当然。

ですから、4.8億円ちゅうのは、私はそういうことはしてません。だけん、それをもって何か悪かことしたんだろうというような話をされると、私はちょっと心外ですよ。

○委員（木村博幸君） でも、VECDの後、まだ音声でちょっと聞いていただきましたが、どうしてもいろいろかき集めていかん。それでも足りない。これで最後に外構で1本、外構1本ということで、何となくその4.7億円、VECD、外構、これを合わせて11億円、12億円の10%に、不足分に足りないところに前田建設のほうの説明に来たんじゃなかったんですか、あれは。それで話をされてたんですよ。

○証人（○氏） だから、何遍も、前田建設自体は11億円、真水で足らんって言ったんですよ。本来、じゃあ結果を見てみれば、結局、工事としては11億円近くの工事は発注してますけど、その真水の補填にはなってないじゃないですか。さっき言いましたように11億円の10%といえば1億数千万円ですよ。それをどうしたんだっちゅう話になるじゃないですか。あと、じゃあ10億円はどうしたのって話になるんですけど、それは発注してませんから。

○委員（木村博幸君） 真水は置いておきますけど。

○証人（○氏） 真水、その話は大事ですよ。真水の話から副委員長は言われたんですから。真水の補填はしてません。

○委員（木村博幸君） 11億円、12億円、

10%分をいろいろと分けていく中に、最後は外構が1本と。

○証人（○氏） だから、それは……

○委員（木村博幸君） 真水じゃなくて。

○証人（○氏） 真水の補填じゃないですか。だから、私はですね、私はちゅうか、当時、じゃあ全部をですね、全部を補填ちゅうか、補填じゃなくて、先ほど大倉委員にも言いましたけど、結局、市としてはこんだけできますと。あとは前田建設さんも企業努力してくださいねという話で終わったんですよ。そもそも11億円も丸々そのどうかしようという話はしてませんけど。

○委員（木村博幸君） もう1回確認していきます。

○委員（橋本貴喜君） すいません、いいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） 質問中です。

○委員（橋本貴喜君） いや、その質問についていいですか。

○委員長（中山諭扶哉君） よくないです。

○委員（橋本貴喜君） 先ほどから木村副委員長は……

○委員（木村博幸君） 協議の中で次のように述べられてましたよ。外構も請負業者にしてもそれが一番うまくいく。それにちょっと乗せるとか、こういう発言が先ほど聞いていただきまして、ありましたよね。これはどう説明されますか。

○証人（○氏） それはそのときにニュアンスですよ。結局、何年も前の話であって、その後、状況はいろいろ変わります。確かにその当時言ったかもしれませんが、結局、結果の発注額とかいろいろ考えてみれば、そういうことはやってません。結果的にはやってませんよ。これは明確に言います。そういう乗せたとか何かしてません、純粋に。

それは、結局、迎合、何となくその部長が、

佐藤部長が連れてこられて、こっちも何となく話を合わせんばじゃないですか、普通は。できませんって立てばよかったんですけど、今となってみればですね。

そういうことは、だから、何といたたらいいんですかね、結局、そういう話の流れの中でそれは言ったかもしれませんが、結局は最終的な発注とか、3年か4年後の話になるけど、そういうことはしてません。それだけははっきり言います。

○委員（木村博幸君） ちょっとまた変えます。

内部通報のジャンルに行きます。これ、2020年6月19日、部下ですよ、職員の部下が不正の内部通報を提出しています。あなたはこの内部通報の存在を知っていましたか。

○証人（○氏） 知りませんでした。

○委員（木村博幸君） 知ってなかったですね。それから、ちょっと全体的なところですけど、前田建設の利益補填スキームを技術的に支える立場にありましたというところだと私は思っております。ですが、やっぱり技術者として不正の可能性を知ったならば、市長公室長や財務部長にきちんと報告はされましたか。

○証人（○氏） その報告ちゅうか、そのスキームを考えたのが財務部長であり副市長でしょう。そこに報告しても必要ないじゃないですか。そう思いません。大本が、大本の人がこうやれと言ってきたのにですよ、これを、じゃあ、これは違反ですとか、こういうことはおかしいですとかいうのはおかしいじゃないですか、そもそも。

○委員（木村博幸君） それは上の人は不正と思ったらんなら、不正と思った人が。

○証人（○氏） 不正は、それ言いましたよ。だから、こういうことをするのは改ざんですよ、もう言って、そもそも大体契約が決まった後にお金が足らんとかというのもおかしか話じ

やないですか、そもそもの話が。そういうことすら部長は分からなかったのかなと逆に思います。そういうことを言われるのであれば。

○委員（木村博幸君） 私はここまでにしておきます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（北園武広君） 確認事項です。お疲れさまです。

当時の工事予算の算出に当たりまして、市場価格との比較とか事前の調査というものは十分に行われたというふうに認識されてますか。

○証人（○氏） しています。

○委員（北園武広君） 予算が膨らんだ要因、先ほど必要な工事だったということで述べられましたけども、実際、今、やり取り伺っていると、事前に協議した内容は実際は実行されていないというところの認識でよろしいのでしょうか。

○証人（○氏） そうですね。結局、最終的に追加予算も7億4000万円ほどつけていただきますけど、本体工事はそれより低い5億4000万円ぐらいで収めてますけど。それをもつてしても、結局、精査した結果なのかなと思いますけどね。

○委員（北園武広君） あと1点ですけども、本事業の過程においてですけども、複数の部署との連携とか職員さんとの情報の共有というものは適正に行われたというふうに思っておられますでしょうか。

○証人（○氏） 一応その工事を進めていく中で、当然ながら、その他部署との協議とか打合せが大切だったんで、それはできる限りのことはしたと思います。適正だったかと言われればちょっとまだよく分かりませんが、打合せはしなければ結局できてなかったと思います。

○委員（北園武広君） 適正な範囲というのがちょっと分かりづらいと思うんですけども、そ

の辺のところで情報の共有等は図られたということでの認識でよろしいでしょうか。

分かりました。以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） 次、ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 先ほど質問したんですけど、V Eですね。前田建設さんから今回V Eの提案があったという話なんですけど、通常、V Eって、通常ですね、普通の入札といいますか、建築の工事案件でV E案というのはつけられるんですか、工事仕様の中に。

○証人（○氏） いや、V E案、ちょっとよく分かりませんが、普通、現場内変更という形ではすることはあります。結局、何か市側で追加工事がする必要があると。できるだけ契約金額変えたくないということで、じゃあ、この仕様をちょっと落とそうとか、落とそうかって、仕様が同程度の仕様になるような何か工夫はないかとかいう話はして、業者と協議して、そしてそれでそうしようかという話はあるんですけど、V E案自体はどうだったのかな、載ってはいなかったと思うんですよね。新庁舎についてはですね。

○委員（大倉裕一君） 議事録を見ると、この新庁舎建設の物件に対して、件名に対してはV E案にはなっていないという議事録が残ってととですよ。やっぱり前田建設さんから持ってこられたものを部長が言わす。部長がまたそこに持ってきて担当課で検証してくれて、一緒に話合いに乗ってくれと言われたから、そこに乗っていったということで、今話を聞いているとそんな認識を持ったところです。

もう一つ、補正予算を組んだときがありましたよね。そのときは、この敷地内に井戸水の水源があって、水源の壁が壊れるのを監視するための装置が必要だからというような話とか、当時はコロナ禍であったために、コロナ予算、対策予算とかというのがあったんですけど、通

常、ほかの案件、工事件名見てみると、コロナ対策という費用はどれも入っていないんですよね。請負先さんが諸経費の中で大体対応していく、企業努力の部分なんですけど、改めて、このコロナ対策というのは何をされたのかなと。

○証人（○氏） 結局、現場事務所内に、ちょっともう覚えてませんが、今となっては、現場事務所内に体温計をつけたりとか、マスクの購入だとか何だとかっていうのはしたと思いますけど、ちょっとすいません、その辺は覚えてません。対策っちゅうのはですね。

○委員（大倉裕一君） 最終的には議会を通った予算ではあるんですけど、非常にまれな案件だったというふうに思ってるんですよ。

○証人（○氏） ただですね、コロナ対策費は出していいよというのは、たしか国からの通知はあったと思います。面倒見て下さいっていうのはですね。それはあったですね。それは、それを採用する線っていうのは業者からの申出があってということだと思います。

それと、あと、水源の壁が壊れるかいうのがあって、ちょっとそれは訂正させてください。水源の壁じゃなくて、結局、くいを打つとき、先行掘削するときに、その厚壁ちゅうか、厚壁が、くいの穴が壊れるおそれがあるということで、結局、溶液を入れて厚壁を固めなければいけないと。固めるに当たっては六価クロムとか出てきますので、その対策をするために観測井戸を設けて、調査しながら掘っていきましょうということです。水源の直接じゃなくて、それによってまた厚壁からそういう溶液を使った毒素が漏れて、万が一でも水源に影響があれば、結局、この辺の代陽校区自体の水源自体は止まることになりますので、そういう意味で念には念を入れてやったと。くいを掘る順番とかですね、そういうことをやりました。だから、そういう手間賃とか、その変更に係る経費とかちゅうのを見ましたちゅう話です。

○委員（大倉裕一君） その工事内容をきちんと補正予算で組んでもらったとおりに施工されてたという、工事確認もしているという。

○証人（○氏） そうです。

○委員（大倉裕一君） よろしいですね。

○証人（○氏） します。

○委員（大倉裕一君） 質問が変わりますけど、外構工事と造作工事を随意契約でやられますね。今、副委員長のほうからちょっと随意契約の話も少し出たんですが、予算、本体工事が、契約が終わった直後から、もう既に随意契約で外構工事と造作工事をやるみたいな打合せがなってるんですけど、これはどういう理由で随意契約っていうふうになったんですか。

○証人（○氏） 先ほどもちょっと申しましたが、本来でいえば設計がちょっと押してですね、結局、工期自体も、建築工事自体もちょっと押してたんですよ。本来であれば、さっき委員が言われたように、造作工事とかそのほかの工事も1本で出す予定だったんですけど、その本体工事の設計のほうを優先する関係上、当該の追加工事というのは後回しになったと。どうせ打合せもまだ確実にしてないし、それこそ関係各課との打合せもありますし、そういう話もなかなかできなかったんで、本体工事を先行してやろうと。そして、本来でいえば、結局、そういう中でずっと始まっていきながら工事も押してましたし、一番うまくいくのは、多分内部の話ですから、内部の話も内部工事の話も、結局本体を請け負った業者さんがするのが一番うまくいくのかなという感じでそういう提案をしました。

○委員（大倉裕一君） 自治法に随意契約の項目がありますよね。

○証人（○氏） はい。

○委員（大倉裕一君） 抵触してるんじゃないかという声は上がらなかったですか。

○証人（○氏） いや、だって、してれば決裁

通ってませんよ。

○委員（大倉裕一君） いや、通ってなければというか、それは認識が甘ければ通っていくことも可能性としてありますよね。

○証人（○氏） それは私には分かりません。

○委員（大倉裕一君） だから……

○証人（○氏） いや、それは私が……

○委員（大倉裕一君） そこを言われたからそういうふうな発言をするんですよ。

○証人（○氏） 私的には、結局、それが内部の取り合いとかそういうのもありますよね、自治法の中に随契の条件としては。覚えてませんけど。結局、それがあるから、それで、そういう理由で随契は起案したつもりですよ。結局、それで認められたから発注したっちゃう話じゃないかと思いますけど。

○委員（大倉裕一君） 担当課としてはそういう認識でいるということですね。最終的には、随意契約の手法は地方自治法に抵触していると私は思ってます。そこも工期を遅らせればよかった話なんですよ、最終的には。

○証人（○氏） それは結果論かなと思うんですけど。

○委員（大倉裕一君） いや、そこは質問してないので大丈夫です、答えられなくても。そういうふうな認識でいるということで受け止めとっていただければいいと思います。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 以前の証人の方から言われてた自民党レクみたいなの、お話があつたんですけど、○証人もそういった場に出席されたりとか、そういったところに呼び出されたとかというのはありますか。それ、もしよろしければ分かる範囲で、例えば何回ぐらいあつて、どういう内容とかつていうのは。

○証人（○氏） その辺は詳しくは覚えてませ

んけど。

○委員（山本敬晃君） 分かる範囲でちょっと教えていただければ。

○証人（○氏） 新庁舎から見れば、結局、議場の仕様をどうするかとか、そういう話とか。あとは、そういうのは、そういう類いのものはいっぱいありましたよ。ちょっと詳しくは覚えてませんけど。

○委員（山本敬晃君） 何か先ほど○証人が申してた財務部長等は何か議員のお店に呼ばれたっていうお話がありましたけど、そういうのもありましたか。

○証人（○氏） 私は行ってません。

○委員（山本敬晃君） そういうのは今までもなかったんですか。そうなんですね。

あと、さっき仕様を落とすとかそういうお話があったんですけど、ちょっと私も聞く中で、今、新庁舎の中で何か雨漏りがあるところがあるとかという話を聞くんですけど、仕様が落とされたことによってそういった不具合だったりとかって、そういう影響ってやっぱりあるんですか。

○証人（○氏） それはないと思いますけど。

○委員（山本敬晃君） ない。

○証人（○氏） 単にそれは、もし雨漏りがあれば施工ミス。

○委員（山本敬晃君） 施工ミス。

○証人（○氏） 施工ミスか、その辺の確認が甘かったのかって、分かりませんけど。

○委員（山本敬晃君） 先ほど利益の話とかいろいろありましたけど、外構工事だけではなくて、やはり本体工事とも合わせれば、より前田建設に（聴取不能）11億円以上の利益というの生まれてるんじゃないですか。

○証人（○氏） いや、だって、何遍も言いますように、11億円というのはあくまで工事費で発注した金額ですから、11億円の利益が生まれたちゅうのはちょっとおかしいかと思いま

す。

○委員（山本敬晃君） その外構工事だけではですね。

○証人（○氏） いや、外構工事、全て合わせてですよ。本体工事とか全部合わせれば11億円とか12億円ぐらいの発注になってるんじゃないですか。

○委員（山本敬晃君） 利益が。

○証人（○氏） 利益じゃないですよ。工事経費としてですよ。工事の発注額としてですよ。その辺のちょっとあれが、マスコミの書き方もそういう書き方してるんですけど、結局、10%足りないって言われて、100億円の10%だから10億円だという話になって、結局、工事、それがたまたま、たまたまちゅうか、発注額が11億円か12億円からなったから、それ見たことかという話になってると思うんですけど、実際は違いますよね、それは。真水で11億円足りないと言ってるのと、こっちは片っ方は工事経費として発注してるんですから、それは確かに利益は乗ってますけど、それはおかしいかなと思うんですよ。じゃあ、そうであれば、11億円追加で発注した分、工事しなければそれはそうかもしれませんが、工事をしてますからね。

ですから、だからその理屈で、10%っていう理屈で12億円に対しての10%ですから1億数千万円かなと思いますよね。実際どれだけでもうかったかちゅうのは私は分かりませんが、理屈でいえばですね。

○委員（山本敬晃君） 先ほどのそういった前田建設さんからお話を持ってこられて、もう一度確認なんですけど、副市長と、そのとき財務部長も来られた。

○証人（○氏） その辺は、ちょっと私はどうだったのか分からないんですけど、結局、11月26日呼ばれたのは財務部長から呼ばれて行きました。財務部長から、呼ばれたのは課長だ

ったんですけど、私もついてこいと言われて行きました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありますか。

○委員（深田浩介君） 今までの証人の方の中で発言があつてた件なんですけれども、入札公示前の評価基準策定において現場職員に不当な指示を出したとされる件ですけれども、部下の職員に対して総合評価の基準を口頭で指示して、天の声から一言一句変更することなく業務を進めるようにというお話は聞いたことがありますかね。

○証人（○氏） ないです。

○委員（深田浩介君） 全然ない。

○証人（○氏） 新聞で知りました。

○委員（深田浩介君） その当時は知らなかった。

○証人（○氏） 知らないです。それは契約検査課っていう話ですよ。

○委員（深田浩介君） あと1つ、公示前に市長、副市長、成松議員らが会食して基準案の詰めを行ったとき、事務方の案を覆して、過去の1年間の指名停止措置マイナス12点など業者に有利な天の声として持ち込んだこととかは、認識はその当時はなかったということですかね。基準の12点を。

○証人（○氏） それはありました。

○委員（深田浩介君） そっちのほうはあったということですかね。

○証人（○氏） それは明確にうちの課長が副市長からそれをもらってますから。12点というのを。

○委員（深田浩介君） その後、天の声として言われたということは分からないということですか。

○証人（○氏） 天の声云々はすいません、分かりません。

○委員（深田浩介君） 分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありますか。

○委員（野崎伸也君） 何回か聞かれたと思うんですけれども、お話もされたと思うんですけれども、今回、利益が足りんけんがということで前田建設工業さんから案が出された。これだけ契約の後ですよ。だけん、それを受けていうのはまずおかしい話だろうと思うんですけれども。それは今回の事件の中心的なところになると思うんですけれども。

さっき幾らもうかったか分からんっていう話、されたと思うんですけれども、発注額が11億円、12億円ですよって言われたんですけれども、確かにそのぐらい、もうちょっと大きいかなというふうには思うんですけれども。幾らもうかったんでしょう、前田建設は。

○証人（○氏） その公共工事の約款ちゅうか、それで言えば、多分20%とか言われてますけど、利益額ちゅうのは、粗利益ですね。ただ、今のこの時代は、そんなに多分利益は出ないってよく建設会社は聞きますけど、ですから、10%とか、10%あればいいほうじゃないかなと思いますけどね。

○委員（野崎伸也君） 最初、前田建設工業さんは大体4億円から5億円とか、それぐらいかな、最終的に確保してほしいという話はされたんだろうとは思いますが、利益ですよ。10億円という話が出てましたけど、10%で10億円というのは出てましたけど、結局、そこまでは多分いかなかったと思うんですよ、いつてないと思うんです、最終的に。

○証人（○氏） 分かりません。

○委員（野崎伸也君） さっきも言われたんです、それはそうなんですけれども。それ、何で納得されたんですかね。どうですかね。何で終わったんですかね、これで。本当は10億円って言ってたんですよ。

○証人（○氏） それは分かりません。吹っかけてきたのか、それか分かりませんが、それは分かりません、そういう話。

○委員（野崎伸也君） 当時、財務のほうから建設に移ったというか、工事の主管というのが移っていったと思うんですけども、当時の移っていったときの土木部長のほうがもうこれで終わったよねみたいな話というのもあったと思うんですよ。前建さんにいろいろそういう増やしてやる工事とか、そういったのも終わったとあって話もあったと思うんですけども。

結果的に、八代市としては、不正に前田建設工業に契約した後で、利益をやっぱり上げさせたというのは、それに加担していったというのは認識はありますか。結果的には利益を上げさせたじゃないですか。契約の後に。

○証人（○氏） そういう意味では。

○委員（野崎伸也君） まだいいです。それは明らかな犯罪行為だと私は思うんですよ。契約の後にですよ。だと思うんですけども、それに加担したということはないですか。意識はないですか。

○証人（○氏） すいません、確かにその手前じゃそういう発言もいろいろしました、協議の中では、副委員長がおっしゃられるとおり。ただ、実際工事に入ってみれば、工事に入っていく中では必要な追加ちゅうのは出さんばんねとか、そういう話で聞きましたので、それは是々非々でやってきたつもりです。

それを結果的にほら見たことかって、そういうことじゃないかという話になってしまったんですけど、結論からいえば、なってしまったんですけど、私としてはできるだけ追加金額が出ないような操作、いろんな、結局、こんだけ増えるけどどうにかならんかとか、仕様を変えてどうにかならんかと、設計事務所にも指示をしながら、設計事務所の査定も受けながらしてましたので、加担したとかちゅうのは私自身の個人としてはないと思います。積極的にそういうことをしたとか。当時はもうとにかく現場を終わらせるっていうのが至上命題でしたから、結

局、現場はうまくいくにはどうしたらいいのかということだけしか考えてませんでした。これはもう設計事務所も現場も同じだと思います。ですから、毎日その現場に行って、どうやったら前建さんにもうけさせるのかとかいう話は全然考えてませんよ。そういうことだったと思います。

だから、何遍も言いますように、その手前の話は確かにありました。手前の話は確かにそういう話をしたかもしれません。それは結局、大本は部長が受けられてきて、どうにかしてくれという話になりましたので、それはむげにはできないということもありましたし、おまけに副市長、当時の公室長の話も出てましたので、むげにはできないだろうとありましたので、どうにかうまくいく方法はないかなという模索はしましたけど、ただ、実際工事が始まってみればそういうことはやってませんし。私はですよ、やってませんし、結局、どうにかこうにかうまくできないかなということだけしか考えてませんでした。工事が工期内に終わるといふ。簡単に工期を延長すればという話もありましたけど、こんだけのプロジェクトで倉庫とか事務所を造った、倉庫を造ってるなら、終わらんけん、ちょっと延ばそうかという話もできるんですけど、こんだけのプロジェクトがあつて、仮設のリース期間とか決まってるし、結局ビルとかも、あのとき、TSビルとか借りてましたでしょう。そして、一刻も早く上げろ上げろという要請の中で、簡単にそんな、じゃあ、契約の仕方がおかしかけんが終わらんなら延ばせばよかたいという話は、私はすいません、みじんも考えたことがない。どうか、どうやって現場を終わらせるのかということだけ考えてました。

以上です。

○委員（野崎伸也君） 八代市は結果的に幾ら損したんですか。損はしてないですか、認識は

ないですか。

○証人（○氏） ないですね。損といいますと、どういう意味ですか。

○委員（野崎伸也君） 不正に前田建設工業に利益を与えたということです。

○証人（○氏） だから、私の認識じゃあ、そういうことをしてません。

○委員（野崎伸也君） ないんですか。分かりました。

利益がなければ、この事件自体がおかしい話になりますね。今、成松議員が捕まってるという話がですよ。利益があったからこそ、成松議員にお金が渡ったんじゃないですか、前田建設工業さんから。

○証人（○氏） それは私も分かりません。

○委員（野崎伸也君） じゃあ、八代市のほうは損はしてないわけですね、認識的に。

○証人（○氏） ちゃんと私は定められた基準に従って査定しました。だから、前田建設工業が何かちょっと水増しして出したっちゅうのは、そこまで分かりませんよ、正直な話。

○委員（野崎伸也君） 水増しして出した可能性もあるだろうし、そこは精査しないんですか。担当として精査しない、まあまあいいよみたいな、上がってきたらそれでいくよみたいな話。

○証人（○氏） いや、手前で設計事務所が精査しますから、それについて、また、これどうなのとかいう話はしました。

○委員（野崎伸也君） 水増しの認識はなかったと。

○証人（○氏） ないと思います。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

一旦終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありますか。

○委員（山本敬晃君） 今、証言の中で、当時の公室長からもって話があったんですけど、結局、副市長、財務部長、公室長からそういった

前建に関することはお話があった。

○証人（○氏） 副市長からは、直接、副市長との話は、例の仕様書の書換えちゅうか、それを預からせてくれというのはありましたけど、それ以外ではあんまり聞いてません。それと、当時の公室長の話は、結局、前田建設工業からそういう話は聞きました。

○委員（山本敬晃君） 公室長から。

○証人（○氏） うん、公室長と何か協議しましたという話は聞きました。その具体的な内容は分かりませんけど。

○委員（山本敬晃君） 財務部長からはV E案とかの話が出たと。

○証人（○氏） 財務部長は結局……、財務部長が前田建設工業を連れてこられて、私たちに会わせて、そういう話をされたという話です。ちゅうことはもう認識をされとったちゅう話、財務部長は。

○委員（山本敬晃君） あと、最後1つ、先ほどお聞きした自民党レクについて、どういった議員さんが来られてたとかは。

○証人（○氏） 自民党レクは、どういった議員さんと言われれば、成松議員とか橋本団長だとか。

○委員（山本敬晃君） 橋本幸一さん。

○証人（○氏） 幸一さんとか。あとはその時々であれで、正副議長だとか、そういう話はありませんけど。あと、事前の委員会の委員長レクだとか、その当時は委員会でも委員長レクだとかはありました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかありませんか。

○委員（大倉裕一君） 随意契約のことをお尋ねしますが、随意契約の見積りの流れを聞きたかっですけど、一番最初の素案、随意契約、外構工事と造作工事、これだけの工事をやるっていうのは、市から出されたのか、前田建設側から入ってきたのか、そこはどちらですか。

○証人（○氏） これは設計事務所と協議しながら、当然ながら入札も考えはしましたが、設計事務所と考えると、どうだろう、これで行けるのかなという話は、あくまで工期内に終わるという前提ですよ、終わるちゅう前提で、できるのかなという話の中で、やっぱり請負業者さんにしてもらったほうが一番うまくいくんじゃないですかって話が通ったんですよ。そして、どうしたかちゅうか、そういう経緯の中で、じゃあ設計自体は結局設計事務所に、金額の算出については設計事務所さんをお願いして出してもらって、これでどうかなという話で見積り合わせをしましたという話です。

○委員（大倉裕一君） 設計事務所から八代市の新庁舎建設課のほうに設計金額が来たということですか。例えば財務部長からその金額が来たと。

○証人（○氏） そうじゃない。

○委員（大倉裕一君） そういうことはない。

○証人（○氏） ないです。あくまで設計事務所が前田建設工業と打合せしながら出したちゅうともあるかもしれませんが、それはあくまで設計事務所から来た、そしてこれはベースという話をしました。

○委員（大倉裕一君） 落札率99.9%だったですね。

○証人（○氏） その本体工事ですか。

○委員（大倉裕一君） いやいや、随契。

○証人（○氏） そうですね、うん、そうだったのかどうか分かりませんが、覚えてませんね。

○委員（大倉裕一君） 結構です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（野崎伸也君） 先ほど、八代市幾ら損したんですかねと話をしたんですけども、分からんという話でしたけれども。証人はいろんなところで、さっき言った設計業者さんとかも

あるし、当時の上役の方とかと話をされてる部分とか、参考資料とかでも残ってるんですけども、音声データもあるんですけど、そういった中で、外構工事についてとかについても、色つきみたいにして出すかですよ。色つきだったらうまくいくんじゃないかとかという話が言われてるのもあるんです、残ってるんですよ。色つきというのがですね。あと、議場の家具とか、そういったことについても、まだ上乘せできるような話もされてるんですよ。覚えてられるか覚えてないか分からないんですけども。それは八代市にとって損ではないんですか。損したわけじゃないんですか、八代市は。損してませんか。

○証人（○氏） 損してないと思いますけど。

○委員（野崎伸也君） 色つけてやるというのを。色つけてってどういう意味なんですか。

○証人（○氏） だから、そのときは言葉のいろんな経緯の中で言ったかもしれませんが、それ一言取って言ったじゃないかと言われても、結局、最終的には精査して出してます。外構工事とも言われますけど、外構工事始めて1期、2期とありますけど、これをまとめて1本で出そうかって話もしてたんですけど、一応それはもうさすがに無理だろう、無理っちゅうか、それはもう理由が立たんだろうっちゅう話で、1期、2期って分けたんですよ。そういうこともしてます、私は。

○委員（野崎伸也君） それは何で理由が立たんってなったんですか。

○証人（○氏） だって、新庁舎ができた後、結局、仮設庁舎を解体せんとかがれんけんが、そこまで前田建設工業に頼む理由がないじゃないですか。2か月、3か月かかるのにですよ、解体するのに。地元業者の活用ちゅうのもありましたから、結局、2期工事は全部地元業者に建築、土木と分けて発注しました。1期だけは結局、どうしても工事中の関係があって、本体

工事の工事中の関係と切り離せなかったから発注しましたちゅうだけの話です。

○委員（野崎伸也君） 先ほどから、そういう話を、色つきとか、ちょっと上乘せしてやればとかって話は随所に出てくるんですよ。日にちをいろいろまたいであるんですけど、そういうところでもかなり多く言われてます、あなたが。だけんが、その場でそういうね、その場を収めようとして言ってるような感じでは私は受け取れないと思うんですよ。組織として、この八代市が組織として、土木のですよ、土木とか建築の組織として今までもそういうことやってたっていうのを、あなたも言ってる場所があるんですけども、そういうことを。ちょっとはやってきたっていう話もあるんですけど、組織的にそういうことを今まで土木とか建築の中でやってきたんじゃないですか、業者に対して。そういう認識はありませんか。

○証人（○氏） ないです。

○委員（野崎伸也君） 八代市は損してるんじゃないですか、本当に。

○証人（○氏） ないです。

○委員（野崎伸也君） 違いますか。

○証人（○氏） ちゃんと、だから、何遍も言いますように、手前ではそんないろいろな話はしてるかもしれない。

○委員（野崎伸也君） 手前じゃないんです。

○証人（○氏） してま……

○委員（野崎伸也君） 後です。

○証人（○氏） そうですか。

○委員（野崎伸也君） はい。手前じゃないです。後の話です。分からないというのは、昔の話なのでしょうがないと思うんですけど。それは当時、市長公室長もそういうアドバイスをされてるんですよ。

○証人（○氏） そうなんですか。

○委員（野崎伸也君） ちょっと色つけてやればいいじゃんみたいな。ということは、やっぱ

りその方はその前は建設部長だったですよ。

そういうことを、そういう職員同士の話の中でそういうことを言ってるということは、八代市が組織的にですよ、今までも私はやってきたんじゃないかと思うんですよ。今回の件だけじゃなくて。

○証人（○氏） それは私は分かりません。

○委員（野崎伸也君） そこに、でも携わってこられたということであれば、そういうこともあったんじゃないかなと思って私、聞いたんですけど、ありませんか。

○証人（○氏） ありません。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○証人（○氏） それはもう後は司法で判断されると思いますけど。司法が。

○委員長（中山諭扶哉君） 司法の場とは違うからですね。

○証人（○氏） いや、しかし、司法、だって……

○委員長（中山諭扶哉君） ここはですね。

○証人（○氏） まあいいや、分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ここは違いますから。

○委員（大倉裕一君） 私から最後の質問になると思うんですけども、当初、八代市役所の庁舎建設工事で出されたときの仕様書があると思うんですよ。それと、そのときの設計図面、こういうふうに造る。前田建設さんと契約が終わって竣工に至るまで、いろいろ図面を、仕様が変わったり、図面を書き換えた分があると思うんですけど。暇と時間、証人の暇と時間は別にして、今まで、当初の計画から変わった分を抜き出して資料として出してくださいって頼まれた場合、証人、対応できますか。

○証人（○氏） できません。

○委員（大倉裕一君） それはどうしてできませんか。

○証人（○氏） 暇と時間って。

○委員（大倉裕一君） は別にしてということです。

○証人（○氏） 別にして。私自身も全てに関わった、その変更内容全てに関わったわけじゃないですし、結局、最終的に上がってくる案に対してどうだこうだと言ってますから、それは、全て覚えてるわけじゃありませんから、それはさすがにちょっと無理かなと思いますけど。大まかに変わってるのは分かりますよ。

○委員（大倉裕一君） 全てということではなくて、そこに協力をしていただくことは可能ですか。

○証人（○氏） 協力。どういう意味ですか。

○委員（大倉裕一君） 変わったものを、ところを、ここが変わりましたというような。

○証人（○氏） それは、だってもう既に公文書で出してるんじゃないですか。設計変更の内容とかが。

○委員（大倉裕一君） 素人で見ても分かるものですか。

○証人（○氏） 素人を見てって、それはちょっとよく分からないですけど。

○委員（大倉裕一君） 公文書で出してるからというふうには逃げるんじゃないで、協力をできるかできないかということでしたら、できないということなんですわね。

○証人（○氏） だって、拘束時間とか分からないじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） だから、時間と暇は別にしてって。

○証人（○氏） いやいや、それはできます。だって、その時間と、私も今全然別のところにいますし、働いていますし、時間と暇も別にしてと言われたら、ちょっとそれは分かりませんとしか言いようがないじゃないですか。

○委員（大倉裕一君） 結構です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上で○証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人におかれましては長時間ありがとうございます。

それでは、証人退出及び次の証人喚問準備のため、休憩をいたします。

（午前11時34分 小会）

（午前11時43分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

報道機関及び一般の方から傍聴の申出がっております。

当調査特別委員会の運営要領に基づき、これを許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは傍聴者入室のため、小会をいたします。

（午前11時43分 小会）

（午前11時46分 本会）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

次に、撮影及び録音についてであります、当調査特別委員会の運営要領に基づき、報道機関のみ許可することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、委員会中、基本的人権やプライバシー保護等のため、必要に応じ秘密会になる可能性があります。その際は、報道機関も含め、傍聴者には退席していただきますので、御承知をお願いします。

また、報道関係の方々へ御連絡と委員会から

のお願いです。証人の撮影に関しましては、顔が映らないよう、背面からのみで行うようお願いをいたします。なお、証人が退出される際も証人がカメラに映らないような配慮をお願いをいたします。

G証人におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関すること。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその業務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときには、その旨、申出をお願いいたします。

もし、これらの理由がなく証言を拒んだときには、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき、尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処されることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いいたします。

宣誓書の朗読をお願いいたします。

○証人（G氏） 宣誓、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。令和8年7月3日。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございました。

証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いいたします。

それでは、皆様、御着席ください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないようお願いをいたします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただき結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的をお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただき結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告しております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の

人権に配慮されるとともに円滑な議事進行に御協力をお願いいたします。

G証人から証言を行うに当たり、メモ等資料を持ち込みたいとの申出があり、これを許可いたしましたので、御了承願います。

また、G証人から氏名の公表は控えてほしいとの申出がありましたので、当時の役職、財務部長、またはG証人と呼ばせていただきますので、委員の皆様も発言の際は御留意ください。

これより、証人の証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

氏名、住所、職業、生年月日については、事前に御記入いただいております。確認事項記入表のとおり間違いありませんか。

○証人（G氏） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） 私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は事実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、木村委員よりお願いいたします。

○委員（木村博幸君） 財務部長におかれましては、御出席いただきありがとうございます。

あなたは、新庁舎建設工事において財務部長として、予算、契約、増額調整の最終責任者であり、2019年11月26日の部長協議では、前田建設の利益補填要求に対し、市側の立場として協議に参加した中心人物と私は思っております。

本委員会では、前田建設との協議内容、CLT支給範囲の操作、VE案、設計変更、随契による利益の捻出、成松市議の介入、内部通報の扱いなど、あなたが関与した可能性がある事実を時系列に、できるだけ時系列に質問をして確認していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

まずは音声データをちょこっとだけ流させていただきますと思います。

（音声データ）

○委員（木村博幸君） 今の録音にありましたように、前田建設の久保田部長がわざわざ八代市に出てこられましてお話しされました中に、今のところの後ろのほうにありましたように、先日、財務部長さんと公室長さんとお会いしてとありました。先日お会いされたのは、この日の11月26日の前段のレクだったのか、どういう内容だったかをお聞かせください。

○証人（G氏） 11月26日、基本的に市長公室長と私と前田建設、3者で会った記憶はありません。私が一番記憶してるのは、本契約の後に前田建設が来られて、そこで挨拶したのが一番最初、出会いです。

○委員（木村博幸君） 録音にあった中では、挨拶に伺っただけなのか、ちょっと内容を詳しく説明されたのか、その辺がお聞きしたかったんですけど、それはなかったという。

○証人（G氏） いや、具体的にありました。具体的に、図面じゃなくて計算書を持って、これだけ不足するというような話がありました。

○委員（木村博幸君） その前段が終わって、11月26日に部長協議ということで、ほかの人を集めてお話があったということですね。

○証人（G氏） そもそも一番最初に会ったのは、前田建設からあったんです。その後に内部協議はいっぱいしましたが、一番最初は前田建設にお会いして、これだけ利益が出ないという話を受けました。

○委員（木村博幸君） 分かりました。今、録音のところも少し触れたところがありましたけど、CLTの全支給にすれば、4億7000万円の原価が下がると。そのうち約4%になるのか、約1億7000万円ぐらいが利益になるというふうな説明があったと思います。この利益の捻出案についてですが、財務部長としては事前にお聞きしていたということでしょうか。

○証人（G氏） 利益の捻出は聞いてません。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

協議の中でお話が出てたんですけど、CLTは市側ですね、うちが材を支給します、加工はお願いしますという内訳になっとつとですというような内容がありましたが、これについてはもう前もって御存じでしたか。

○証人（G氏） 知ってました。

○委員（木村博幸君） そういう契約だったんですね、最初ですね。

○証人（G氏） はい。

○委員（木村博幸君） しかし、お話の流れでいくと、10%足りないという中に、このCLTの4億7000万円が出てきました。これについてはどういう意味合いの4億7000万円だったのでしょうか。

○証人（G氏） そもそも事業費が足りないという理由が私にはどうしても理解できませんでした。何でこれだけの事業なのにこれだけ利益が出ないのか、そこが一番私にとって分からないところでありましたし、基本的に、私、財務部に所属しておりまして、部下にはいつも事業費の削減っていうか、抑えてくれ抑えてくれて言ってることが、それが災いしたのかとか、先ほどありましたように施工費の部分が、恐らくCLTを分離発注したときに分けたんですね、見積りっていうか。そのときに、もしかしたら抜け落ちたんじゃないかとか、市側のミスをすごい心配して、部下にちゃんとそこを精査するよう伝えました。精査するに当たっては、実際、前田建設工業、それから設計会社、久米設計さんと市、3者でしっかり設計図書を見て調べてくれていうことは言いました。

○委員（木村博幸君） 少し関係があるかもしれませんが、この日の中で、前田建設がVEですね、バリューエンジニア、それからVECDと、全体工事を見て、減額する案を持ってこられました。このVE案の内容を事前に把握されておりましたか。

○証人（G氏） 全然把握しておりません。そもそもVE案がどういうものなのか、もう財務部としては把握しておりません。

○委員（木村博幸君） 私の認識では、この日の説明の中では、どうしても10%不足する。その中にCLTの4億7000万円があり、VECDが幾らか出てほしいと。そういう中での発言だったんだろうと思っていったところを確認したところですよ。その10%のうちのVECDだという認識でよかったんでしょうか。

○証人（G氏） 恐らく向こうの提案はそういうことだったと思います。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。

それから、協議の中で、進んでいく中で、設計変更はやむを得ない場合にのみ行うものと、今回は必然性が見えないと。先ほどの部下に対する姿勢と似たようなところの内容になると思います。

これについてですが、前田建設の利益補填目的の設計変更に疑問を持っていたということにつながりますか。それとも全くそういう疑念は持っていらっしゃらなかったのでしょうか。

○証人（G氏） 全く持っていないわけではありません。多少なりとも疑念は抱いてました。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。

それから、次は外構の随契による利益の捻出についてです。協議では、市側の代表としてもきちんと内容は把握されてたと思いますけど、外構は全部で6億円とか7億円とか、それをちょっと膨らませて、またはこれは裏の話だけんという発言があっておりました。これは外構工事を前田のJVに随契として金額を膨らませる。このことで利益をつくる案を示した市側がですね、前田建設、提案するような形、そういうふうには私は受け取れたんですが、これについてはいかがでしょうか。

○証人（G氏） 私自身、その膨らます手法も全然分かりません。中で1つだけ言えるのが、要は本体工事のほかにまだ手持ちの補正予算に出す材料が結構あったんですよ。で、それを基本的に随契理由が立てば、随契理由で前田建設に取らせることも可能かなというふうな認識でございました。だから、事業費を膨らませるとかそういう認識は全くございません。

○委員（木村博幸君） この案の後に、実際に行われた外構の随契が7億2000万円、これと一致する金額になってるわけですけど、これについて事前に随契の方向性を知っておられたのかどうなのか伺いたい。

○証人（G氏） 恐らくその協議をしたのが、恐らく、私が財務部長の時代に随契とかそういう話はした記憶はございます。ただ、実行に移す段階では、私、1年しか財務部にいませんでしたので、実行に移す形になったのは建設部に移管してから補正予算が実行されたということになります。

○委員（木村博幸君） いろいろと考え方はあると思うんですけど、この11月26日の前田建設の久保田さんが来られた内容からすると、利益は10%足りませんという話からのずっと派生なんですけど、しょっぱなから向こうがCLTの4億7000万円のところをまずは確保して、それからほかのことをお話が出てきました。

もしあなたが財務部長として、市側としてそういうことが来れば、なぜ最初から反論ができなかったのかなというふうに思ったりします。これは不自然ではないでしょうか。

○証人（G氏） ですね。今考えてみれば、本当、不自然なことばかりだったと思ってます。そのときに私には反論する勇気がありませんでした。

○委員（木村博幸君） 追加で質問しますが、それはやっぱり上からの指示があったのでしょ

うか。

○証人（G氏） 基本、私どもは公務員として上からの指示以外に動きません。

○委員（木村博幸君） 十分です。

それでは、次、変えまして、成松市議の介入について伺います。

協議では、前田建設が名立たる人たちがするからと言われて、この名立たる人たちがというようなところの表現ですけど、これは成松市議の介入を示唆する発言だと私は思っております。財務部長として、この政治介入を認識しておられましたでしょうか。

○証人（G氏） すぐ疑念は抱いてました。具体的にどんなふうに関わられてたのか、その辺は全然分かりませんでしたけども、疑念はずっと抱いてました。

○委員（木村博幸君） その辺の中で、担当の部下と関わったのか分かりませんが、そういう報告が上のほうに、部長のほうには上がってくることは一切なかったということですか。

○証人（G氏） 一切ないということはありません。上がってきたこともあります。

○委員（木村博幸君） それでは、また話題変えますが、内部通報に関してです。当時は、内部通報、それからちょうど公益通報と切り替わる時期で、非常に、ほかの証言者にも聞きましたが、まだ認識がなくて、そういう制度がなかったというぐらいに認知度ゼロですね。あれば使いたいかという表現もあったんですが、言っても何かもみ消されるようなお話も聞きます。

そういう中、実際、2020年6月19日に財務部長の部下である方、契約検査課の方、この方が不正の内部通報を提出されておる、書類ですよ。このことについて存在を知ってらっしゃいましたか。

○証人（G氏） 提出したというか、多分、私はその内部通報した人から、事後だったと思うんですけども、今ちょっと病んでるっていう中

で、何が原因と聞いたところ、正直に言いますと、上司のパワハラということを私に言われたのは記憶してます。ただ、それが正式な内部通報だったのかどうかというのは私には分かりません。

○委員（木村博幸君） お聞きします。本来であれば、上司に報告し、その上の上司にということであると、当時の契約検査課長、もしくは人事課の課長、もしくは、その上の市長公室長あたりからこういう話があるんだよと、知ってますかという問いかけがあったかと思うんですが、それもなかったということですか。

○証人（G氏） それはありました。

○委員（木村博幸君） それはありましたか。

○証人（G氏） はい。でも、あくまでも自分は結構上司に対するパワハラで病んでるっていう認識でおりました。内部通報がどうのこののじゃなくて。

○委員（木村博幸君） 上司というのは課長ですか。パワハラの。

○証人（G氏） 名前は差し控えさせていただきます。

○委員（木村博幸君） 名前は要らない、課長ですね。分からない。

○証人（G氏） 課長補佐ですね。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

これ、総括的な話で、契約が終わって、ずっと工事が進んでいく中で、恐らくどこかでやっぱり官製談合じゃなかろうかなというわさがどこかで流れるか、もしくはそうだと最初から思ってたんじゃないか分かりません。この前田建設の利益補填のスキーム、これを財務部長として把握しながら、多分把握されたんだろうと思いますけど、なぜ止められなかったのかなと、ここが一番私、お聞きしたいところです。いかがでしょうか。

○証人（G氏） スキームを全て把握してたわけではありません。そうですね。ただ、あまり

よくないことというのは理解してましたし、今考えたら、やっぱり委員おっしゃるとおり、何で止められなかったのかという後悔はあります。

○委員（木村博幸君） 私のほうはこれで一旦終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 大倉です。よろしくお願いします。

少し入札の時点まで振り返っていただいてお答えいただければと思います。

後から修正されたとはいえ、指名停止措置の最初の減点において、過去1年以内と、通常、平均三、四か月が通常ですよ。より長い期間を設定して、減点マイナス12という大幅な減点を設定された、減点されたのはなぜなんでしょう。新庁舎建設に応札に対して最も興味を示していた大手ゼネコンを想定しての措置なのかという点を伺いたいと思います。

○証人（G氏） そもそも財務部としては価格方式をしたのは事実です。そんな中、市長のほうから総合評価の検討したらということで、両輪、両方をてんびんにかけて、メリット、デメリット、洗い出して協議したのを覚えてます。

その中で総合評価については、県でも3000万円以上ですか、やってみましたし、国では一般競争入札のほとんどが総合評価をやったので、本当は甲乙つけがたいという中で、最終的に市長が決裁してなったんですけども、その過程の中で、一番最後、最後に市長に持っていたときに、副市長のほうから、ちょっと持ち帰らせてくれっていう提案がありました。その後、副市長のほうから呼び出されて、その総合評価の案を手渡され、これでいくからというふうにして手渡されました。その中に、要はマイナス12点が入ってて、そこのところで副市

長が強調されたのは、不正を行ったところは新庁舎建設においては入れないということをおっしゃいました。そこで、すごいトップの方針というか、強い意志を感じたので、早速、それを新庁舎建設課長に言って、そのとおり進めるように指示しました。

ただ、進めるように言った後に、新庁舎建設課長から、12点はあまりにもひど過ぎるという話を私は受けました。その中で、早速建設部と財務部で協議を行いまして、当時、建設部の次長が県から出向されておりましたので、その次長と、うちの契約検査課の課長補佐で県のほうに意見聴取に行っていたいただきました。その結果、やっぱり12点というのはあまりよくないという話で、国もやってる6点が妥当な線ではないかという話がありました。

そこで、私と当時建設部長とで副市長のほうに説明に行つて、結局そこは6点になったと記憶しております。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。副市長から不正を行ったところは入れないという、入れないというのは何に入れられないんでしょうか。

○証人（G氏） 入札にだと。

○委員（大倉裕一君） 入札行為に入れれない。

○証人（G氏） はい。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

質問変わりますけど、証人の部長は令和元年9月定例会において、9月17日の成松議員の一般質問に対して、一般競争入札の場合は公告条件に見合ったものであれば誰でも参加ができ、競争の機会が確保されていることが重要であります。今回は応札者は1者という結果でしたが、競争性は働いていると考えておりますと答弁をされています。

証人が先ほど証言された応札時点での不正に対する認識を考えると、議会でのこの発言は矛

盾している点があるのではないかなというふうにも考えられるんですけど、なぜこのような答弁を行われたんでしょうか。この答弁は御本人の意思ですか。それとも周りからの要請、指示、そういったものがあつたからこの答弁になったのか、その点をお聞かせください。

○証人（G氏） 本人の意思といいますか、基本的に自分にはその6点にしたこと、6点にしたんですけども、その中でも恐らく不正を行った業者が入りにくくなったんですけども、ほかの大手ゼネコンについては十分入れるというふうな認識があつたので、そういう答弁をしたんだと思います。

○委員（大倉裕一君） いいですか。御自身の判断で答弁をしたと。そこは当然、副市長、市長まで確認を取つてということですね。

○証人（G氏） はい。

○委員（大倉裕一君） 次の質問に移ります。

令和元年11月26日、鏡支所の財務部長会議室で開かれた協議に参加されていると思いますが、参加されてますですね。

○証人（G氏） 参加していると思います。

○委員（大倉裕一君） このときの協議の音声データがきちんと存在をしております。

委員長、20191126部長協議③の音声データの中から、音声データを1分ほどお聞きいただければと思います。

（音声データ）

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。音声、聞き取りにくかったんですが、この中で、部長のほうからは、久米さんと3者で会うことができるというお尋ね、それから、ただ、その背景におっしゃっていただいたような背景があるというのめという発言があつています。

繰り返しますと、建設の課長だと思われる方が、できますけど、できますけど、ちょっといろんな話をうちうちで久米とせんとどうしようもない。一応公的には、公には、建前上です

よ、建前上は結局うちが算出した、描いた図面でできますっていうことで前田建設が落札されましたっていう話だけが、本来ならばこの話ちゅうのはできませんって言うて不調で終わるという話じゃないですか。不調なのか、ほかの建設会社に来たのか分かりませんがと課長補佐が言ってます。

この課長補佐の回答は、応札時において、発注者である八代市から明らかに前田建設工業に対する便宜が図られた官製談合であると認識しますが、課長補佐のこの回答に対して、財務部長であったあなたは次のように答えられています。

ただ、その背景におっしゃっていただいたような背景があるっていうのも。あなたが発言して、協議録にも記録している、このおっしゃっていただいたような背景というのは、どんな背景だという意味なんでしょうか。具体的に説明をお願いしたいと思います。

また、八代市の公金を管理する最高責任者である財務部長であれば、本来、こうした違法性のある発言や協議は最も行ってはいけない行為ではないかというふうに思われます。部長はその後も、課長補佐の発言後も前田建設工業に対する増額を行う協議を進めていらっしゃいます。それはなぜでしょうか。

○証人（G氏） 先ほどありました、おっしゃった背景については、恐らく一番最初に前田建設とお会いしたときに、基本的にうちは入札に参加をしないつもりだったというお話があった、入札後に何とかしてやるっていう市側のあったからわざわざ入札したんだということをおっしゃってました。で、誰が約束したのかは私は分かりません。ただ、そこにそういう背景があったのと、あと、先ほど申したとおり、自分たちの積算の中に落ち度がなかったかを心配したところです。

○委員（大倉裕一君） 今、何とかしてやるか

ら入札というか応札に応じてくれという市側のお願いがあったということ、誰か分からないって言われたんですが、その協議をするときに誰が言ったんだろうかと気にならなかったんですか。

○証人（G氏） いや、気にならなかったって、推測はしてました。

○委員（大倉裕一君） その方の名前は出せないんですか。

○証人（G氏） 恐らく成松市議だと思えます。

○委員（大倉裕一君） 入札の前に応札に対応してくれというお願いがあつてるわけですね。

質問を変えますが、財務部会議室で行われた、同じく令和元年11月26日の部長会議において、協議録の中で、協議しながら深めていくように、また、本件は市長から表に出さないように言われているので秘密裏に進めることと出席者に指示されていると思います。音声データも残っています。

2番、3番、お願いします。

（音声データ）

○委員（大倉裕一君） オーケーです。

（音声データ）

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

少し音声小さかったところなんです、水面下という言葉があつております。これは部長から指示を受けた部下の方の発言内容でありました。

この部下がその指示に従った水面下とは具体的に何を示しているんでしょうか。また、当時の中村市長は何を秘密裏に進めるようにと指示をされたのか、お尋ねをしたいと思います。

○証人（G氏） 水面下という言葉が、基本的にその協議自体、自分の認識の中では、これは表に出せないこと、庁舎建設のためにいろいろこうやってきた協議というのが本当そのような

話だったんで、表に出すなという中で、基本、水面下という言葉を使ったんですけども、普通この話はオフレコということをお願いして水面下って言ったのかもしれないし、中村市長を取り出したのも、この話をオフレコをお願いしている中で、中村市長から言われてるとかそういうふうにしたのかもしれませんが。

ただ、直接中村市長から水面下で動けとか、そういう指示は受けてません。

○委員（大倉裕一君） 出てないけど、部長の思いの中から水面下という言葉が出たということで理解したいというふうに思います。

次の質問ですが、財務部長として、なぜ本体工事における違法性を明確に認識しながら、八代市の支出を増やし、前田建設工業に便宜を図るような公金支出命令を決裁されたんでしょうか。

○証人（G氏） 最終的に前田建設に便宜を図ったと思ってません。あくまでも自分の認識では、要はほかの外構工事であるとか、その他補正予算で出したやつはもともと提案するべきやつで、それが随契で前田建設に取らせたというのはちょっとおかしいかなとは思ってますけども、不正な公金支出だとは思ってません。

○委員（大倉裕一君） それは今の現時点でも良心に照らし合わせて、そういった不正を行ったという思いはないということですか。

○証人（G氏） はい、ありません。

○委員（大倉裕一君） 次の質問です。令和元年12月11日に鏡支所で行われた成松議員協議において、音声データ、4つ目をお願いしますか。

（音声データ）

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

ちょっと聞きづらかったと思いますので、繰り返しますが、この協議において、成松議員が、だけん、金ば銀に変えて浮いた分で帳尻合

わせるという考え方なんだろうけど、ただ、それが会計検査か何か入ったうでしょうと発言した後、起債ですよねと発言をされています。起債ですよねとは部長の発言だと思います。

その後、新庁舎建設課長補佐も起債の検査と発言し、成松議員は、そうずっと、図面でいくなら、もうこれは金って書いてあるけん金だけど、銀じゃないかっていうようになるような目にかかるやつは駄目ですもんねと発言をしています。

これは新庁舎建設の財源に災害復旧事業債と合併特例債が使われたことを意味するというふうに認識をしていますが、この発言の文脈から考えて、成松議員と部長、財務部長ですね、課長補佐は、会計検査院の検査から逃れるような違法性のある増額を検討していたのではないかなというふうにも受け取れるんですが、このことを認められますか。

○証人（G氏） 確かに起債といえども災害復旧事業債と合併特例債を使って庁舎を建てたんですけども、その会計検査から指摘を受ける、受けないとか、そのような当時はその場ではそういう認識はなかったと思います。逃れようとか。

○委員（大倉裕一君） ただ、合併特例債とか災害復旧事業債という言葉が出てきたから、起債ですねという、財源の確保に触れられたっていう感じですか。

○証人（G氏） はい、恐らく深い意味はないと思います。

○委員（大倉裕一君） 深い意味はない。

○証人（G氏） はい。

○委員（大倉裕一君） 同じような質問ですが、金だけど銀じゃないかと、目にかかるやつは駄目という発言は、施工とか発注ですね、契約、施工、発注において具体的にどんな行為を行うことと理解されましたか。

○証人（G氏） 基本的にその辺の協議でずっ

と出てたのが、恐らくVE案っていうのが出てましたので、金を銀に変えるっていうのはVE案のことかなという認識はありました。

○委員（大倉裕一君） 2月12日の時点でそのVE案についての話が出てまして、建設部と、これは財務部長は認識があるかどうかお尋ねしたいと思いますが、新庁舎建設工事は契約上VE工事として明記しているのかという問いに、新庁舎建設課の出席者からは、していない、仕様を変えるのであれば仕様書を差し替えるしかない、通常は契約金額内で収める現場内変更で対応、どこかを下げればどこかを上げるという場合、本来あってはならない行為と新庁舎建設課は回答をしています。

その点について御認識はありましたか。

○証人（G氏） 恐らく認識あったと思います。

○委員（大倉裕一君） ありますか。

○証人（G氏） はい。

○委員（大倉裕一君） 次に、同じく成松議員協議についての音声データをお願いしたいと思います。

（音声データ）

○委員（大倉裕一君） 小さくて聞きづらいので、止めてもらっていいですか。

私のほうから紹介をしたいと思います。

今の音声データで伝えたかったのは、部長のほうで、議会に上げんでよかけんが、基本的には予算がなかもんだけん、追加予算は出さんばん。ただの契約の変更だったら変更契約については10%未満だったら議決は要らん。要は予算ば取らんばん。これに対して成松議員が、それは報告せんばんですか。部長、予算は議会の承認が要る。例えば低く入札してあれば、残があるけん。成松議員、ああ、そうか、伝承館が5000万円残ったけん、四千何百万円で手を出した。課長補佐ですかね。そうそうそうそう、新庁舎の場合は残がなかもんだっけん、1

700万円しかなか。成松議員、17億円じゃなくてね。部長、そこは皆さんが認めてもらえるものではないかと。例えばインフレスライドだったら皆が納得するよみたいな、しやすかし。

財務部長であるあなたは、八代市に予算が不足している当時の事実を認識しながらも、前田建設工業に対する工事費を増額するため、議決が不要で予算を取れる10%未満の範囲での契約変更を提案されています。そして、その増額方法に対して、そこは皆さんが認めてもらえるものじゃないといけない。増額しやすいからと発言もされています。

こうしたあなたの発言を続けて振り返っていくと、あなたは成松議員から必要な増額要求を受けて苦しんだ新庁舎建設課の職員とは違って、成松議員と中村市長の側に立って前田建設工業に便宜を図る姿勢での発言が目立ちます。あなたが認めた当時の事実を踏まえて、当時あなたが財務部長として持っていた認識を教えてくださいたいと思います。

○証人（G氏） 財務部長としての認識というところですけども、基本的に財務部はどれだけお金を節約できて、より高価な建物を建てるのか、そういうのに注力してたのは事実です。

その中で、やっぱり議会は、皆さんが納得しないと予算を通してもらえないというのがあって、例えば、先ほど大倉委員の中にありましたけども、そんな中でも、はっきり覚えてません。予算の残がある場合については議会を通さなくていいというのがあります。そういう提案した、何に対してその提案をしたのかは私は記憶してないんです。

ただ、今も昔も変わることはないと思いますけども、いかに有利な財源を使って市民の後年度の負担にならないかというのを考えて財政運営やってきたつもりです。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます

す。しかし、こういった記録を読んでいくと、残念ながらその思いが伝わってこない。我々を背信されてるんじゃないかなというような思いになるんですね。

同じく12月11日の成松議員協議において、部長は協議の最後に、お互い知恵を出し合って、鉄骨の話があったが、鉄骨などは増額の大義名分が立つと発言をされていると思います。このとき、あなたの認識を踏まえると、知恵を出し合っというあなたの発言は、中村市長から水面下で動けという指示を受けてという思いで持っていたんですが、先ほどの質問で、水面下は自分の口から発したものだということでありましたが、会計検査院の目に触れず、前田建設工業のために増額の便宜を図ることができて、合法性を装って増額を実現するための知恵を出すことだとししか理解ができない状況です。この点について反論があればお願いいたします。

○証人（G氏） 前田建設のために増額を行ったという認識は全くございません。

○委員（大倉裕一君） では、成松議員のためにという思いはいかがですか。

○証人（G氏） 成松議員というよりも、一議員のために増額を図るとか、そういうことはできないと思いますし、そこはやっぱり我々は公務員ですので、上の命令系統に従ってる部分があります。その指示だったら、やる可能性はあります。

○委員（大倉裕一君） 具体的に指示があったということで理解していいですか。

○証人（G氏） 何。

○委員（大倉裕一君） 成松議員が言ってきたことに対して、きちんと対応するようにということで指示があったということを理解していいですか。

○証人（G氏） その指示を自分が出したということですか。

○委員（大倉裕一君） いえいえ、上からの指示で動きますということでおっしゃってますので、副市長か市長からかその指示があったんですかという質問ですね。

○証人（G氏） 申し訳ありません、その指示ってどんな指示ですか。

○委員（大倉裕一君） 成松議員のためにきちんと動けと、増額に対して。

○証人（G氏） そういう指示はありません。

○委員（大倉裕一君） でも、動いてきたんですね。

○証人（G氏） 結果、そう言われても仕方ないです。

○委員（大倉裕一君） ですね。鉄骨の部分については、非常に疑義を感じているところがあります。図面等見てみても。協議の内容でも、普通、公共工事というのは、建設物価とか標準仕様の標準金額とかそういったのがある程度決まったものを積算根拠として用いますが、前田建設さんの場合は、鉄骨の部分は市場価格でたしか出していらっしゃいますね。その点は御存じですか。

○証人（G氏） 当時は多分認識してたと思いますけども、今は忘れてるというか、記憶がありません。

○委員（大倉裕一君） あと2つ、お尋ねしたいと思います。

これまで数名の証言者の方にこの百条委員会で証言をしていただいています。マスコミでも大きく取り上げられてるのが天の声という、その3文字なんですけど。

例えば、上という表現もあります。上司ですね。天の声というのは部長から見たら誰だというふうに思われます。

○証人（G氏） 例えば、自分の場合、ちゃんと副市長から指示があつて部下に伝えます。多分、自分の中では天の声という表現は使わないんですけども、あえてそういう表現をするって

なれば、自分は分かりませんが、そのラインから外れた人かなというふうな思いはあります。

○委員（大倉裕一君） ラインから外れた人とは。

○証人（G氏） そこは分かりません。

○委員（大倉裕一君） 公務員ではない方という認識ですか。

○証人（G氏） 我々はもう市長、副市長、そのラインでしか動かないので、そのラインの人から言われたことだったらちゃんと言うと思うんですけど、何を意図して天の声って言われたのが私には理解できません。

○委員（大倉裕一君） 最後の質問になります。

先ほどハラスメントの話題が若干出たんですが、当時、市の職員で休職をしている方に部長がお電話をされているんですね、このときに、相手の方と話をするときに、危ないことをさせたからというふうな発言があっているんですよ。この危ないことというのは何をさせられたんですか。

○証人（G氏） 基本的には、庁舎建設に当たっているいろんな協議とか、自分の中でも通常の協議じゃないというふうに思っておりますので、恐らくそういったものについて、自分の中でもあまりよくないとか危ないとか、そういう気持ちがあったのかもしれませんが。

○委員（大倉裕一君） 質問を終わりますが、私の質問の中で一部不適切な発言がありましたので訂正させていただきます。

○委員長（中山諭扶哉君） 修正については、委員長の判断で削除させていただきます。

ほかありませんか。

○委員（野崎伸也君） 先ほどから、財務部長として、入札された前田建設工業さんが利益が出てないって言われたっていうところで、それはおかしいだろうというふうな話をされたと思

う、先ほどされたと思うんですけども。八代市が入札した際、前田建設工業さんは利益を幾らぐらいですねというように感じて、八代市としては幾らぐらい利益があるっていうようなことで入札をされたんだったんですか。

○証人（G氏） 恐らくその利益を見込んで入札したその金額については分かりません。

○委員（野崎伸也君） 財務部長としては、財務部としてその入札かけるじゃないですか。そのときに、幾らぐらい利益出るよねみたいな話はなかったんですか。ゼロですか。

○証人（G氏） ゼロではないと思います。ただ、明確な記憶はありませんけども、全体工事費の何%とか。

○委員（野崎伸也君） ですよ。

○証人（G氏） そんな感じではあったと思います。

○委員（野崎伸也君） 話しました、何%ぐらいとか。

○証人（G氏） 話はしてないと思います。

○委員（野崎伸也君） 入札の関係。担当部署とかと話はしてない。

○証人（G氏） してないと思います。

○委員（野崎伸也君） 引き続きですけど、先ほどぐらいから大倉委員から話があった分で、令和元年11月26日という日付がついた財務部の会議室で行った協議の内容からなんですけれども、先ほど音声データも出ましたけれども。

その中で、部長の発言で、お互いに知恵を出し合っという話も出てましたし、あと鉄骨の話ですね、先ほど大倉委員もありましたけれども、鉄骨については増額の大義名分が立つと。この大義名分というのは何なんですか。何をもって大義名分が立つというふうに言われたんですか。

○証人（G氏） 恐らくその当時は、議会に提案しても納得していただけるのではないかとい

うようなことだと思います。

○委員（野崎伸也君） なぜそう思われたんですか。何で理解すると思ったんですか。さっきから、意外と建設に関係については疎いんでみたいな話をされてたんですけども、すごい詳しいのかなと私思ったんですよ。大義名分も立つとかって話。何でそういう思ったのか。なぜですかね。なぜ通ると思ったんです。

○証人（G氏） その協議の内容を全て自分が把握してるわけじゃなくて、多分そのところだけ、恐らく、その資料が今全然手元にないんでその文脈がよく分からない分があって、何ともそこは答えられません。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。その後、この案件については市長から表に出さないように言われているという、先ほど音声データもあったんですけども、これは中村元市長からですよ、当時の市長さんから指令を受けて、財務部長が、あなたが率先して部下にハッパをかけて、不正な利益の捻出を進めているような様子が伺えるんですよ。その会議の内容を読むと。

あなたがそういう行動に出たというか、市長からの指令を受けて、部下にハッパをかけて、それをさせるような動きをしたというのは、市長からの、あるいは成松議員からの恫喝とか、恐怖で動いたのか。あるいは、あなたに対して前田建設工業からも何らかの利益があるとか、成松議員から利益を受けるとか、そういうのがあったからですか。

○証人（G氏） それは全くありません。

○委員（野崎伸也君） じゃあ、なぜそういう行動に出たんですか。

○証人（G氏） 不正な利益の捻出をしたというのは、私にはそういうつもりは全くございません。

○委員（野崎伸也君） 協議の議事録見ればそういうふうにも取れるんですけども、なぜな

いんですか。それ、まともな仕事だったんですか、それは、通常の業務と変わらないという認識。

○証人（G氏） 先ほども申しましたけども、基本的に補正予算での提案とか、合法的やり方での向こうに利益を供与するのは認められても、法的手段を侵してまで向こうに利益を与えるようなことはできないというふうに前から思っておりますので、そのような相手に利益を供与するとか、それは全くないというふうに確信しております。

○委員（野崎伸也君） いろいろな場面で成松議員と結構仲がいいような話しぶりというのが出てきます。成松議員のちゃんこ屋のほうで、当時の新庁舎建設課長を呼んだと。その前にあなたはそこでもう一緒に飲まれてたというようなシチュエーションの場面が音声データもあるんですけども。待ったばいと、課長、待ったばいと、あなたが言われてるんですよ。そこで、成松議員が四、五億円足らんという話をされた。そこにあなたはいたんですけども。課長、頼むばいというともあなたが言われてるんですよ。

そういうのを見ると、聞くと、率先してあなたは成松議員の不正に加担してるように見えるんですけども、違いますか。何か利益が、利益供与を受けたんじゃないですか。違いますか。

○証人（G氏） 何回も言いますが、一切利益供与なんて受けてません。

○委員（野崎伸也君） 成松議員のちゃんこ屋以外でも結構頻繁に市の幹部集まって飲まれてますよね、いろんな団体さんと。それ、ありますよね。いろいろ聞いてるんですけども。そういった場面で、成松議員が、市長に挨拶に行く前にあなたに挨拶に行くと、いつも、それぐらいあなたをあがめて慕ってるというような話も聞いてるんです。

○証人（G氏） すいません、もう一度いいですか。市長に挨拶に行く前。

○委員（野崎伸也君） 通常であれば、一番上役の人に挨拶行くじゃないですか。その前にあなたに行ってた。必ずあなたに行くと。それぐらいあなたと成松議員は仲がいいんだと。

○証人（G氏） それは全くの誤解だと思います。

○委員（野崎伸也君） そうですか。

○証人（G氏） はい。

○委員（野崎伸也君） そういう話が結構来てるんですよ。それぐらい。

○証人（G氏） それは基本的にもう全否定いたします。

○委員（野崎伸也君） 庁舎建設以外にも何かあったんじゃないですか。

○証人（G氏） ありません。

○委員（野崎伸也君） 終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） 事実関係の確認をお願いします。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 野崎委員からもあったんですけど、成松議員のお店で会われたのはもう事実ですか。

○証人（G氏） 会ったのは事実です。

○委員（山本敬晃君） そのときに、以前来られた証人の方も証言されたんですけど、その当時は部長から呼ばれて行ったらというお話だった。それも事実ですか。

○証人（G氏） 事実といいますか、基本的に私のほうに電話があったのは事実です。成松議員から電話があって、今度一緒に飲まんかいという話でした。その中で、新庁舎建設課長も誘ったらということで、どうしても日程が合わず、休みの日に合わせて行っただけが事実です。ただ、さっき野崎委員がおっしゃったような前

もって飲んでたということはございません。たまたま私たちが早く来ただけの話です。

○委員（山本敬晃君） その新庁舎建設に関して、これは業務のお話だと思うんですけど、そういったものをそういった一議員の指示もあって、そうやってそれに関係する課長さんをお電話でお呼びしてというのは、そういったことについては適切なことだったとは思ってらっしゃいますか。

○証人（G氏） 適切なことっていうか、基本的に、要は新庁舎建設の仕事の話をするような場ではなくてというふうには私は思っていました。労をねぎらいたいみたいなイメージだったと思います。そこで具体的に議員からそういう話があったと。

○委員（山本敬晃君） それは、以前の証人の方もおっしゃったように、その場で成松議員から足らんばいってというお話があったのは、部長もお聞きになって、実際そういうことがあった。

○証人（G氏） ですね。

○委員（山本敬晃君） ほかの証人さんもおっしゃってる、いわゆる自民党レクっていうのは今まであった、そういった場にいらっしゃってたんですか。

○証人（G氏） ありました。

○委員（山本敬晃君） それはこの新庁舎建設だけなのか、それとも今までずっとそういったことがあったのかっていうのは、分かる範囲で教えていただきたいんです。

○証人（G氏） 新庁舎建設にかかわらず、あってました。

○委員（山本敬晃君） それは、いつからとか分かる。何かずっともう、例えば中村市長に替わってからそういうことがあったのか、それとも以前からそういった自民党に対してだけのそういった特別なレクというのがあったのかっていうのは御存じですか。

○証人（G氏） 自分は中村市長のときに財政課長とかなって、そのときからもうあったような気がします。

○委員（山本敬晃君） そのレクというのは、どういった議員さんがいらっしゃってたんですか。

○証人（G氏） 当然、団長さんもいらっしゃいますし、議長レクとか副議長レクとかいうような感じだったと思います。

○委員（山本敬晃君） あと、私がお聞きしたのが、自民党八代支部のほうに執行部が出向いてそういったレクをしてたっていうお話を聞いてるんですけども、そういったこともあってるんですか。

○証人（G氏） ありました。

○委員（山本敬晃君） それはどういう、例えば定例会ごとに毎回やってるとか、そういったのを詳しく教えていただければ。

○証人（G氏） 定例会ごとにあってました。

○委員（山本敬晃君） それは、私たちも議案説明会ありますが、その前にそういった自民党のみにそういったレクというのを執行部としてされてた。

○証人（G氏） はい。

○委員（山本敬晃君） 業務として。

○証人（G氏） ですね。

○委員（山本敬晃君） 部長から、私たちはそういった意思決定のラインがないと動かないというお話があったんですけども、部長がおっしゃるのであれば、部長の上は副市長で、市長とそのライン、そのお二人しかないと思うんですけども、そのラインに自民党ってのが入ってたということなんですか。

○証人（G氏） 当然入ってません。

○委員（山本敬晃君） 入ってないけども、その以前、証人の方からは、副市長の後か、その市長の前か分らないですけど、そのときに、事前に自民党の団長、副団長もそのレクをして

からじゃないといけなかったというお話があったんですけど、それは事実ですか。

○証人（G氏） 確固たるものはないんですけども、そこは部長さんたちの判断によるかもしれませんが、最終的に市長まで、いろんな求めたときに、市長のほうから、ちゃんと説明しときなさいとかっていうパターンと、もう自分たちから行ったパターンもあります。

○委員（山本敬晃君） 自分たちから行った、自民党のレクをしとかんといかんということまで。

○証人（G氏） もう市長が言われるのを見越して。

○委員（山本敬晃君） 見越して。

○証人（G氏） はい。

○委員（山本敬晃君） じゃあ、自民党レクっていうのは中村市長からの指示で職員皆さんされてたということよろしいですか。

○証人（G氏） そうですね。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（深田浩介君） いろんな方の質問があったんで重複するところが幾つか出てくると思うんですけども。

1点目が、2019年7月の入札公示前、市長、副市長、成松議員、田村建設部次長と4人で会食して、総合評価落札方式の評価基準案の詰めっていうのを行ったという証言がありますが、これは事実でしょうか。

○証人（G氏） 私、知りません。

○委員（深田浩介君） 御存じないですか。

○証人（G氏） はい。

○委員（深田浩介君） 次に、成松議員から、業者への利益補填を確約させるために一筆書け、念書を書け、手形を切れといった恫喝、脅迫まがいの要求を直接受けましたか。

○証人（G氏） 受けてません。

○委員（深田浩介君） あと、部下である職員

の方たちは、この行為を口利きどころか犯罪行為に近いと認識していましたが、あなたはなぜ職務執行の適正を確保するための報告や是正措置を行われなかったのでしょうか。

○証人（G氏） 恐らく、最初に話したとおり、自分にも是正する勇気がなかったと思っています。

○委員（深田浩介君） それと、2020年4月30日の協議で、潮崎建設部長がG部長に対して、前田建設への回答を確認する際に、やっちゃんらんことをさせよとだけね、分かっとなねと念を押しました。これに対して、G部長は一言も返さず何も言われなかったんですけど、そこはなぜですか。

○証人（G氏） 建設部。

○委員（深田浩介君） 潮崎建設部長からですね、やっちゃんらんことをさせよとだけね、分かっとなねと念を押されてましたけれども、それに対して何も言われなかったのはなぜですかね。

○証人（G氏） すいません、ちょっと分かりません。

○委員（深田浩介君） 記憶がない。

○証人（G氏） 記憶がない。

○委員（深田浩介君） 財務部長としてこのやっちゃんらんことが公金の不正支出や虚偽の理由に基づく予算措置であったことを、今、分からないと言われましたけど、そのときは認識されていたとか、そういったのも覚えてらっしゃらないということですか。

○証人（G氏） 認識はしてません。

○委員（深田浩介君） されてない。

○証人（G氏） はい。

○委員（深田浩介君） 以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ありませんか。

○委員（大倉裕一君） 簡潔にお尋ねします。

先ほど法を犯してまでもという言葉を部長から聞きました。ただ、1つ確認ですけど、随契

のとき、外構工事の随契のときは財務部長でしたか。令和3年6月。

○証人（G氏） いや、そのときは建設部に新庁舎は所属しておりました。令和3年3月31日までが、自分、3月31日までですね。3月31日だから、そのときは恐らく建設部に新庁舎はあったと思います。

○委員（大倉裕一君） 部長は財務部長で、そのまま財務部長だったということでもいいですか。

○証人（G氏） はい、いいです。

○委員（大倉裕一君） 恐らく随意契約のこの案件を部長協議とかでもされたと思うんですよね。随意契約でこの4億円という金額を出すというときに、やっぱり財務部がしっかりして、これは地方自治法の契約に違反するんじゃないかというようなことが言えなかったのかというのが非常に気がかりなんですけど、そこは、これは入札にかければ何千万円とかっていうオーダーで金額が下がっていくはずですよ。そういうふうな思いを持つんですけど、その点についてはなぜできなかったのか。

○証人（G氏） 恐らく、すごい工期の問題だと思います。一刻も早く新庁舎を建設したい。でないと、基本的に当時も庁舎ばらばらで、市民の方にもすごい不便をかけてた部分がありますので、少しでも工期を確保するために、それが随契理由だったのかなというふうに思ってます。

○委員（大倉裕一君） 優先順位を聞きたいんですけど、工期を守るべきか、地方自治法を守るべきか、どちらを守るべきなんですか。

○証人（G氏） 当然、地方自治法だと思います。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（山本敬晃君） 伺いたいのが、どこかのマスコミさんの何か報道であってたと思うんですけど、当時の幹部職員の方に何かインタビューをされて、その中で成松議員が、この新庁舎建設もそうですけども、そういったいろんな人事であつたりとかそういった影響力を持っていたって、そういったのってのは何か認識はあります。そういった影響力を持っていたって。何か実際のそういったことがあれば教えていただきたい。

○証人（G氏） 全然なかったといえようようになりますけれども、多少はあられたと思います。

○委員（山本敬晃君） あられたっていう、そういうのを実際に知ってるだったり、聞いたことがあるとか、そういったのはありますか。

○証人（G氏） 知ってるっていうか、直接自分のほうに言われたこともあります。

○委員（山本敬晃君） それはこういった内容でしたか。

○証人（G氏） 内容は、例えば、誰々をどこどこにか。

○委員（山本敬晃君） それは、そういったお話があつて、それはそのとおり市の中でもなっていくものなんですか。

○証人（G氏） いや、できません。

○委員（山本敬晃君） なっていかない。

○証人（G氏） はい。あくまでも意見として聞くだけです。

○委員（山本敬晃君） 意見として聞いて、一切そういったのはもう取り入れない。

○証人（G氏） 取り入れない、全く取り入れないということではないと思いますけども、最終的に判断するのは市長だと思います。

○委員（山本敬晃君） そういう意見があつて、部長からそれを市長にお話をされたりとかつてのはない。

○証人（G氏） 何回かはあつたと思います。

それは強く関与されてるっていうことはなかったと思います。

○委員（山本敬晃君） 分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 1つだけ、外構工事の随意契約というのは、これは珍しいことなんでしょうか。それともよくあることなんでしょうか。分かりますか。

○証人（G氏） どちらかといえば、基本的には分けてするのが通常だと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかにありませんか。

○委員（北園武広君） 2点ほど伺いたいと思います。

予算の透明性について、今るるいろいろ御説明いただいたわけですけど、自分がちょっと1点確認させていただきたいと思います。

予算が膨らんだ部分に関してなんですけども、不必要な仕様の変更とかいう設定においてですけども、そういうのはなかったでしょうか。

○証人（G氏） なかったと思います。

○委員（北園武広君） もう必要な追加工事であつたという認識でよろしいですか。

○証人（G氏） はい。

○委員（北園武広君） 分かりました。

事前協議等で、事前に行われとった協議の中、音声データも含めてなんですけども、については、最終的には精査した上で、実際的には行われていなかったっていう判断でよろしいでしょうか。

○証人（G氏） 私はそういうふうに判断します。

○委員（北園武広君） あと1点ですけども、平成28年4月の震災後、先ほど話があつたとおり、業務を分散して行われとったかと思えます。その中で、職員間であつたり、担当部署で

あったりってところで、情報の共有とかいう部分に関して何か不都合な点とか、適正に行われておったかっていうところに関して、何か御意見等があれば。

○証人（G氏） 全庁的な話ですか。

○委員（北園武広君） はい。

○証人（G氏） 基本的に職員もそうですし、市民の方にもすごい御不便をおかけしてたというふうに思っております。協議とか会議とかにしても、車で移動するだけでもコストがかかりますし、本当、時間も制約されてますので、基本的には一刻も早く新庁舎建設を実現させたいという気持ちはございました。

○委員（北園武広君） ということは、もう職員間でそういう情報の共有っていうか、図られて、最後に事実と異なる報告とか、情報の隠蔽だったりっていう部分に関して行われた事実っていうのはございますでしょうか。

○証人（G氏） ないと思います。

○委員（北園武広君） 以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございました。ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 最後になるかと思いますが、財務部長、それから最後は市長公室長を経験されて、もうトップ中のトップで市の職員の上に立つところでお辞めになられました。

聞きたいのは、この新庁舎建設工事がこんな問題を起こしたというところで、やっぱり何らかのね、責任もあるのかなと思いますし、聞きたいのは、どうしたら止めることができるのか。いい方法があれば、フィードバックじゃないですけど、欲しいところがあります。

今考えられる中で、何が一番欠けてたのかなというところを聞かせてください。

○証人（G氏） 副委員長おっしゃるとおり、責任の重大さというのを痛感しているようなところでもございます。ただ、何が悪かったかっていう。やっぱり市役所全体がすごく風通しが

悪かったような気がします。もっと何でも意見が言い合えるような職場づくりが一番いいのかなと思いますし、やっぱり下からも何でも意見を言えるし、上からでも市長、副市長に対していろんな意見が言える、そんな環境がなかったのが一番原因かなと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

以上でよろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 以上でG証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人におかれましては長時間ありがとうございます。

それでは、証人退室のため休憩をいたします。再開は午後2時から行います。よろしくお願いいたします。

（午後1時14分 小会）

（午後2時00分 小会）

○委員長（中山諭扶哉君） 午前中に引き続き、会議を再開します。

報道関係の方々へ、先ほども申し上げましたが、証人の撮影に関しましては顔が映らないよう、背面からのみで行うよう、プライバシーの配慮によりしくお願いします。なお、証人が退室される際も、証人がカメラに映らないような御配慮をお願いします。

潮崎証人におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むこ

とはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族もしくは3親等以内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関すること。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨申出をお願いします。

もしこれらの理由がなく証言を拒んだときには、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないことになっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることになっております。

証人または証人の配偶者、4親等以内の血族もしくは3親等以内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道関係者を含め、全員御起立をお願いします。

まず、宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（潮崎 勝氏） 宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。令和8年7月3日、潮崎勝。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。ました。

それでは、証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いします。

それでは皆様、御着席ください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないようにお願いします。なお、証言の際は着席のまま御発言いただき結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいで結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めることとございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

また、潮崎証人から証言を行うに当たり、メモ等、資料を持ち込みたいとの申出があり、これを許可いたしましたので御了承願います。

これより、証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。

氏名、住所、職業、生年月日については、事前に御記入いただいております確認事項記入票のとおり、間違いございませんか。

○証人（潮崎 勝氏） ありません。

○委員長（中山諭扶哉君） 私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は真実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、大倉委員よりお願いします。

○委員（大倉裕一君） よろしくをお願いします。

○証人（潮崎 勝氏） よろしくをお願いします。

○委員（大倉裕一君） まず、公開されました議事録、新庁舎建設工事の事業手法並びに発注方法についての協議経過よりお尋ねをしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（中山諭扶哉君） その前に、マイクを少し、やっぱり聞こえないという声がありましたので、マイクを少し前にお願いしてよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） ２０２０年の２月１２日のことになりますが。

○証人（潮崎 勝氏） 資料を見ながら。よろしいですかね。

○委員長（中山諭扶哉君） はい、どうぞ。

○証人（潮崎 勝氏） ２０２０年。はい、どうぞ。

○委員（大倉裕一君） ２月１２日、前田建設工業さんが市役所を訪問されております。このとき、同席者として前田建設久保田部長、長田グループ長ですかね、課長かな、と八代市役所財務部佐藤部長、尾崎次長、建設部の潮崎部長、田村次長が同席をされて協議をされています。この協議後に財務部と建設部との内部協議が行われております。その資料の中から、そもそもなぜ利益率がないと見越した工事に対し、副議長からの要請というだけで全国規模の会社が応じたのかという疑問がありつつ、「副議長」と呼ぶ者あり）副議長って書いてあると思うんですね。（「成松議員だろう。はい、分かりました。すいません」と呼ぶ者あり）全国規模の会社が応じたのかという疑問がありつつ、国からの通知の状況を見据えた上で久米設計に依頼している。前田建設が提案しているＶＥ案の確認作業終了後、利益額を確認し、前田建設

に提示する。要求されている額が、程度にもよるが、４億７０００万円に届いていない場合、①これ以上は対応できないと伝える、②今後予定している本体に付随する電気附帯工事やその他附帯工事、外構工事の発注方法について、利益率を確保できるかどうかを含めて、市長の了解の下、前田建設の意向を確認する。

そこで質問です。なぜ利益率がないと見越した工事に対し、副議長から、成松議員からの要請というだけで全国規模の会社が応じたのかという疑問は現時点で解消されていますか。

○証人（潮崎 勝氏） 今、質問の会議をもう一回確認しますと、令和２年２月１２日で間違いございませんか。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（潮崎 勝氏） では、その会議、まずその会議の趣旨をちょっとお話ししてよろしいでしょうか。

○委員長（中山諭扶哉君） どうぞ。

○証人（潮崎 勝氏） 私がその会議、初めて前田建設と会った会議です。その会議に向かう前に、１月の、——私がこの案件に介入するきっかけになったことを少しお話しさせていただきます。１月の中旬頃だったです。財務部長から相談があるということで、私のほうに、会議の、会議帰りしなだったですかね、鏡支所で声かけられまして、その会議、相談というのが、実は前田建設が入札前に、採算が合わないけん辞退しようごだったということをおある方に相談したら、ある方が後でどやんかするけんということで、今その協議をしようですと。それが１月の中旬だったですかね。私、それで初めてこの相談を聞いたわけです。

そう聞いた瞬間に、聞いた瞬間、そんな話はないなとまず思いました。金額が１０億円というのはそのとき部長がおっしゃったんですけども、発注との契約額の差ということで問題提起があるということはさほど私は驚きはしません

でした。

というのが、過去、私が経験上、そういうケースは何度も耳にしたことがありますので。要するに取った業者さんがこの金額じゃ実は採算の合わんとですたいなという話ですね、そういうのは何度か聞いたことがあります。多くは発注者の発注計算ミスというのが、原因がそこ、多かったんですけどね。例えば資材を設計書に入れ損ねたとか、例えばメートル当たりの単価を、例えば10メートル当たりで単価つくるのを100メートルで割ってしまっただけで現単価が10分の1になっただけで済みます。要するにヒューマンエラーで実際の業者がする金額の差があるという、こういうことを何回か見聞きしていますので、そういう意味で、ちょっと金額が10億といっても、全体の1割程度の乖離だったので、あり得ないことではないとは思いました。

しかし、入札の段階である方に相談して、辞退するのをやめて応札して、それをどうにかするけんということで市役所に相談に来てるんですね。もうこれを聞いた瞬間に、何だこれと思うたのが正直な話。

ちょっと長くなりますけど、よろしいですか。その相談を受けて、そういう難解な案件を佐藤部長が、財務部がやってるって。彼も業者とのやり取りなんか経験がなかけんが、それで私に相談したっかなと思ったんですね。

その提案をいつのことって聞いたら、起工式の前、前日。担当は、前田建設の久保田部長がじきじきにそういう申出があったと。その話があつてどぎゃんしたとかい、担当はちゅったら、お互い設計書の確認、要するに市役所は数量のチェックと計算、掛け算するし、前田建設も数量と掛け算をする。双方が数量はあんまり、同じだったってことだったんですよ。でも乖離があるけん、単価の違いなんだろうなとは思ったんですけども。

佐藤部長にその相談受けたときに確認したの

が、この話は市長は知つとらすとかいちゃったから、いや、報告してない。ほかには誰が知つととかい、そう聞いたら、松本公室長に相談をしていると。松本公室長は建設部長であるし、鏡支所ですからね、近かけん、それは相談したんだろうと。

そういうことで、私に相談したのはどういうことかと確認して、3か月後には建設部に移管することがもう決まっていたから、4月からですね、そういう意味で、もう私に早めに引き継いでもらえないかということだろうということで、よければということだったので、じゃあ、その話を部長から聞いただけじゃいかんけん、直接前田建設に私も話を聞きたいということで、その次の会議のとき、私をオブザーバーで参加させてくれとお願いしました。直に前田建設の話聞くけん、それから判断するというので、1月23日だったと思います。これは私が、もう皆さん御存じのとおり、市長極秘レクのところに1月23日と書いてますので間違いないと思います。1月23日に、鏡支所の危機管理課の裏に楕円形のテーブルがあったと思います、部屋が。多分あそこで聞きました。対面に前田建設、こっちに財務部、私が90度のところに座って、それから、前田建設が財務部の当初、口切りに、冒頭の部分をもう一回私にも言うてくれということで、その部分を聞きました。

内容は、先ほども申したとおり、辞退するつもりだったが、ある方に相談して、不足分はどうにかするけんということで我々は応札したと。次に、会社の稟議書を回す必要があると。本社には内密に今しとる段階なので、ある程度のCLT部分を早めに別件で出してくれと。その金額を回答してもらえれば、それで私の顔も立つからお願いしたいという話をされましたね。ほかの部分は今後協議をしましょう、していければということで財務部と協議を始めてい

るという話だったです、大体。

もうその話を聞きながら、その担当の久保田部長は、話さずその態度がもう凍とした態度だったんですよ。もう凍として、要するに、この話はもう当然、八代市は聞いていただけるんだなというような、話しぶりは丁寧なんですけどね、姿勢というか、雰囲気、もうこれは八代市はこの我々が言う案件を聞いてもらえるという前提で話しているなという私は雰囲気がしましたね。

それから、その冒頭を聞いた後、協議を進めてくださいと。今日私はオブザーバーですけど、別な質問も意見も言いませんけんということずっと黙って見とった記憶があります。がやはり、何らかこれは、もう既にその会議の前かがりである程度の会議は進んでいたかなという気がしました。

それを聞いてですね、もう頭の中は情けないやら、びっくりするやら、驚くやら、もう頭錯乱状態でした。何でこぎゃんとばこの時期にと。こういう時代にですよ、こういうのがあってよかったらかと思ひながら。1日、そのときはもうそれから、それで頭いっぱい、錯乱状態になってますからほとんど覚えとらんだったですよ、その以降の会話も。

早う事務所に、仮設庁舎に帰ってきて、話を聞いた以上回答せんばんけんですね、契約約款を引っ張り出して、家にその夕方から夜中までずうっと、この前後も考えました。大体3つ考えた。

1つは契約解除しようかと。契約解除するにはですね、約款には、事件で確定、犯罪が確定した場合は、強制的に解除がでくつとですよ。ですから、それをするには事件化ばせんばいかんし、そういう捜査もして、裁判まで、到底これ、時間がかかると。私がそのとき持ってた情報では、入札の冒頭のところも少し、一者随契とかですね、いろいろな、市長のマイナス

点とかいうのは少し小耳には私は挟んでましたので、入札の話とこの不当要求だけでは、警察も聞いてやらっさんどなという思いがありました。

内部告発しても、私以上に相談すつとはもう市長と副市長だけなんです。私が市長、副市長にこういうのを相談してもですよ、私は相談するよりも、むしろ相談があったらば対処すべきポジションなものですから、市長に相談しても、市長が何も動いてやらっさんならば結局はこの問題は解決せんけんですね。要は、内部告発して他人に任せてもこの問題は契約解除まで到底行き着かないなと思ったわけですね。

もう一つは、もうこぎゃんいわゆる嫌らしい案件はですね、対応したくないけん、3か月も知らんぷりして、私は1年早う、早期退職しようかねとも考えました。しかし、私が退職しても誰か後ばせんばんけんですね。そういうのを順繰り順繰り一晩考えて、まあしょうがないなと、もう定年間際の大仕事だと思って、私がもうできるだけ抵抗していこうと。この案件は、この不正な案件に対抗していこうと決めまして、その翌日、鏡支所で会議があった終わりに、佐藤部長に、分かった、この案件は私がやりますと。ついでに松本公室長のところに行つて、松本公室長は私と高校の同期なんですけど、こぎゃん変な案件にあんたがごたポジションで介入してはあかんけんが、これ以上介入するなよ、あとは俺がするけんということで1本くぎ刺しました。

そして、私は、ですから、1月24日からこの不正な案件に介入することになったわけですよ。その24日からいろんな担当課といろんなレクを受けて、そして、それまで財務部がやってきている中身を聞いて、じゃあここから先、まだ私がいろんなまとめたものを部内にはまだ1回も言うとりませんでしたので、2月12日の会議が初めて私が主体になって、前田建設に

協議の冒頭を私のほうが主体になってしゃべった日です。

その後の反省会か協議会のことを今、大倉委員、御質問なさったと思うんですけども、そういう背景がありましたもんですから、覚えてるのはそれが多いです。

ですから、そのとき私が12日に前田建設に言ったのは、この問題は、11億円程度の直接、工事価格の要求が来ったんですけども、もう私、あれはもう中身の請求書の、VE案って格好よく書いてあったんですけども、VE案という代物じゃなかったです。ただのおねだりの金額だったです。ですから、おねだり要求書みたいに思うとったんですけどね、10億円はあのおたくの請求どおりは出せない。中身は改ざんをしたり、工事を手抜きしたり、そういうのが混ざるとるような感じだったので、こういうのでは整理ができません、私が部長としてするならば、契約約款に基づく中身でしか対応でないとたって、その旨、こっちは進むと。多分お金は足らんごつなるけん、それはそちらの企業努力も当然していかなばんことになりますと。12日の会議は初めて私が言う会議です。で、決定的なことは言わなかったんですけども、方向的、相手には、今まで財務部が言うたとは全然違うことになるかと思えますけども、そういう方針で伝えた記憶があります。

ですから、あと見れるのは、当初設計で見えない、現場で発生している工事の追加分ですね、それは淡々と設計変更という正式な手続で踏むと。あと、その他の工事があるんですけども、それはケース・バイ・ケースで、発注したとき、本体工事は少し予定よりもずれて発注したというのは皆さん御存じだったですよ、あとき。残工事が残って、残工事との工期と少し、もう三、四か月重複してしまったんですよ、発注したとき。で、開庁式がその翌年の2月頃ともう予定されてましたので、残工事につ

いては開庁式をずらせば、そういう重複関係はなかけん、随意契約とか考えずに、本体が終わった後に通常の一般行政で残り分は出せるんですけども、翌年度の2月という開庁式が、どうしてももう政策上、市のもう計画上、その時期を目指してやってましたもんですから、当時はそんな感じが頭にありましたので、開庁式目指して進んでいるという流れがあったので、本体工事のずれ分、残工事の工事期間分のどうしても重複関係は頭に入れながらお話しはしよったと思います。

今の御質問をもう一回よろしいでしょうか、大倉委員、1項目1項目。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（潮崎 勝氏） そういう時期です、その2月12日は。

○委員（大倉裕一君） はい。詳細にありがとうございました。経緯を述べていただいでですね。

○証人（潮崎 勝氏） いいえ。

○委員（大倉裕一君） そこで、利益率がないと見越した工事、これは分かりませんよ、私が見た感じ……

○証人（潮崎 勝氏） 途中で話してよかったです。

○委員（大倉裕一君） ちょっと質問を聞いてもらってですね。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（大倉裕一君） 利益率がないと見越した工事に対して、——当時、副議長は成松議員だったと。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（大倉裕一君） の要請だけで全国規模の会社が応じたかというその疑問ですね。会社がなぜ応じたのかという疑問は払拭できてますか。

○証人（潮崎 勝氏） 今ですか。

○委員（大倉裕一君） 今。

○証人（潮崎 勝氏）　じゃあ、今のもう一回質問を繰り返しますけども、利益率がないのに大手の前田建設が応じたのか、その理由を今整理できているとかというお問い合わせですね。

○委員（大倉裕一君）　はい。

○証人（潮崎 勝氏）　現段階のことでいいんですね。

○委員（大倉裕一君）　はい。

○証人（潮崎 勝氏）　それは当然、ある方、今の状態では成松議員でしょうけども、成松議員と久保田さんとの間で要するに密約があったので、応札して今に至るとという理解ですけど。現時点の話ですね。今の時点ではそう思っております。

○委員（大倉裕一君）　はい、現時点ですね。

次の質問です。前田建設からは4億7000万円利益が欲しいというような要望があったと思います。その4億7000万円に対して、八代市は4億7000万円、準備といいますか、前田建設に支払ったのかどうかです。

○証人（潮崎 勝氏）　4億7000万円というのは、先ほど私が言うたおねだりリストの1番トップに出ているやつです。CLTの全工事を、材料、手間分を全て別件工事で発注してくれというのが4億円だった。4億7000万円というとは、あのリストで言えば直接工事費のベースの金額と思うとですよ。ですから、それに経費を掛ければ、経費が設計当時が1.19でしたので、幾らになりますかね、4.7掛け1.19は。5億円ちょいですよ。それを、これは改ざんの手法でしか出せんやつですけど、それは出していません。それは私が、その4億7000万円のおねだりに対しては、私は冒頭、成松議員にも、問合せがあったときそれは出せませんってきっぱり断っております。久保田部長、前田建設工業にも冒頭、その改ざんに伴う4.7は出せないと言っております。ですから、最後までそれは対応してないはずと思

います。私は最後まで設計書を確認してませんので、そういう発言は成松議員にもしたし、前田建設にもしておりますので、その4.7は発注はしてないと信じております。対応してないとですね。

○委員（大倉裕一君）　次のお尋ねですが、新庁舎建設の入札金額は118億円、本体工事ですね、99.8%、落札率。その当時は新庁舎建設課は財務部のほうにありましたが、この99.8%、118億円の金額で利益率というのはもう十分あるというふうなお考えをお持ちですか。それとも、あ、これじゃ足らんだという感覚ですか。

○証人（潮崎 勝氏）　当時ですか。

○委員（大倉裕一君）　当時です。

○証人（潮崎 勝氏）　当時ですね。

○委員（大倉裕一君）　はい。

○証人（潮崎 勝氏）　私が発注の設計書をもう見てないですよ。ただ、感覚的に、平米50万円というような目標で設計したというのは当時の課長もここで証言しているとは思いますが、私も、私は当時、実際の平米数と50万円掛けたと、CLT、あれは別で発注してます。CLTは本来、本体工事にのせて掛けたら、どうも50万円より下回ってたような気がすつとですよ、平米50万円掛ければ。

もう一回言いましょうか。発注した面積、掛ける50万円の金額に別件のCLTを足したら、あの契約額よりもちょっと足らんだった、もうちょっと大きくせんばんだったんじゃないかなっていう計算した記憶があつとです。ちょっと試しにやってみてもらうといいですが。今日じゃなくていいけど。

○委員（大倉裕一君）　118億円では少なかったという感覚を持ってるということですね。

○証人（潮崎 勝氏）　そうそう、うん。もう少し平米50万円という数字をですね、——当時は知ってました。平米50万円ぐらいで目標

にしました。それにしちゃあちよっと、50万円ならもうちよっと膨るっとじゃなからうかなという気はしたんですけどもね、幾らぐらい多かったか足らんだったか覚えてません。ただ、設計で回した金額じゃ50万円では足りないんじゃないの、もうちよっと安く、平米40万円台ぐらいの金額だったかなという記憶があります。

ただ、それはそれでもう設計者が自信持って発注したけんですね、それに対して金が足らんなら、ざっくばらんに応札せんならばよか話ですね。

○委員（大倉裕一君）　そうですね。

○証人（潮崎 勝氏）　また、当時はそれしか思ってませんね。ただ、先ほど私が冒頭申しましたように、発注金額と受注金額の差が出るということは絶対ななことではありません。ですから、あったときはお互いの金額、発注者の金額と受注者の金額を精査する必要があつてですよ。受注後には発注者と受注者は均等な立場ですから、オープンな価格での見せ合いちゅうのは、これはやってもいいわけですから。ですから、その作業は、今回の話の中でも私はしております、担当課に。金額の差が、相手がおねだりと言うてきた以外にも、本質的にうちの設計と相手の設計の価格の相違という点をお互い生かして、その差は双方が理解しとけば、せんばん話だから、そこはちゃんとせろよと、それもしなさいと当時は言っております。

ですから、その部分の差が鉄筋の差で少し回答書にはその分は見えていいかなという、回答書の中に鉄筋の差は入れたはず、入れてあったと思います、6月1日分の回答書の中に。3つ項目出したんですけどね。1、2はおねだり分の中身で、次のは実質的な精査した、工事の双方の積算の価格の差をお互いで精査して、これぐらいならうちの設計のほうの部分を増加してもいいかなという判断が出たという認識でおりま

す。

具体的な数字は、私自身が計算するわけじゃありませんので、担当課から出てきたことを素直に信じてという感じです。

○委員（大倉裕一君）　ありがとうございます。今度はまた場面が変わって、外構工事です。外構工事と造作ですね。これについては契約が随意契約でした。こちらも落札率99.9%、ほぼ予算額どおりというような状況ですね。この利益率というのは考えてありましたですか。

○証人（潮崎 勝氏）　利益率を考えていた――すいません、質問の趣旨は。もう一回。利益率を考えていたと。

○委員（大倉裕一君）　考えた契約だったのかという。

○証人（潮崎 勝氏）　これは、随意契約というのは、先ほど冒頭、私説明したとおり、財務部の、当時との話は、私は当時、今、音声データとかいろいろ出てますじゃないですか。財務部と成松議員、財務部と建築、前田建設の会話の中身は全然当時知りませんでした。ですから、具体的な会話は知りませんで、私のイメージでは、随意契約は成松議員からも前田建設からも強く求められた記憶はありません。どちらかというと内部のほうで、随意契約は担当課のほうで私に随意契約も考えておりますというのが内部のほうから来たような記憶はします。

ただ、先ほど言うたとおり、それは前田建設の利益を補填するためじゃなくて、先ほど言うたように、現場が工期が重複する場合、随意契約を早い段階で決めたわけじゃないんですよ。随意契約、その発注する時点において、どうしても随意契約がいいか、一般競争でいくか、その選択はその直近になってないとはっきりせんとですけどもね。ですから、そういう思いで随意契約については、私が最終的に方向性で関知したのは、途中でコロナが入って本体工事を

中止させたですよ、何週間か。その後の影響で棟上げ、要するにふだんの家で言う棟上げ工です、上棟式というんですけど、上棟式がですね、予定よりもずれることが報告されました。大体9月、2年の9月定例会にはその話をした、9月から12月には私、委員会でもちょっとずれ込むという話をした記憶があつとですよ、総務委員会です。ですから、全体的に10月、11月、その年度の定年する前ぐらいにはどうしてもその重複期間はもう絶対だなと。

随意契約を行うには、市役所には随意契約の手引があります。皆さん御存じかと思うんですけど。それには1号から9号まで、地方自治法の1号から9号までの随意契約が丁寧に解説してあります。そこに6号随契、一般競争に付すことが不利な場合というのが今回の状況に当たるんですけど、それに、その冒頭はですね、現在発注している工事に違う別件の工事を発注させる場合に、どういうデメリットが出てくるか、それをぴしっと押さえて、理由を検討しながら随意契約の理由がするように、もう文言上、きれいに解説してあります。

新庁舎の場合のデメリットを考えると、造作家具については、本体が工事中の中に、その工事している中に造作家具を別の業者に入れさせるということで、本来はやっばり難しい。普通、終わった後に入れるというふうな方向のほうで、別の業者が入るなら、そっちのほうがベストだろうと。ですから、開庁式をずらしてでも遅らせて、本体の工事が終わったら入れさせよう。それなら、それじゃなくて、どうしても開庁式に間に合うために、工事期間がダブったとこに行わせる必要があるということです。デメリット。

そして、別件工事でもう一丁、外構工事。外構工事についても、外構工事は本庁舎の仮囲いをしている部分とこちら側の仮設庁舎があつたほうですね。大体1年で考えとったんですけど

も、駐車場側のほうはまだ仮設が解かんと工事がでけんの、別段、随意契約に入れる必要はないけん、随意契約で入れる分はあくまでも仮囲いをしている区間内、いわゆる発注のときは1期工事でということを出たかと思うんですけどね。新庁舎のJVが管理している仮囲いの中というのは、内部の安全管理というのは主体的に受注者が安全管理を行う必要があるんですよ。そういった場合に、ほかの工事の発注を入れた場合、その安全管理の範囲の中で事故とか何とかが仮に起きた場合は、その安全管理の大本がどこか不明確になる場合があります。

ですから、よっぽど、私の実質的な経験則からすれば、同じ工事の中の同じエリアで第三者の業者を入れるよりもその業者にお願いしたほうが経費的にも安全的にも自然かなと。合理的な考えということで、随意契約はその2つは随意契約、——あ、サイン工事というともたしかあつたかな。

○委員長（中山諭扶哉君） すいません、端的にお願いします。

○証人（潮崎 勝氏） すいません。

○委員長（中山諭扶哉君） 結論から先に言っただいてよろしいですか。

○証人（潮崎 勝氏） すいません、ちょっと癖が出てしましまして。

○委員長（中山諭扶哉君） お願いします。

○証人（潮崎 勝氏） そういう思いで随意契約の方向性を担当課には指示しております。随意契約は私が卒業した後執行されてますので、それ以上は言えません。

○委員（大倉裕一君） 随意契約をされたということ、選択されたということなんですが、そこには、今、安全面とか工程上の問題とかという話もあつたんですけど、自治法に抵触するところがあるかなと本委員は思っているところがありますので、随意契約の案件としてふさわしかったのかどうかといったところはまた今後検証

していきたいというふうに私は思っとるところです。

質問を変えますが、この後のまた打合せの中で、建設部のほうから、新庁舎建設工事は契約上、V E 工事として明記しているのというお尋ねをされています。新庁舎建設課の出席者からは、していない、仕様を変えるのであれば仕様書を差し替えるしかない、通常は契約金額内で収める現場内変更で対応している、どこかを下げればどこかを上げるという場合、本来あってはならない行為と回答してあります。

そこでお尋ねしますが、V E 工事を選択する場合は、仕様書にV E 工事と明記する必要があるのか、V E 案を発注者側が受け入れることは合法なのかという点をお尋ねしたいと思います。

○証人（潮崎 勝氏） 端的に言えとおっしゃったな。

そもそもV Eというのは、ちょっとじゃあ解説していいですか。V Eというのは、企業の活力を生かした契約と入札方法の一つの方針です。なま似たやつにプロポーザルの方式とか、今回の総合評価もその中の一つです。V Eは、契約時V Eと契約後V Eと分かれてまして、入札時にV E案を使うのであれば、この、例えば橋梁工事なんかで、P C 桁で発注しますと。しかし、これはV E案を受け付けまして、安い工法が出たらそれを採用しますよという条件をつけて出す場合がある。これが契約時V Eです。安くなったらその工法でどうぞと。入札後V Eというのも同じように、工法の変更を、本来受けて、発注者が出したよりも、いや、こちらの工法に変えたら安いんですよ、こっちで変えていいですかと提案がある。そうした場合には、市役所は、例えば1000万円、1億円が9000万円でできます、1000万円安くなりますという場合には、これは申出のほうにインセンティブを与えていいことになる。要する

に御褒美ですね。じゃあ、1000万円のうち500万円、うちのほうが頂こう、おたくも500万円、御褒美であげるよ、これが契約後V E方式と言われてる。

今回提案に出て問題視していたV Eは、先ほども言いましたように、何らV Eの話に、テーブルには載らないような条項、提案内容でした。ですから、V E案そのものをどうしようか、そういうのがその場で話は出ましたですけども、V E案はそういうことじゃなくて、ただ現場での、私が言ったのは、V E案じゃなくて、材料承認の変更とか、施工承認とか、常々やっているような変更の仕様ぐらいで対応していこうと、内容です。

ですから、そのコメント書きにそういうコメントが残っているのは、どういう意味で残っているのか、思い出せません。

○委員（大倉裕一君） 当初から、V Eの中身は別として、V Eを導入する場合は先に名のつとく必要があるということで理解していいですか。

○証人（潮崎 勝氏） 先ほど私が説明したとおりです。

○委員（大倉裕一君） 先に名のつとくということですね。

○証人（潮崎 勝氏） V E方式とは本来そういうものです。

○委員（大倉裕一君） ですね。今回の新庁舎に関してはその対象にはなっていないと。

○証人（潮崎 勝氏） 私は設計書を見てないので断言はできませんけども、多分なつてなかったんだと思います。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

あと、令和2年5月29日に部長が作成された市長レク資料からお尋ねをします。

これは「前田建設工業からの申出に関する件から」という表題がありまして、7項に、今

後、前田 J V に対して考慮していること。今後市が発注を予定している案件で考慮できる可能性もある項目として、電気附帯工事。前田 J V に設計変更で対応（市長協議済み）、予算額 2 億 7 5 0 0 万円。②造作工事。3、サイン工事。4、外構工事。協議打ちりの通知を受けての想定問答の中に、当初、こちらとしては原価割れをするため入札に参加するつもりではなかったが、不足分は何とかするから応札してくれと言われ、それを信じて応札した。誠意、誠意と言われるが、誠意を見せていないのは市のほうではないかとの想定問答に対して、準備されている回答は、それは政治の世界の話である、行政は関知しない、何とかするからと言った人に言ってほしいとの回答を準備されています。

そこで、政治の世界の話、行政側は関知しないとは具体的にどういうことでしょうか。2 点目として、何とかするからと言った人は、確認になりますが、誰ですか。

○証人（潮崎 勝氏） 1 点目、申し訳ない、1 項目ずつもう一回。すいません、1 点目は、簡略に、何でしたっけ。

○委員（大倉裕一君） 政治の世界の話だと。それを行政は関知しないというふうな準備をされてますね。

○証人（潮崎 勝氏） 2 番目が何だったですかね。誰、ある方とは誰かですね。

○委員（大倉裕一君） はい、誰か。

○証人（潮崎 勝氏） まず、1 点目の、私が市長レクのときの随意契約の考慮する部分の項目ですけども、これは先ほど申したように、工期が重複するため、今後、J V に対して、残工事と工事、重複する部分については何らかの説明をする必要があるし、そういうことも含めて考慮って書いてあるつもりです。相手方に随意契約で発注するような方針であれば随意契約の方針と多分、私なら書くと思いますけども、考慮するという意味はそういうことです。要する

に、黙ってほかの業者さんにやることはできませんのでですね、ある程度の話合いはして、発注方式は考えていく必要があるという意味です。

2 番目の質問想定問答は、それは私が作ったのではなくて、本質的に豊田、当時の豊田、打ちりの文章での想定問答と思います。それは豊田課長のほうが作って私に示してくれた文章です。

1 番目の政治の世界に聞いてくれという部分なんですけども、豊田課長は私よりも最初からこの問題に介入といいますか、状況を知っているはずですので、彼はそう思ったということで、そういう回答を準備したかと思っております。

2 番目のある方というのも、私は当時、ある方というのは、久保田部長もある方とは私には言ってませんし、佐藤部長も私には誰がともおっしゃってない。しかも、いろいろ私に要請してこられた成松議員でさえ、あれは俺がしたたいとはおっしゃっておりませんでした。

ただ、何か自分では第三者的な感じで、前田建設が金が足らんって言うみたいなのと。どやんかせんば市がうそついたことになっみたいなのというような表現でしたので、私としてはあの方イコール成松議員とは当時は思っていないでした。

私が当時そういう思いでおって、市がうそついたことになるというフレーズから、ほかにおられるのかなというような気持ちはうすうす思っていたってことは確かです。ただ、現時点で、そのある方はもうお金の授受があったのであるならば、成松議員が可能性が一番高いかなという気はしてますけど。その当時のその思いはそういうもんです。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。

成松議員との協議で、毒まんじゅうは俺たち

が食いますけんとかいう、部長が発言されてると思いますが、この点についてはどういう意味があるのでしょうか。

○証人（潮崎 勝氏） それは、先ほどちょっと言いました、佐藤部長から私が受けると聞きましたよね。そして、その情報を佐藤部長が、松本公室長が多分、成松議員に伝えたけん私に電話してこられたかなと思ったんですよ。

その場面は、会議が終わって、彼らに俺が引き受けるって言うて、多分その次の週の頭ですか、そやん日にちはなかったです。部長室で兩次長と新庁舎建設課のスタッフですけどが6人ぐらいで会議をしようとしたときに私の携帯が鳴りまして、出たら成松議員。はいはいと言うたらば、財務部の仕事は建設部のほうでやってもらえることになったんですねというような確認の電話だったですね。あ、これは電話してこられたかなという感じで。ちょうど会議する予定だったので手短に切ろうと思ひましてね、はい、そういうことで頑張りますけん、——あ、毒まんじゅうというのは、その当時、話ば聞いて、これはもう毒まんじゅうの案件ってちょっと自分で思ってたもんですから、毒まんじゅうは建設部が適正に処理しますけんというような感じで私は伝えたつもりです。電話切って、みんな聞いてますからね、あ、今、成松議員からだった、適当に話は言うと思ったけんという感じがです。

毒まんじゅうは、不正案件とか、そういう犯罪行為のような行為を、会議の中でそういう言葉を使うのはちょっと抵抗があったので、何か毒まんじゅうというような感じで使っていたのは覚えてます。

以上です。

○委員（大倉裕一君） ここは最後の質問になりますけども、今度は設計会社に対して、久米設計ですね、これは改ざんだけんと、職場から、職員の前で発言をされていると思います

が、これは間違いはないですか。

○証人（潮崎 勝氏） それは多分、そういう前田建設との会議の中で、あんた方が言うのにも対応するには改ざんしかない。改ざんする場合は私がコンサルにも言うて、担当者にも言うてこぎゃんとばせんばんとよという例として、そういう改ざん指示は言った記憶があります。

ただ、それはあくまでもそういう想定をしたということを聞いたならこういうことばせんばんなどという解説の部分で話した記憶はしますけども、それを指示したとか、コンサルにやんなさいと言うた記憶はありません。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） 続きまして、尋問ある方、いらっしゃいますでしょうか。

○委員（野崎伸也君） 毒まんじゅうの話なんですけど、毒まんじゅうって、具体的に改ざん行為のことを指してるんですね。

○証人（潮崎 勝氏） いや、毒まんじゅうは、当時、最初の入りのときには不当要求をイメージしましたね。要するに業者からの10億円ちょうだいと。こういうのはもう、本来であれば即決協議なんかしない案件です。ただし、なぜかしらもう財務部が受けて協議を進めていると。進行中の案件でしたので。こういうのはせんでもよかっばってんなという思いで毒まんじゅうと。

それと、しばらくたって、入札の当時のですね、例の副市長の話も当時ちょっと思い出したもんですから、マイナスポイントば入れてとか、1者応札だったというのを後で振り返って、審査会の案件のときに、ああ、そういうのがたしかあったなと思い出して、だんだんつながっていくわけなんですね、入札の行為まで。

結局これ、入札の行為にもきな臭い仕込みがあったと思えば、これは官製談合じゃないかな

と、ひょっとしたらって当時もう思ったのも事実です。そういうのを含めて、毒まんじゅうの毒はだんだん毒気が強い毒になっとったんだなという感じですね。そういうことです。

○委員（野崎伸也君） 引き続き毒まんじゅうについてもう一点なんですけど、参考資料で、八代市新庁舎建設工事に係る改ざん行為というのは、当時の係長さんですかね、が作ってる資料があるんですよ。それ、参考資料で出されてるのがあるんです。あります。

○証人（潮崎 勝氏） 誰がですか。

○委員（野崎伸也君） 当時の係長さんですかね。新庁舎建設、係長さんやったかな。（「課長やろう」と呼ぶ者あり）まあ、取りあえず頂いてるのがあるんですよ。あります。

その中で、潮崎部長のほうが新庁舎建設課に対しては、新庁舎建設課ですね。

○証人（潮崎 勝氏） 私が新庁舎建設課。

○委員（野崎伸也君） はい。できることとできないことを明確に分けて金額を出しなさいと。出てきた金額で成松さんや前田建設には俺が言うけん。俺たちや毒まんじゅうなんて食わんでんよかったいけんと言ってくださったというようなことなんです。

だけど、その後、成松議員の前では、成松議員、毒まんじゅうは俺たちが食いますけんと言われたら、そういう記述があるんです。あります。毒まんじゅうは食べなくてよいつて職員さんに言ったんですけど、成松議員の前では私たちが食べるけんと言った、その心境の変化があったというふうに思うんですよ、そこの部分を捉えたら。それはなぜか。成松議員から恫喝とか、恐怖を覚えてそういうふうに心境の変化があったのか、あるいは何らかの利益供与があったのか。いかがですか。

○証人（潮崎 勝氏） すいません、その時期はいつ頃という……

○委員（野崎伸也君） 令和2年1月24日というふうに記載がありますね。

○証人（潮崎 勝氏） もう一回。

○委員（野崎伸也君） 令和2年1月24日という記載があります。逆のことを言ったという話なんですよ。

○証人（潮崎 勝氏） 1月24日ですね。

○委員（野崎伸也君） 覚えてらっしゃらないなら覚えてらっしゃらないで結構ですけど。

○証人（潮崎 勝氏） いえいえ。令和2年1月24日というのは、私が建設部の参入を決めたという先ほど説明した日なんですよ。よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○証人（潮崎 勝氏） ですから、この問題に関して決意しただけのときなんですよ。ですから、そこの毒まんじゅうを多分食いますというのは真意じゃないと思います。

○委員（野崎伸也君） 真意じゃないというのはどういうことですか。

○証人（潮崎 勝氏） 食いますと言ったのは、もう相手の話に合わせたような感じではないかと思うとですよ。23日に私は前田建設と話をして、頭は錯乱状態で、その後、覚えとらんとですよ。その後に私が成松議員と会ったことになつとつとですかね、その表記では。

○委員（野崎伸也君） そうでしょうね。

○証人（潮崎 勝氏） ですから、その場面は私は覚えてないんですよ。ですから、その錯乱状態のとき会って、適当に話ば言うたかもしれません。申し訳ないです。ただ……

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

○証人（潮崎 勝氏） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） 成松議員に対する恐怖とか、あるいは利益供与があったとかというのは。

○証人（潮崎 勝氏） ありません。

○委員（野崎伸也君） ないですよ。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

同じ参考資料のほうから、今度は令和2年5月13日の打合せ、財務部と建設部の協議。潮崎部長が自ら佐藤部長に対し、やっちゃなんことをさせよとだけんね、分かっとなねと確認を求められたと。

○証人（潮崎 勝氏） 申し訳ないですけど、誰が誰に確認を求めたと。

○委員（野崎伸也君） 潮崎部長が、やっちゃなんことをさせよとだけんねと佐藤部長に確認をされた。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（野崎伸也君） 佐藤部長からは何も返事はなかったと。やっちゃなんこととは何でしょうか。そのやっちゃなんことを指示したのは誰なんですか。

○証人（潮崎 勝氏） やってならないということは、先ほども私が言ったように、この案件を私が受けた自体から不正案件です。どうもがいてもこれはやってはいけないことを私はやっているという状態だったです。

ただ、不正な案件ながらも、相手の言うことを100聞かずに、少しでもですね、正当な金額をはじき出してやろうということで、そういう意味で、本来こういう協議はしてはいけないやつなんですけどもやらせているというのは常々思っておりましたので、そういうことで当時はおりました。

ですから、私が一番残念なのは、やはり契約解除、契約解除ができなかったというのがですね、契約解除、多分、手を挙げてもできんだっただなとは思いますが、契約解除をやるのが私の正義だったかなと今は思ってます。

○委員（野崎伸也君） 先ほど大倉議員からもありましたけれども、市長レクの資料ですよ、潮崎部長が作られたのかちょっと分からないんですけども、レクをされたというふうに

思うんですけども、これを聞いて、このレクを聞いて市長、当時の市長はもうこの案件については御存じだったんですか。前田建設工業がそういうことを言っている。建設部として、部長として、八代市ができ得る、対応できるのはそのうちの、11億円ぐらい言ってくるんですけども、それはもうざれごとだけんということで、できるのは精査して3億円ぐらいだと。そういう話をしたときに市長は何と言われたんですか。

○証人（潮崎 勝氏） 私はこの話、財務部からこの話を受けて、4月から建設部になって、そして初めてこの案件について市長レクに行くことになります。それまで行かなかったのは、市長に要するに相談する意味ちゅうか、まあ勇気というか、勇気と言うとおかしかな、財務部当時の話ですから、建設部になって、行かねばならないとは理解しておりましたので、タイミング的には初めての機会です。

市長はどれくらい知っているかは当時私も知りませんでしたので、市長レクの意味合いは、市長と副市長がこの案件にどのような反応をさすかを見るというつもりもありました。ですから私は1人で行きました。そしてこの案は私、建設部がこういう案として今後この案を臨んでいくという意思表示ですので、相談じゃなくて私はこうやるんだという理解を求めに行ったつもりです。

市長、副市長は、話を聞かれて、初めて聞いたような顔はされませんでした。普通だったら、何でもこういうことばやりよとかいとお叱りがあって、こやんとはやめろとおっしゃるのを少しは期待をしておりましたが、淡々とお聞きなされましたですね。

ただ、ある方とは誰かいつて聞かれたので、そのときは確定してませんので私は知りませんとお答えしたつもりです。それから、当然、成松議員の介入については口頭でお話はしてあり

ます。

よかですか。

○委員（野崎伸也君） よかですよ。まだあるなら、どうぞ。

○証人（潮崎 勝氏） いや、ですから、私の話を聞いていただいて、建設部としてこの問題はこのように進めるという御理解をいただいて、回答したということです。

○委員（野崎伸也君） ありがとうございます。

今のお話を聞くと、ある程度は多分、当時の財務部長のほうから市長、副市長にはお話があったんだろうなというふうには今、推測ができますね、今。知らないような顔ではなかったという話だったんで。そういうことだろうと、——まあ普通、当然だろうと思うとですよ、それは。ラインの話からすれば、そういう話が財務部にもうあつとつたということであれば、それはもう話をされてたというふうに思うんですよ。初めて聞いたような話じゃないというのは当然推測はできるということなんですけれども、市長のほうが、天の声じゃないですけども、この総合評価というか、そういう方式のほうを当時の新庁舎建設課長に天の声としてこれで行ってこれというふうに電話をかけたというふうな証言があったんですけれども、かけて、それを受けたということがあったんですけれども、それは前田建設工業さんに有利な計らいをするためのものだったというふうに思うんですけれども、何となく潮崎部長が、この案件を引き継いだときにつながってるんだなというふうには思わなかったんですか。

今のところの話からいくと、1人だけ、成松議員だけが何か悪いような話をされてるんですけれども、つながらなかったんですか、そことは。

○証人（潮崎 勝氏） 今おっしゃった電話の件ですけども、当時は何も私は聞いておりませ

ん。

○委員（野崎伸也君） 全然知らなかったと。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（野崎伸也君） 知らない間にもうそういう入札方式でもう入札もされて、応札もされてたというようなことで、つながるということではなかったということですね。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

もう一点なんですけれども、この潮崎部長が作った資料なので、建設部としてできる限りのやつが、約3億円ぐらいはどうにかなるぞというような話なんですけど、これは端的に言うと、八代市に対する不利益ではないということではよろしいんですよね。

随契でいくということは、ほぼほぼ、一般競争入札でいけばあらかじめ値段が安くなったりとか、競争原理でなるというのもあるんですけど、ほぼほぼこれ、なってないですよ、発注するってなったときに。結果的にそうなると、八代市のほうが不利益を被ってるんじゃないかなというふうに思うんですけど、これはそこは正当な対応だったというふうに思われますか。不利益ではないですよ、八代市は、これは。

○証人（潮崎 勝氏） 野崎議員がおっしゃる入札率の不利益と回答したやつの不利益は全然不利益の意味が分かりません。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。

計算されてるこの2億9150万円というのは、これは正当性があるというふうに思われますか。

これは前田建設工業が言ってきたけんが、10億円足らんけん、11億円足らんけんというふうに言ってきたけんが、じゃあ八代市はこんぐらいはできるよという話なんですけれども、対応できるよと、これで許してもらおうというような話だろうと思うとですけども、これは八代市にとって不利益じゃないですか。

○証人（潮崎 勝氏） その回答は後日打ち切ってますので、白紙に戻してその回答は撤回しておりますので、それ、不利益になったかどうかはもう、その回答は目の目を見ておりません。

○委員（野崎伸也君） いや、実際、前田JVのほうのほかの建設以外の工事を請けてるじゃないですか。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（野崎伸也君） それとは関係ないんですか。

○証人（潮崎 勝氏） 少し野崎議員の御質問の趣旨がちょっと分からないんですけども、入札率は確かに高うございました。それは一者随契で行われておるけんですね、そういった意味では八代市には不利益があったとおっしゃる意味は分かりますけども、その後の、——あ、そうですね、設計変更分ですね。設計変更分であれば多分、入札率はもう固定、同じ利率で掛けますからですね。そういう意味での不利益とおっしゃるのであれば、おっしゃる意味は理解できます。

○委員（野崎伸也君） はい。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、あられますか。

○委員（木村博幸君） 潮崎部長は途中で入れ替わられたので、ちょっと前後するかは分かりませんが、令和2年ですか、2020年2月12日に3者協議、先ほども出ています3者協議で、前田建設と建設部と財務部でいろいろやられたお話の中で、この2月12日については、前田建設のほうから2点ほど話が出ています。

1点目は、CLTは山佐木材の見積りが高いぞと、銘建工業なら安くできるぞと、などの説明が行われております。もう一点は、前田建設からですけど、利益は4.7億円は必要と。JVの配分はそこで3対1対1ですね、こういう

ことで、契約後の値上げ交渉を行ったことが、記述が載っておりますけど、これについてちょっと詳しく説明していただければと思います。

○証人（潮崎 勝氏） CLTのお話の、私はその銘建工業とか、そういうところはちょっと詳しくありません。申し訳ないですが。もう担当者のレベルでの話と思います。

○委員（木村博幸君） 実際、建設部もそこにいるの会議ではあったと思うんですね、協議は。

○証人（潮崎 勝氏） いや、建設部、私も当然入ってはおります。ただ、私は、何遍も申しますけども、発注設計そのものを見ておらんですよ。

ですから、設計書の中身の説明は、この問題に取り組むことになったので教えてはもらったんですけども、CLTは森林組合に別途発注して、それを製造メーカーで造って、そこに本体のJVが取りに行っていくというところまでは説明を受けましたが、銘建工業とか、その工場は市が指定したんじゃなくて、多分、森林組合がお願いするセクションの加工場と思うとですよ。ですから、それを八代市がどうのこうのという選択肢じゃなくて、その2社をどちらかが、JVのほうがどっちかどうのこうの、比較が出てきたんじゃないかなぐらいしかちょっと私は思い出せません。

○委員（木村博幸君） 分かりました。担当外のところで質問したので。

○証人（潮崎 勝氏） いえ、すいません、私は勉強不足で申し訳ない。

○委員（木村博幸君） ここにいらっしゃったので詳しく御存じかなということでの質問でした。

○証人（潮崎 勝氏） いいえ。すいません。

○委員（木村博幸君） 次、変えます。

次は、同年の2月25日から3月いっぱいぐらいにかけてですけど、先ほどから出てます外

構の随契案とか利益補填の検討というジャンルでお話が進んでおりました。

まず、2月25日の協議では、外構を前田建設のJVに随契で出す案というのを検討したことについてですけど、これについては、内容はどのような内容でしたでしょうか。

○証人（潮崎 勝氏） すみません、もう一回日にちを教えてください。

○委員（木村博幸君） 2月25日です。

○証人（潮崎 勝氏） 令和何年ですかね。

○委員（木村博幸君） 令和2年、2020年の2月25日です。

○証人（潮崎 勝氏） 2月25日。

○委員（木村博幸君） 外構を前田JVに随契で出す案を検討されたと載っておりますが、具体的にどういう検討内容だったか。

○証人（潮崎 勝氏） 時期的には建設部に来る前なんですよ。

○委員（木村博幸君） ああ、やっぱり前ですね。

○証人（潮崎 勝氏） ですね。ですから、財務部当時の段階においても、私が先ほど申しました工期の重複、それを想定しての随意契約、外構部分の随意契約というイメージは財務部当時もしていたんじゃないかなと思うます。ただ、その会議に私が参加しているのであれば、そういうイメージで話は聞いております。

○委員（木村博幸君） すいませ、2020年、令和2年の2月、3月はいらっしゃらなかったということ。

○証人（潮崎 勝氏） いやいや、令和2年の2月はですね、財務部から話を引き継いで、当然、私も入っている時期です。

○委員（木村博幸君） もう入ってる時期ですよ。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（木村博幸君） 微妙ですね、そした

ら。

○証人（潮崎 勝氏） はい。その会議が2月25日なんでしょうけども、その会議に、その日にちを言われてもですね、その会議に私がいたかどうか、申し訳ないんですが、即答できません。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

○証人（潮崎 勝氏） すいませ、私の自分のメモ紙にもその日にちはないもんですから、ちょっと。

○委員（木村博幸君） もう一丁ですね、すれすれのところですけど、3月27日です。4月1日のちょっと前ですね。3月27日の協議では、前田建設のほうは、もう我が家は粉飾決算で進めるしかなかとちょっとぶっちゃけたようなお話を発言されとつとですけど、それについては、もうちょっと。

○証人（潮崎 勝氏） いや、ですから、その会議自体に参加しているかもしれませんとですよ。

○委員（木村博幸君） そこもまた分からないですか。

○証人（潮崎 勝氏） ただ、そのときの会話をおっしゃられても、ちょっと思い出せんとですよ、申し訳ないんですが。

○委員（木村博幸君） そうですね、分かりました。

そしたら、先ほどから出ております、5月に入ってからですから、同年、令和2年の5月13日から6月にかけてのところですよ。

5月13日の協議で潮崎建設部長は、工事内容で差し替える部分はあるが、ほかの部分にいわ寄せして我々も知らんぷりすると発言がありました。これについては事実ですか。知らんぷり。

○証人（潮崎 勝氏） 図面の差し替えのことでしょうか、多分。

○委員（木村博幸君） 工事内容の差し替えと

いうふうに記事は載ってますので、図面なのか何なのか、そこは私たちにはちょっと調べても分かりませんでした。

○証人（潮崎 勝氏） 多分、多分そういう発言をするとすれば、施工承認とか、そういう部分に関しての変更案だと私は思います。

○委員（木村博幸君） その知らんぷりというのは、何となく知っとつとを隠すような形になりますけど、内容は分からないですか。

○証人（潮崎 勝氏） いや、どれをイメージして答えたかちょっと分からんとですけども、その時期、何遍も言ってますけども、改ざんとか、そういうことをするつもりはないんですよ。ただ、図面の修正部分、金額に係らない部分の修正部分というのは当然ある可能性はありますので、そういう部分についての知らんぷりって言ったかもしれんとですけども、その辺りは明確なそのときの心情はちょっと思い出せません。申し訳ございません。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

それでは、6月に入って、6月1日です。協議としては、前田建設に対して、もう市としての回答案を提示して、その後、6月30日にはもう協議打ち切りの通知を出すと。ここがやっぱり、協議打ち切りだから、もう工事は止まっとだろうと思っておりましたが、工事は淡々と進められとったと。協議打ち切りということで何も状況は変わってない。結局これは見せかけだけだったんじゃないかなというお話なんですけど、実際のところどうなんですか。協議を打ち切られたんですか、そのまま。

○証人（潮崎 勝氏） 協議の打ち切りといえるのは、要するに、あの文面では、協議打ち切りの文書は公文書で残しておりますので、要するに、前田建設が問題提起した10億円の乖離についての協議を打ち切ると。ですから、6月1日に回答しましたですね、あれももうなしよということで打ち切りました。

打ち切りのときどういう心境といいますか、話を少ししていいですか。

○委員（木村博幸君） はい。

○証人（潮崎 勝氏） 協議を打ち切るために市長に決裁をもらいに行くとき、前田建設は6月1日にあちらが回答すべき企業努力の削減案を出してきませんでした。それから、その1か月の間に、——1日に出してくれというのはもう前から要求してましたので。おたくの削減案も出してよ、うちが回答も出す代わりに、前田建設工業の削減案も出なさいという約束で6月1日を迎えたんだっただんですけども、彼らはそれを出しませんでした。毎週担当課にお願いして請求させました。それでも、1週間ごとに請求させてんでも回答しませんでした。私はこの回答の意味を、10億円の回答を、本当は期待して、要するにうちの回答を受け取ったんだろうなと思っているんだろうと思いました。要するに、6月1日の我々の努力は彼らに対して何ら意味がなかったのうという気がしてなりませんでした。それが1点です。

それと、途中、6月に、古閑迫君が休暇届を人事課に持っていきました。その人事課から私のほうに連絡がありまして、連絡は、何か1年前から彼が悩んどるそうで、相談に来たっですよね、何かありましたかということでした。私は、仕事上悩んでいるというのを聞いて、もう直感的に、あ、古閑迫君はこの新庁舎のいろんな協議で彼は悩んどったんだなというのがもうすぐぴんと来ましたので、ただ、人事課には、財務部当時よりも、建設部に来てまだ3か月でしたけども、当時よりも私は苛酷な業務内容にはしてないと、以前よりも協議も、相手方の協議にも、成松議員からのあれも私のほうで抵抗している状況だけん、そやん心配はかけていないような状態と思ってましたので、その旨、深い部分は財務部のほうで聞いてくれと言うて返したぐらいだったですね。

そういうのがあって、もうこれ以上この問題を、この協議を続けていったら本当にもう組織は崩壊するなと思ったので、市長のほうに行って、その旨、もうこれ以上やったら組織が崩壊します、打ち切りましょうということで市長の了解を、やむなしといただいたので打ち切ることにしました。

ただ、現場の工事は、現場は本質的に一生懸命工事をしてましたので、現場の工事はもう止めずに、現場は正々堂々と最後まで造り上げようと思っておりました。ですから、私の気持ちの中では協議は協議、現場の施工は施工、それは使い分けていこうと思っておりましたので、現場を止めることまでは考えていませんでした。現場を止めれば、約款上、多分あれが来ると思います、要求といいますかですね、何といいますか。お金の要求がですね、それ、来ます。

○委員（木村博幸君） 要約すると、VECDですか、結局、削減する案が出てこないからと。結局、向こうにはメリットは出せなかったということになるのかなと、ちょっとこう、分かりませんけど。

○証人（潮崎 勝氏） 私が直接ですね、直接……

○委員（木村博幸君） 向こうにメリットがあればどんどん出してくれたはずなんじゃない、恐らく。

○証人（潮崎 勝氏） 直接……

○委員（木村博幸君） 期待して待っておられたんですよね、本当言うと。

○証人（潮崎 勝氏） いいですか。

○委員（木村博幸君） はい。

○証人（潮崎 勝氏） 私が企業努力という本質はですね、普通、あれレベルのゼネコンであれば協力会社がいっぱいおります。通常の協力価格じゃなくて、今回のやつはちょっと採算が取れんけん、通常の協力グループ以外の業者で

も使えば安く協力している業者は必ずいると思うんですよ。そういう努力をしてみなさんですか。関連グループの通常の下請価格じゃなくて、ちょっと今回は無理しとってください、お安いところでも探す、そういう努力もしてみなさいよというのがきっかけです。そういうのも何ら回答がなかったもんだけですね、私が言ったやつはほごにしたんだなという気がして少し腹が立ちました。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんでしょうか。

○委員（山本敬晃君） 財務部から移って、建設部に新庁舎の件が、最初に市長に、市長レクに行かれて、そのときは、さっき何かお話しされた、市長と副市長もその事情については御存じであったように感じられたんですか。それとももう全然、市長も副市長も成松議員の件とか、そういうのは知らないんだろうなというふうに感じられたんですか。

○証人（潮崎 勝氏） 私が市長レクとか行った場合に、通常であれば驚かれる内容が書いてあるじゃないですか、冒頭にですね。ですから、わざと極秘で、誰にも、終わったらば資料は捨てるような覚悟で行きました。ただし、そこへの反応は驚かれるとかいうところまではなかったもので、ほぼ中身は知っていたんじゃないかと思います。

○委員（山本敬晃君） そのときであれば、さっきちょっとおっしゃった、もしかしたら市長の決断で契約解除というのも、そのときはあり得たんですか。

○証人（潮崎 勝氏） 契約解除の判断は、市長が判断するけんやるとか、そういうレベルでは私はありません。やると思ったらやるならば、本当に、先ほど言いましたように、犯罪行為になれば無条件で、痛み分けせんでよかって

すけど、市は何らお金が要らない、関係なく強制的にやれるんですけども、平和的な解決になると違約金は多分払わんばんと思うとですよ、犯罪行為がない場合。もうおたくとは今後やれないから契約解除するよと、そういう流れであれば、違約金覚悟で解除は可能性としてはありますけども、その場合も議会の承認が要りますので、じゃあ何で解約するのっていうことになれば、おのずとお話はこのようになると思いますね。

ですから、そこまで私がするとなれば、それはもう私、辞職覚悟で、内部で多分、内部で黙殺されるかもしれんけん、やるとしたらその覚悟でやらんばんなという思いはありましたけども、やれませんでしたですね。

ただ、警察に行くという一つの手法もありましたけども、あのときの情報量では多分、警察も受け付けてやらっさんだったろうかなという気はします。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんか。

○委員（深田浩介君） 当初、現場職員は価格評価方式を提案したと思うんですけども、潮崎部長は部長レクにおいて総合評価を最初にやったのは私だと主張して、外部委員のメンバー交代まで提案して強引に総合評価方式へ誘導した記録がありますけど、それは覚えてらっしゃいますか。

○証人（潮崎 勝氏） すいません、もう一回。私が誘導してということですか。

○委員（深田浩介君） 外部委員のメンバー交代まで提案して、強引に総合評価方式へと誘導したという記録があるんですけど、そこは認識とかは。

○証人（潮崎 勝氏） 全然ございません。

○委員（深田浩介君） ないですか。じゃあ、それに関してなんですけど、入札公示前の2019年の7月に市長、副市長、成松議員とともに

に会食をして評価基準案の詰めを行った可能性というか、それは記憶にありますかね。4人でそういった話をされたというのは。

○証人（潮崎 勝氏） 私がですか。

○委員（深田浩介君） はい。

○証人（潮崎 勝氏） いや、記録があるんですか。まずそこをお答えください。

○委員（深田浩介君） いや、記録じゃなくて、そういった話がある、可能性があるって指摘されてるんで、そこをちょっとお伺いしたかったんですけど。

○証人（潮崎 勝氏） 指摘が。ありません。

○委員（深田浩介君） 4者会議というのはなかったということですね。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（深田浩介君） あと、指名停止措置への極端な減点とか、前田建設工業JVを一者応札させるためにシナリオをつくったときとか、建設部長として関与されたという記憶はございますかね。

○証人（潮崎 勝氏） ありません。

○委員（深田浩介君） それも全くないいうことですね。

○証人（潮崎 勝氏） はい。

○委員（深田浩介君） 分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんでしょうか。

○委員（北園武広君） この案件、当時、精神的にかなりストレスに感じておられたかと思います。また、令和2年7月豪雨のときにも、部長として現地に寄り添って、被災者に寄り添った形で、もう毎日、長靴とリュックサックからって現地に足を運んでおられるという姿しか自分は思い浮かばないわけですけども、そのような厳しい状況の中でこういった案件に携わられたということで、いろいろ、先ほど電話の内容であつたり事前協議の内容であつたりということで御質問等があつたわけですけども、実際、

協議がなされた内容というのは実行されていたんでしょうか。そのところを教えてください。

○証人（潮崎 勝氏） まず、財務部から、不当要求だけの話になりますけども、不当要求を成松議員から財務部が受けて、その流れですうっと流れていて、私が1月から途中で入って、それでその流れを引き継いできたんですけども、結論的に言えば、先ほど申しましたように、令和2年6月30日の協議打ち切りをもってその不当要求は打ち切りました。

そして、その打ち切りの文書については、私が直接呼んで、こういうことで打ち切ると説明するつもりでおったんですけども、6月30日、その次の週に台風が来ました。あ、台風、すいません、水害が発生しました。それで、どうしてももう水害のほうの対応になったので、これについては豊田課長に説明をしといてくれと私はお願いしたところです。そのお願いしたところで、彼は質問のQ&Aを準備したところです。先ほど御紹介があったと思うんですけどもね。

それで、もう豪雨の災害で現場のほうしか対応せずに、協議は打ち切ったけん、もう豊田課長にも、そのまま協議はもうすんなよと。ただ、現場のほうの動かしかだけは、施工はストップせずに、施工はちゃんとしておけよということで進めてきました。

その後、8月の中旬頃、前田建設が義援金というのを持ってきたんですよ、災害義援金。そのときに前田建設の九州支店長がちょっと何か言いたそうなものごとがあったので覚えております。

その後、協議も設計変更分は当然、追加工事分を、それ、補填してやる必要があったので、その部分は協議を、10月頃にまたその分だけの協議を進めるように担当課に指導しました。

ですから、災害が発生した以降は、その再協

議に向けてもう前田建設の久保田部長とは協議をしないことにしましたので、メンバーを変えて、JVの事務所のほうの代理人とその後の変更協議はするようにさせました。今まで使っていた資料は全部捨ててしまっていて、もう一回さらから協議は進めろよということも申し出て協議をさせました。

災害の対応を中心にしましたので、あとの変更部分はもう豊田課長のほうに、頼むぞ、あとはと、通常のもう設計変更協議で進めてくれということでお願いして今に至っております。

いいですか。以上ですね。

○委員（北園武広君） 再度、確認ですけども、当初は前田建設のほうからの不当な要求だという認識で対応されとったと。けども、やっぱりどうしてもこれは途中でいかんということで、白紙に戻すんだという思いの中で取られた行動という判断でよろしいでしょうか。

○証人（潮崎 勝氏） はい、いいです、そうです。

○委員（北園武広君） 以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、以上で潮崎証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人におかれましては、長時間ありがとうございました。

それでは、証人退室のため休憩をいたします。15時40分より再開をいたします。

（午後3時31分 休憩）

（午後3時40分 開議）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

松本証人におかれましては、本日はお忙しいところ御出席いただき誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどよろ

しくをお願いします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に關係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関する事。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘するべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときにはその旨、申出をお願いいたします。

もしこれらの理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に關係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の關係にある者に著しい利害關係がある事項につき尋問を受けるときは宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せ

られることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道機関者を含め、全員御起立をお願いします。

宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（松本浩二氏） 宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。令和8年7月3日、松本浩二。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

それでは、証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いします。

それでは、皆様、御着席ください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないようにお願いします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただいて結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いをいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただいて結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告しております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

これより証人から証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。氏名、住所、職業、生年月日については、事前に御記入いただいております確認事項記入票のとおり、間違いはございませんか。

○証人（松本浩二氏） はい、間違いありません。

ん。

○委員長（中山諭扶哉君） 私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に尋問させていただきます。証人は真実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、木村委員よりお願いをいたします。

○委員（木村博幸君） 本日は御出席くださりましてありがとうございます。

あなたは2019年3月まで建設部長として実務の中心、2019年4月からは市長公室長として、市長、副市長、議会との調整役というお立場でございました。

それで、新庁舎建設工事の全期間に深く関与しておられましたので、本委員会としては、あなたが前田建設の利益補填要求を直接情報を仕入れながら是正せず、黙認、形としてはですね、黙認という形にさせていただきますが、そういった疑いがあるよということですね、時系列に沿って確認を取らせていただきたいと思います。

まずは音声データをちょっとお聞きください。

（音声データ）

○委員（木村博幸君） 以上のところまでです。

それでは、質問のほうに入ります。

先ほど出てまいりましたように、これは2019年11月26日の音声データになります。部長協議の中で、今お聞きしていただきましたけど、前田建設の久保田部長は、先日、財務部長と公室長とお会いをいたしましてということが音声データありました。この協議の前に、御挨拶もしくはレクみたいなやつがあったのか、あればその内容をお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

○証人（松本浩二氏） 一度だけ受注の御挨拶

ということで前田建設の方とお会いしました。時期的には、私のほうも詳しくはメモも取っておりませんで分かりませんが、本契約終わった後、10月から11月、起工式の前まで、その間であったと記憶しております。鏡支所の会議室のほうに出向きまして、そこで、通常の受注の挨拶だろうというような気持ちで行きましたところ、現在言われております、利益がほとんど出ないと、当時10億円という話を私は記憶しておりますが、というようなことをおっしゃいました。とにかく初対面の、またそういう初めての場面でそういう話になるのは大変驚いた記憶がございます。

それに対しては、私のほうとしては、とにかく最初の話でびっくりすることもあり、当時のコロナの影響もあって、資材の高騰とか人材の不足というような状況でもあったので、物価スライド、認められれば物価スライドということもあると。また、経験と実績の多い会社ですので、技術提案も含めて、企業努力の範疇で頑張ってくださいというようなことを申し上げてその部屋を出てきたような記憶があります。

以上です。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。詳しい御説明で、何となく、何しに事前に会ったのかというのも分かりました。

その後です。次の質問です。11月26日ですけど、前田建設の久保田部長は、内容の説明として、CLTを全支給にすれば、全部支給すれば4億7000万円、原価がもうそのまま下がるからと、そのうち1億7000万円が利益になるよというふうなお話をされておりますが、このことについては、もうぶっちゃけ言いますが、詳しいので、これはもう利益捻出のスキームと捉えて聞かれましたか。どんな感じでしょうか。

○証人（松本浩二氏） 26日の会議には私は出席をしておりません。

○委員（木村博幸君） それはもう市長公室長です。ですけど、そういうのは報告は来てなかったですか。もし来てれば、それはそういうことで、利益捻出のスキームとしての内訳、先ほど言われたように、11億円ぐらいの中の一部になるんだと、そういう解釈は受けられなかったかなと思ひまして。

○証人（松本浩二氏） ああ。10億円とそのときにはお話はお伺いしております。CLTですかね。

○委員（木村博幸君） はい。

○証人（松本浩二氏） 私もその前年まで建設部長をしていましたけども、ちょっと集合材という意味合いぐらいでしか分かりませんし、どのようなまた発注形態、ちょっといろいろ話を聞いておったら、別工事で、どっかに委託してどうこうというような話も最近になって知ったようなふうで、CLTに関しては私はほとんど承知してないというところです。

○委員（木村博幸君） 次の質問です。

今、金額が出てきたのはCLTの4.7億円ですけど、これを利益捻出の中の一部としてやってるということを知り得た場合、恐らく市長公室長の役目としては、これは市長、副市長に報告をする義務があるだろうと思います。報告はされましたでしょうか。

○証人（松本浩二氏） 前田建設が来てそういう話をしたと。

○委員（木村博幸君） そういう内容があったと。

○証人（松本浩二氏） 内容があったというか、私が聞いたのは、利益が足りないと、利益が出ませんということなものですから、まだ着工もしてないのにこういう話になるのはおかしいなというような気持ちは持ちました。しかし、報告はしてなかったと思います。

○委員（木村博幸君） それでは、その件について、実際問題、いつぐらいになってやっぱり

利益が出らんぞと、いろんなことをやらんと足らんぞというふうに言ってきたと、実際、工事も随契やら何やらやらんとというところに発展していったと私は思っています。そういうことについてはいつ頃、副市長や市長に報告されましたか。先ほどは11月末でした。

○証人（松本浩二氏） 私がお会いしたのは、先ほど言いましたように、10月から11月の間でそういうお話は聞いたということです。その後、それに関する会議とか設計関係の協議とかも私は全くタッチしておりませんので、新しい事態が起きたとか、そういうこともありませんので、報告はいたしていません。

○委員（木村博幸君） 確認します。月1回もしくは2回、庁議があると思いますが、庁議ではそういう話題はなくて、全く副市長、市長は知り得なかったというわけですか。

○証人（松本浩二氏） 庁議はその時々議案なり課題、優先課題、そういうことでの議題に沿ってお話をしますもので、そのことが議題になった記憶はございません。

○委員（木村博幸君） その後、半年、1年と、それは庁議では話は出なかったということですか。

○証人（松本浩二氏） そのように記憶しております。

○委員（木村博幸君） 次に行きます。

久保田部長は、事前に会われたときのお話だと思いますけど、当たり前のやり方では12億円には行きません、追加随契、VE、外構膨らませ、物価スライドでするしかないとお話を先ほどされたと思いますけど、これはやっぱり、先ほども言いましたけど、利益補填のスキームですけど、これは違法な利益補填のスキームではないかなと私個人的には考えられるんですけど、これについてはどう思われますか。

○証人（松本浩二氏） 前田建設の方がおっしゃるのは多分そういうスキームだろうと思ひま

す。私のほうは、正当なといいますか、物価スライド、あるいは技術提案に基づくいろんな、工期の短縮も含めいろんな技術力、経験、実績お持ちでしょうから、そういうもので、いわゆる企業努力、それに対応していただくしかありませんというようなお話をしたところです。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

前田建設は、どの場所で発言したかちょっと私、メモしていませんが、地場は10%必要と。前田建設も10%確保できるように仕込むと。これについて、あなたはその利益10%確保の要求を聞きましたか。結局ずっとどこかで不正な、10%が足りない足りないというところですけど、これは確実にそれは、先ほど言われましたように、前田建設はどうしても不正なところでいく、でも、きちんとVECDで基準なりにやればというふうな、ずっと行き違いな感じで行ってしまうわけですけど、それはもう最後までそういう姿勢でいかれたという、公室長になってからはそういう形で見ちゃったということによろしいんですね。

○証人（松本浩二氏） まあ、そういうことです。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

一応これは成松市議のほうも利益10%を確保しろという圧力を職員にかけるような言動があっていましたが、この辺については、やっぱり市長公室長のほうまではそういう報告は上がってこなかったですか。

○証人（松本浩二氏） そのような話が、足りないという、利益が足りないということで話があっているというのは当時の財務部長から相談はありました。

○委員（木村博幸君） また戻りますけど、財務部長から公室長に相談がある。通常でしたらこれは副市長、市長にやっぱり御報告、通常すると思うんですけど、先ほどの話からするとそれはしてこなかったということになります、

やはりその財務部長からの相談のことも副市長、市長には報告はされてませんか。

○証人（松本浩二氏） そのタイミングが、まだ私もその話を突然初対面で話され、その後、そんなに時間はたってなかった頃だと記憶しているんですけども、もう全くその対応の仕方が分からないぐらいの感じで聞かれたもんですから、企業努力と物価スライド、そういう方法ぐらいでやらせるしかなかよねというような形で私としては話は終わったと記憶しております。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

質問を変えます。内部通報のところにあります。

2020年6月19日、契約検査課の職員さんですけど、不正の内部通報という形で資料を蓄えて、一応、人事課のほうに相談に行かれました。それが、実は本当言うと、ラインを通して人事課長から公室長のほうに連絡が、報告が上がっていくのかなと思っておりましたが、それは報告を受けられましたか。

○証人（松本浩二氏） その内部通報と言われる文書で報告があったかというお尋ねでしょうか。

○委員（木村博幸君） いや、文書は行かなくても、今回の新庁舎建設工事について不正が行われてますよというような内容で、相談に行かれてるんですけど、それは公室長まで上がってこなかったですか。

○証人（松本浩二氏） それについては、その文書は見た記憶はございません。

○委員（木村博幸君） 報告もなかったと。

○証人（松本浩二氏） 報告というか、実はちょうどそのとき、ちょっと健康上の理由があって、その提出された方がというようなこともあって、ほかの案件でいろいろ話を、報告を受けたことはあります。

○委員（木村博幸君） 御本人いわく、窓口がその当時あまり理解されてなかった時代だった

のかなというのもあったのかなというのは、ほかの証人喚問をやってきた人たちにも、内部通報、今で言う公益通報ですけど、これは御存じでしたかという問いかけには、ほとんど知らないというふうな方々ばかりでした。

そういうことで、契約検査課の職員の方が6月に行かれたときにそれが上まで上がらなかったということで、やっぱり捉え方が、どうにもならないというのは、人事課のほうでまたさらに詳しく追及していきたいと思っております。

公室長のほうの質問はこれで終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありますでしょうか。

○委員（山本敬晃君） 松本公室長にお伺いしたいんですけども、本日の証人喚問の中でも、成松議員が人事に影響を及ぼしてるという話があったんですけども、今回、新庁舎建設に関連して、新庁舎建設課だったり契約検査課だったりに対して、成松議員から人事に対して何かそういった要望だったり、そういったのを受けたことはありますか。

○証人（松本浩二氏） それはなかったと思います。そういう記憶はございません。

○委員（山本敬晃君） ほかの人事に関しても特にはない。

○証人（松本浩二氏） ほかの人事関係。

○委員（山本敬晃君） はい。

○証人（松本浩二氏） ほかの人事関係につきまし、——ほかの人事関係と言ったらおかしいんですが、全般的に言いまして、それぞれ、部長にはいろんな個人的な調書とか要望調書等は、もう個人からの提出とか、いろんなことをやっております。そして、特にこれ、こういう形を取ってもらえればという希望も各部長には、ヒアリングをやっております。

したがいまして、その中にどういう形の要望を受けてきたのか、あるいは課長たちから上がったのか、または部長が見て、この子は昇格さ

せようとかいうような形を言ったのか、その1つ1つの判別がつきませんので、あったかどうかと言われても、分からないというような形です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 前田建設工業さんから10億円ぐらい利益が足りませんよということで要求されたというのがあって、それを財務部長のほうから相談があったと。そこで初めて知りましたというような話をさっきされたというふうに思うんですけども、——あ、違いましたか。

○証人（松本浩二氏） いえ、その前に、私は面会していたと。

○委員（野崎伸也君） ああ、1回会ったんですね。そこで最初、言われたちゅうことね。

○証人（松本浩二氏） はい。

○委員（野崎伸也君） それで、ただ、財務部長からの相談があったちゅうことですよね。受けたということですよ。

○証人（松本浩二氏） 財務部長が相談してきたという形です。

○委員（野崎伸也君） そうですよ。そのときに公室長は、少し色をつけてやればどやんかというような答弁されたというふうに、そういう記録があるんですよ。色をつけるというのはどういうことですか。

○証人（松本浩二氏） そういう記録があるんですか。

○委員（野崎伸也君） はい。

○証人（松本浩二氏） いや、言った覚えはないですね。

○委員（野崎伸也君） ない。色をつけるというのは通常使いますか。

○証人（松本浩二氏） 色をつける。まあ、通常で言えば、少し何なりのことをのつけるみたいな意味じゃないんでしょうか。

○委員（野崎伸也君）　というのが、一番最初、今日来られた当時の新庁舎建設課長さんのときにも同じ質問をしたんですよ、建設の関係だったんで。建設部長もされてたんで、組織的に八代市というのが工事に対して、業者さんに対して色をつけてやるというような組織的なことを今までやってきたことないですかねという話したんですけども、それをやってきたとか、そんなことはないですよ。

○証人（松本浩二氏）　それはありません。

○委員（野崎伸也君）　分かりました。よろしいです。

○委員長（中山諭扶哉君）　ほか、ありませんでしょうか。

○委員（深田浩介君）　2019年7月の入札公告前の、市長、副市長、成松議員、田村建設部次長と何か会食をされて、総合評価落札方式の評価基準案の詰め、最終調整を行ったという具体的な証言がありますが、これは御存じか、事実かは分かりますか。

○証人（松本浩二氏）　いえ、全く聞いておりません。分かりません。

○委員（深田浩介君）　そこは知らないということですね。

あと、公室長として事務方の提案、価格評価方式、分離分割発注を市長が総合評価の一括発注でと一言で覆した際の経緯はどのように把握されていましたか。

○証人（松本浩二氏）　入札方式とか、入札に関わることですね、そちらのほうは財務部が所管しておりまして、公室長、――建設部長のときには指名委員会とかそういうのの委員でしたけども、公室長になった途端、そういう委員からは外れておりまして、その後のお話ですので私のほうは承知してないというか、その辺の動きとかそういうのは関与していないといえますか、分からないというところです。

○委員（深田浩介君）　報告も実際なかったと

いうことですね。

○証人（松本浩二氏）　そうですね。報告のほうも、決裁等も通りませんし、聞いておりません。

○委員（深田浩介君）　あと、特定の業者、前田建設工業を優遇するための基準、指名停止措置の極端な減点設定など、天の声として持ち込まれたその場に同席はされていたかというのは覚えていらっしゃる。

○証人（松本浩二氏）　しておりません。

○委員（深田浩介君）　されてないですね。

○証人（松本浩二氏）　はい。

○委員（深田浩介君）　あと、職員が成松議員からの強い圧力とかを受け精神的に追い詰められてた状況とかを御存じだったのかで、もし御存じだったら、市長の側近として把握されているながら放置していたというのはありますでしょうか。

○証人（松本浩二氏）　まあ、市議会議員でもいらっしゃるし、御存じのとおり体格も大きい方ですので、当たりは優しくったかといえ、若干強めでは、そういうのは感じておりますけども、それをもってどうこう、何ですか、ストレスを感じたとか、そういうことは私はちょっと聞いておりません。そういうような状況です。

○委員（深田浩介君）　うわさとかも聞かず、そういった報告もなかったということですかね、そういった事例とかの。

○証人（松本浩二氏）　先ほど申し上げましたように、そういううわさといえますか、そういうところは聞いたことがあります。

○委員（深田浩介君）　そのうわさを聞かれてたということであれば、そういった何か、相談とかがしにくい状況だったから、そういったちょっとしたことでも、何か案件とかを取り上げたこととか、どこかの部とかでも聞かれなかったのかなと思ってですね。

○証人（松本浩二氏） ああ、それはちょっとありません。

○委員（深田浩介君） ないですか。

○証人（松本浩二氏） うん。

○委員（深田浩介君） 分かりました。

あと、内部協議において表に出せない数字や市長から表に出さないように言われているといった発言が記録されているんですけれども、市長公室長として何を表に出してはいけない事項として管理していたと思われますかね。

○証人（松本浩二氏） 表に出せないものと――

○委員（深田浩介君） 市長から表に出さないように言われてるといった発言が記録されているんですけれども、数字とか、それは何を表に出してはいけない事項として管理されていたのかなと思いますけど。

○証人（松本浩二氏） 私に対してそういう発言があったということでしょうか。

○委員（深田浩介君） いえ、内部協議においてですね、市長が。

○証人（松本浩二氏） 私が、協議した中では、そういうお話は聞いておりません。

○委員（深田浩介君） ないんですね。

もう2020年4月の協議で、先ほどの潮崎建設部長が念押しされたやっちゃならんこと、不正なデータ操作が進行していることをプロジェクト全体を統括する立場として確認はされていたのでしょうか。

○証人（松本浩二氏） いえ、そのような動きがあっているのは存じておりません。

○委員（深田浩介君） そこはもう聞かれなかったということですかね。

さっきの潮崎部長のほうは、先ほどやっちゃならんことというのは不正案件と認識されていたという発言があったんですけれども、公室長はそこまでは分からなかったということですかね。

○証人（松本浩二氏） そうですね。それに対するどのような動きをしたかという話まで聞いてはおりませんので、把握をしていなかったということになります。

○委員（深田浩介君） 分かりました。

以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありますでしょうか。

○委員（北園武広君） お疲れさまです。

計画立案の段階においての話なんですけども、特定の業者並びに関係者の意向というのが反映されるような非公式的な働きかけというものを実際うちのほうで受けられたという、その存在はありますですか。

○証人（松本浩二氏） その計画の段階で――

○委員（北園武広君） 計画立案の段階。

○証人（松本浩二氏） 立案の段階で特定の業者からということでしょうか。全くありません。

○委員（北園武広君） 全くないということですね。分かりました。

先ほど答弁の中で利益が出ないとの話は聞いているということでおっしゃいまして、企業さんに対して企業努力と物価スライドで対応してほしいということをはっきり業者さんのほうに述べられたというのは本当でございますでしょうか。

○証人（松本浩二氏） はい、そのように申し上げたつもりです。

○委員（北園武広君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございます。

以上で松本証人に対する尋問は終了させてい

たきます。

証人におかれましては、長時間ありがとうございます。

それでは、証人退室のため休憩いたします。

16時30分より開始をさせていただきます。

(午後4時16分 休憩)

(午後4時30分 開議)

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

I 証人におかれましては、本日はお忙しいところ出席いただき誠にありがとうございます。本委員会の調査のため、御協力のほどよろしくお願いします。

証言を求める前に証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があります。また、これに基づき、民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることとなっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

証言が、証人または証人の配偶者、4親等以内の血族もしくは3親等以内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人または証人の被後見人が刑事訴追や有罪判決を受けるおそれがある、または名誉を害する事項に関すること。医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者がその職務上知った事実で黙秘すべきものについて尋問を受けるとき。技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨、申出をお願いします。

もしこれらの理由がなく証言を拒んだときには、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに、証人に証言を求める場合は宣誓をさせなければならないこととなっておりますが、この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

証人または証人の配偶者、4親等内の血族もしくは3親等内の姻族に関係があり、またはあった者、証人の後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときには宣誓を拒むことができます。それ以外に拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときには、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることとなっております。

以上のことを御承知いただきたいと思います。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。

傍聴人及び報道機関者を含め、全員御起立をお願いします。

宣誓書の朗読をお願いします。

○証人（I氏） 宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、偽りを述べないことを誓います。令和8年7月3日。

○委員長（中山諭扶哉君） ありがとうございます。

証人は御着席の上、宣誓書に署名、捺印をお願いします。

それでは、皆様、御着席ください。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求める範囲を超えないようにお願いします。

なお、証言の際は着席のまま御発言いただき結構ですが、できるだけ結論から御発言いただき、また、ゆっくりと端的にお願いいたします。

次に、証人席にはメモ用紙、筆記用具を用意しておりますので、必要によりお使いいただき結構です。

なお、各委員に申し上げます。

本日は、事前に証人に通告いたしております証言を求める事項について、証人より証言を求めるものでございます。尋問に当たっては、証人の人権に配慮されるとともに、円滑な議事進行に御協力をお願いします。

また、Ⅰ証人から氏名の公表は控えてほしいとの申出がありましたので、当時の役職副市長またはⅠ証人と呼ばさせていただきますので、委員の皆様も発言の際は御留意ください。

これより証人より証言を求めます。

初めに、人定尋問を行います。氏名、住所、職業、生年月日については、事前に御記入いただいております確認事項記入票のとおり、間違いはございませんか。

○証人（Ⅰ氏） はい、間違いありません。

○委員長（中山諭扶哉君） 私たち委員は真実を明らかにすることを念頭に質問させていただきます。証人は真実を率直に述べていただければ結構です。知らないことは知らないと正直に答えていただければ結構です。

それでは、大倉委員よりお願いをいたします。

○委員（大倉裕一君） それでは、質問させていただきます。よろしく願いいたします。

令和8年4月28日に行われました百条委員会の証人喚問で、当時の新庁舎建設課長が次のように証言を行っております。

総合評価方式で進めるために財務部、建設部で協議を進めてまいりました。その後、市長、副市長レクを進めていく中で、新庁舎があらかじめ提示していた評価基準について、副市長のほうから二、三日預からせてもらえんかということでありましたので、その評価基準を預けました。数日後、当時財務部の佐藤部長より評価基準ができたので支所まで取りに来てくれとの連絡がありました。部長室に行きますと、佐藤部長より、これで一切変更せずに進めてほしい

と言われたということです。

本日も証人喚問の中でこの副市長が二、三日預からせてもらえないかという証言は出ておりまして、複数の方からこのような証言がっております。

二、三日の預かり期間を経て戻ってきた評価基準案は前田建設工業に対して著しく有利なものでした。この当時は副市長レクの後に自民党レクというものがあり、これまでの証人喚問で当時の橋本幸一団長、成松副団長に対して執行部レク、執行部がレクを行っていたことが証言されています。

そこで、お尋ねをいたしますが、この二、三日の間に前田建設工業の久保田建築部長に評価基準案を見せられましたでしょうか。

○証人（Ⅰ氏） それは違いますというか、前田建設の方と会ったことはございません。

○委員（大倉裕一君） それでは、同じ期間に成松議員とこの評価基準について確認をされたようなことはございませんか。

○証人（Ⅰ氏） その二、三日の間ですか。

○委員（大倉裕一君） 二、三日の間で評価基準案をとということです。

○証人（Ⅰ氏） 二、三日の間に成松氏とは会っております。その基準表をめぐってと言うとあれですけど、関して。

○委員（大倉裕一君） その評価基準案というのは、副市長が個人的に作られたものでしょうか。それとも誰かに頼んで作られましたでしょうか。

○証人（Ⅰ氏） 私が個人的に作ったものではありません。

○委員（大倉裕一君） そのお相手の方は、御紹介といたしますか、名前を名のることはできますか。

○証人（Ⅰ氏） はい。もともとは成松市議から持ち込まれたものです。

○委員（大倉裕一君） その成松市議の先の方

というのは確認されますか。

○証人（I氏） いや、それは成松市議は何も言いませんでしたし、私もそれを聞いてはいません。

○委員（大倉裕一君） その成松市議が起案したものを確認をして、市役所内部で浸透を図るという流れになるんですね。

○証人（I氏） 浸透——。

○委員（大倉裕一君） 浸透といいますか、指示を出されたわけですね。

○証人（I氏） はいはい。

○委員（大倉裕一君） 佐藤部長にそれを渡されたということですね。

○証人（I氏） はい。

○委員（大倉裕一君） その後、佐藤部長から契約検査課のほうに渡っていくという。

○証人（I氏） そうですね。おっしゃるとおり、私は佐藤部長に来ていただいてお渡ししたと思います。その後ちょっと、いつ誰に渡ったかはちょっと知りませんが、こういう形でということをお願いしたと思います。

○委員（大倉裕一君） その成松議員が持ち込んだ起案というのは、そのときに副市長として、立場でどういったことが起きるのかということは想定されましたでしょうか。

○証人（I氏） どういったことが起きるのかですか。そのときの成松市議の説明というか、1つは減点項目の話がございまして、やっぱり八代のシンボルとなる庁舎を建てるに当たっては、落札するというか、会社の信頼性とか、技術力とか、そういったものがやっぱり必要だと。特に信頼性に劣る会社が落札するというのはあまりよろしくはないということで、指名停止を受けたというようなところはやはり減点にしてしかなるべきではないかということは言われました。

私も、きちんとしたという言葉がいかどうかわかりませんが、きちんとした会社にぜひ

受けてほしいなという気持ちはありましたので、その考え方はある程度は理解はしました。なるほどなというところはあるよという気持ちですね。

○委員（大倉裕一君） 質問変わりますが、入札公告前に成松議員から当時の新庁舎建設課長に、何で前田建設が入っていないんだと。リストか何かあったみたいですけど、そのリストに、何で前田建設がリストに入っていないのかという電話があり、前田建設工業が突然リストに入れられて、その直後、評価案を作成している段階で、二、三日評価案を預かって、その後に、あるゼネコン、スーパーゼネコンに対しては著しく不利で、一方で、前田建設工業に対しては極端に有利な評価案が完成した事実から考えますと、副市長がこの総合評価方式の条件を一切変更するなと佐藤部長に評価案を手渡した行為は官製談合に該当する行為だという疑いが生じる可能性があるというふうに考えます。

また、一社応札は競争を阻害し、今回でいきますと99.9%の落札率、落札率を高め、ひいては市の支出を増やして市と市民に損失を与える結果につながりかねませんが、副市長として八代市の利益につながらない入札環境の整備に加担した動機は何なんでしょうか。

○証人（I氏） 何から説明していいのか。成松市議から評価表を受け取ったというのは受け取ったんですけども、おっしゃるように、前田建設を落札させるためにとかということは一切聞いておりません。

私はあくまで総合評価の評価表をどう作っただけなのかと。また八代市としてもたしか試行というか、お試しの試行をやってるような時期だったと思いますので、いわゆる項目の多い基本型というのはなかなか難しい面もあったと思いますけども、また、それで、さっきちょっと申し上げました技術力とか、安全性とか、信頼性の高い企業にぜひ落札してほしいなという気

持ちだけでしたので、前田建設の名前そのものは全く出ておりませんし、私も知りませんでした。そういうひょっとして裏に意図があったのかもしれないけども、私はそのときは全然そこは意識してないという状況です。

○委員（大倉裕一君） 一切知らなかったと、副市長のほうからそういう御認識を述べていたんですが、職員の間では、例えば契約検査課のほうでは、その条件案を見て調査をするともう特定の企業しかない、それは今回落札をされている前田建設さんしかない条件になっていく。そういうところは長年公務員をされて気づかれませんでしたか。

○証人（I氏） 確かに公務員はしてましたけども、土木関係の仕事というのはほとんど、ほとんどというか、行ったことがありませんで、評価表を見て、これならばどここの会社が有利だとか、そういうものを理解するというのか、察知することは私としては難しかったなというふうに思います。

制度の理解がちょっと浅かったと言え浅かったんでしょうけど、正直な話、それを見てぱっと深い意図を探る、探るといいますか、理解するということはできなかったと思います。

○委員（大倉裕一君） 当然、最高責任者、八代市のですね、行政の最高責任者である中村市長との情報、この総合評価条件案の共有はされたんですよね。この条件案でいくという共有はされたんですよね。

○証人（I氏） ああ、情報のことですね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○証人（I氏） はい。

○委員（大倉裕一君） そのときの反応は、市長はどうだったですか。

○証人（I氏） 最終案というか、部長に渡す最終案としては市長に了解を取ったと思います。その反応がどうだったかって、もちろん了解だったんですけども、それ以上の印象はちょ

っと今、確かな記憶としてはちょっとございませんが。

○委員（大倉裕一君） 質問が変わります。

これまで証言された証人たちの中には、成松議員から必要な増額要求に対して葛藤を覚えたり、精神的にも苦しんだと思われる職員が多数いました。議事録や協議録、そして証人喚問記録を見る限り、副市長はそうした葛藤とは無縁だったようにしか思えません。副市長は職員が苦しみ、市に損害を与えかねない結果につながる入札に対して何のやましさも感じられませんでしたでしょうか。

○証人（I氏） 職員の方がそれほど成松市議のプレッシャー等に当たって、そういう苦しんでいたということ自体は当時はあまり認識していなかったと思います。また、そういう情報といますか、お話が上がってきたことも、ちょっと記憶にないですね。

○委員（大倉裕一君） 残念ですね、そういう状況であったということはですね。

そういう中で、成松議員とか前田建設工業さんから便宜を図られたことはございませんか。

○証人（I氏） それはありません、はい。成松議員からも前田建設工業からもありません。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。一旦終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほかの方、ありませんでしょうか。

○委員（木村博幸君） よろしく願います。

いろいろとお話出てきてかぶってしまうんですが、また再度確認という意味合いではですね、近いお話になるかと思います。

評価基準の案が今出ておりましたが、財務部長と建設部長らが偏りがひど過ぎると。12点ですよね。6点にいずれはなっていくわけですけど、そういう指摘がありながら、その後修正したと記録されております。当初の案が偏り

過ぎているという認識を持っていらっしやいましたか。

○証人（I氏） 当初の案が偏り過ぎてるとい
うか、今おっしゃった減点ですね、減点がたし
か12点だったと思うんですが、この減点項目
は果たしてこれ、つくっていいのかなというの
は思いました。ちょっとあまり見たことがなか
ったものですから。

○委員（木村博幸君） そうですね。私たちも
素人ですけど、それがどの程度に影響力がある
というのは、やっぱり説明、分かる人じゃない
と分からないというのはあったかとは思います
ね。

あと、入札直前の前田建設の撤退の思案があ
ったと思います。もう入札を取り消したいみ
たいな、直前にそういうのがありました。令和
元年8月20日から21日です。前田建設工業
が採算が合わないので入札できないと成松議員
を通じて市へ伝えてきております。この情報に
ついて、副市長としては誰かから報告は受けま
したか。

○証人（I氏） 私が今覚えてる限りでは、そ
ういった報告は受けておりません。

○委員（木村博幸君） その後になるんですけ
ど、もう市側としては、不足分は後で協議する
と、そういうお約束をしながら、前田建設へ伝
えて、入札の不調を避けたと記録がなされてお
ります。この後協議するという方針は、市側で
ある、トップである副市長とかの指示があった
ものでしょうか。もう了承があったものでしょ
うか。

○証人（I氏） いえいえ、それは全く、――
後で手当てするというお話ですか、今のお話
は。それ、全くそのこと自体が私のほうには上
がってません。私はそのことを聞いた覚えはご
ざいません。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます
す。

それでは、成松議員との関係、協議の関与に
ついてになります。

総合評価案の作成、修正の過程で、副市長と
して成松議員と何度も協議していたと複数の記
録が実はあるんでございます。成松議員とはど
の程度の頻度で、どのような内容をお話しされ
てたか、分かれば紹介していただきたいと思い
ます。

○証人（I氏） 最初持ち込まれた評価表です
よね、それは、ちょっと言葉はあれですけど、
完成品という状態ではなかったんですよ。それ
に、いわゆる評価表として使うためには、例え
ば欄外のいろんな用語の定義というか、解説と
いうか、そういったものが要ったり、そういった
ものがあったので、ちょっと体裁を整える必要
はあったと思います。それを体裁を整えた上で、
2回目会ったり、そういったことで2回
か、あと一回ぐらい会ったかもしれませんが、
そういう形で体裁を整えていったと思います。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます
す。

次は、成松議員は前田建設を入れろと、それ
と利益率を10%確保しろなどと市側のほうに
強く要求をしてきたと記録されておりますが、
これらの要求については、副市長としてやはり
情報の共有はありましたか。

○証人（I氏） いえ、私が覚えてる限りでは、
前田建設の話自体は全くありませんでした。

○委員（木村博幸君） 質問ちょっと変わります
けど、鳥取出張の記録が実はあります。4者
会議なのか何なのかちょっと分かりませんけど、
建設部の職員の証言です。入札前に市長、
それから副市長、それから次長、成松議員の4
者で鳥取出張中に会食し、入札の話をしていた
とされる。これは職員の証言なんですけど、こ
の4者会と言われるこの出張は事実ですか。

○証人（I氏） いや、私は鳥取に出張したこ

とはありません。

○委員（木村博幸君） はい、大丈夫です。

これ、入札後になります。増額の調整を前田建設のほうから八代にわざわざ出向いてこれたのは2020年11月26日です。前田建設は落札後、不足分の4億7000万円を求めて市と協議を重ねておりました。副市長として、この協議の存在はいつ頃知りましたか。もしくは全く知りませんでしたか。

○証人（I氏） その協議の存在は、私が覚える限りは全く知らなかったと思います。

○委員（木村博幸君） その後ですけど、やっぱり不足分というのは、10%、10億から12億とよく言われるんですけど、これについていろいろと、あと、後々と、捻出されたような感じに、私たちから見るとそう見えるんですけど、設計変更とか外構工事の随契、それから物価スライドの検討とか、後で何とかしてこの不足分を埋める案を検討していたとあります。これらを増額調整スキームといえばそうなんですけど、そういった形で、一生懸命、工事が終わるまでに何とか利益を出そうというふうにやっておられたのを、その辺については報告とか情報の提供はなかったのでしょうか。

○証人（I氏） そういった案件については、私の覚える限りは報告も何もなかったと思います。情報提供もなかったと思います。

○委員（木村博幸君） それから、この件について、先ほど元建設部長の方にもお話を聞いたんですけど、令和2年6月30日、実はこの10億円不足分についての協議をやったということですけど、市から問い合わせるけど回答が求められないと。減額の案が出てこない。担当の者が電話をするけど、前田建設のほうからは何も返ってこないということで、6月30日、協議の打ち切りという通知を出されたというふうになっております。

実は見方によっては、その協議の打ち切りでも

工事そのまま何ら滞りなく進んでいったということで、これは実際、アリバイづくりじゃなかったのかという記録も残っております。

この協議については、あなたは副市長としてこのアリバイづくりみたいなところを報告を受けておられましたか。

○証人（I氏） アリバイづくりというか、その協議を打ち切りますよ、いいですかという、たしか潮崎部長だったと思うんですけども、そのレクはあったことは覚えてます。私と市長も同席したところで、潮崎部長1人じゃなかったと思いますけども、何人かで来られて、こういう経過で、あまりに不誠実だから、相手がですね、相手があまりに不誠実だから、もうこんな協議はもう打ち切ります、いいですかということを非常に強く言われた覚えがあります。

そのとき市長は、もうよかけん打ち切れっていうふうにおっしゃいました。私もそういうふうには思っていましたけど、市長が言われたので、うんそうそうと思ってましたけども、その協議は、事細かな中身は別として、そういう協議があったことは覚えております。

○委員（木村博幸君） 分かりました。

次ですけど、想定問答になるんですが、前田建設が成松議員に言われて応札したと、そう主張しているんですけど、実は。記録にもそう残っているんですけど。副市長として、これは政治的関与だと。確実にこれは政治的関与と私も思うんですけど、これについては副市長としては報告その他、認識はなかったのでしょうか。

○証人（I氏） 入札の前から、いわゆる前田建設がいろいろ絡んでたという意味ですか。

○委員（木村博幸君） はい。もう応札になるころも、前後も合わせてですね。

○証人（I氏） 私は前田建設という存在そのものを知らなかったし、そういう動きがあることも特に聞いた覚えもありません。だから、成松市議がそういう絡みがあったというお話です

かね、そういう動きも存じてませんでした。

○委員（木村博幸君） 実は先ほど元市長公室長にお伺いしたんですが、そういう内容は全く副市長、市長のほうには報告はしなかったとは言ってはおられました。庁議では、1か月に1回、2回は庁議があると思うんですが、庁議では話題になりましたかと言ったら、話題にもなることなかったとは言われておりました。

ちょっと変わりますけど、成松議員から、もしくはほかの議員からですけど、副市長に対して、何かハラスメントとか、圧力を受けるような言動とか、そういうのはありませんでしたか。

○証人（I氏） 成松市議からですか。

○委員（木村博幸君） 議員からとか。

○証人（I氏） 暴力的なものはなかったとは思いますが、やっぱり圧は感じますよね。評価表にしたって、持ち込んできて、これでという話ですから、やっぱりプレッシャーというのか、圧というのか、そういうのはどうしても自然と感じてしまうようなところがありましたね。

○委員（木村博幸君） 最後の質問ですけど、ずっと流れ的にいろいろと今回は問題がある新庁舎建設でありました。やっと開庁して、今使われておりますですけど、今になってこういう問題が表に出てくるわけですが、当時の幹部のトップとしておられたわけですけど、今後こういうことをなくすためには何が必要だったのか、お考えがあれば教えていただければと思います。

○証人（I氏） ある意味、成松議員のことをイメージして言えば、職員との距離ですね。私の印象ですけど、ちょっと近過ぎたというのはあったかなと思いますね。議員さんと職員はやっぱり立場が違うわけですけども、近過ぎて、そのうち上司みたいになってしまうこともあるんじゃないかなと思うので。今たしか八代市

が、議員さんから何か要求的なものがあつた場合には文書に残して報告しなさいとかいう話を今、市長がされてると思うんですけども、ああいうことも一つの方法かなとは思いますが。

議員さんが全部そうとはもちろん言いませんけども、そういう職員さんがプレッシャーを受けたり、いわゆるびびったりすることがやっぱり往々にしてあつたのかなと思いますね。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。

私からは以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんか。

○委員（野崎伸也君） 入札項目の評価基準案ということで、成松議員から持ち込まれたと御証言されたんですけども、一議員から提案があつたことに対して、今まで長い職員経験があられると思いますけれども、おかしいことだというふうには思われなかったんですか。

○証人（I氏） そのときの持ち込まれたときのあれは、もちろんこれでどがんかという話と、もう市長も了解済みというたしか趣旨のことは言われたと思います。それもあつて、市長には了解済みというのはよく成松市議が言う言葉ではあつたんですけども、評価基準案というのは最終的には市長が決裁権者ですので、また私も市長に仕える立場ですので、その当時はちょっとう、安心したと言うと変ですけども、受け入れやすい気持ちになったというか、じゃないかなと思ってます。

○委員（野崎伸也君） 長い職員経験ありますよね。県職員だったというのもありますし。そういった中で、今まで一議員からそういった提案があつたりとか、それを進めていったとかというのは経験上ありますか。

○証人（I氏） それは覚えはありませんね、それはね。

○委員（野崎伸也君） 特殊だと思うんですけど

れども。

○証人（I氏）　そういう市長も了解済みという言葉にちょっと……、ぐらっときたという大変ですけど、それで安心したというか、それならばという気持ちになったのではないかなと思います。

○委員（野崎伸也君）　先ほどの証言ですね、最終的に財務部長にその案を渡したというようなことなんですけれども、その前には市長の決裁というか、了解を取って渡したというような先ほど証言ありましたよね。

○証人（I氏）　はいはい、ええ。

○委員（野崎伸也君）　そのときに、成松議員からもらったときに、渡されたんですけれども、最初、市長から了解済みだというふうなことも受けて、体裁整えてこういうふうになりましたと、いかがですかと、よろしいですかと了解を取られたと思うんですけれども、そういった話はされたんですか。ただ単純にこれでよろしいですかという話をしたんですか。

○証人（I氏）　いやいや、市長に……

○委員（野崎伸也君）　コメントは、どういうコメントをされたんですか。

○証人（I氏）　ちょっと私が今覚えてる限りですけども、成松市議からもらったときに、今、成松市議からもらいましたけど、これ、いいんですよという一言たしか了解は取ったような記憶はございます。ただ、言葉ではそこで1回押さえて、最終的にこういう形でまとまりましたというか、それは市長に、あの件といえますか、評価表はこれをお願いしたいと思っていますという感じで了解をもらったということです。

○委員（野崎伸也君）　確認ですけども、成松議員から受け取ったときには確認を取ったと、市長にも。

○証人（I氏）　はい。一言ですよ。

○委員（野崎伸也君）　一言。

○証人（I氏）　うん。これ……

○委員（野崎伸也君）　いただきましたよと。

○証人（I氏）　はいはい。

○委員（野崎伸也君）　これを了承済みですかと。

○証人（I氏）　はい。具体的な光景まではちょっとあれですけど、ほんの一言、確認はしたように記憶しております。

○委員（野崎伸也君）　コメントは何も市長からはなかったですか。

○証人（I氏）　半分立ち話みたいなもんだっと思いますので、うんうんぐらいじゃ、まあそれは、すいません、私の単なる記憶にもならんような話ですけど、そういう。

○委員（野崎伸也君）　分かりました。

最終的に体裁整えたやつを、これでいきますよと、よろしいですかと言ったときのコメントはありましたか。

○証人（I氏）　具体的なコメントまでは、恐らく、恐らくと言ってもちょっとよろしくないですけど、分かったとか、頼むとか、その趣旨の言葉ではなかったかなと思いますけども。

○委員（野崎伸也君）　八代市でなかなか、総合評価方式というのはその当時、価格が低いやつはやってたというのがあったということで、副市長レクが結構、評価基準案についてはやってたというふうに記録があるんですけれども、そのときに、副市長は分離発注を強く言われてたというような記録があるんですよ。それ、地元業者さんが取れるか取れんかというような話で、そこに配慮して分離発注したほうがいいよというのを強く言われてたのが記録があります、何回も、副市長レクのときに。そういうふうに言われてたのになぜころっと変わったのか、気持ちが。それはただ単純に、市長から、市長の言われたからというようなことで変わったんですか。

○証人（I氏）　分離、すいません、分離分割

発注と一括発注、どちらがいいですかというのはずっと担当課と協議をしてたと思うんですよ。それぞれに一長一短がある話だと思いますので。それも結局、ああでもないこうでもないという時間が結構長くて、結果的に、結論が出ないうちに、今おっしゃったような、市長がもう一括の総合でいけというふうな決定が出たんじゃないかなと。ちょっと私も、その時間的な前後関係ですけど、私の段階で結論がまだ出てなかったんじゃないかとは思いますが。総合評価と最低価格の話も並行して、どちらがいいかというのも、こっちも一長一短がある話で、それも並行して議論してたんですけども、そちらのほうは出てたかなと思いますけどね。そちらは私はどっちかという、大規模だから、やっぱり総合がいいのかなというふうな気持ちはありましたけど、まだ結論は出てなかったと思うんですね。それを並行して議論してて、どこかのタイミングで市長の決断があって、市長が最終決定者ですから、それが出た後は、私のレベルでどっちがいいかを議論してももうあんまり意味がなくなってしまうんで、一括か分離かは、総合もひょっとしたらそうかもしれませんけど、言うならば、議論が終わってないけどもう立ち消えみたいな感じになったのではない——、すいません、ちょっと鮮明な記憶ではないのでちょっと申し訳ないんですけども。

○委員（野崎伸也君） 大丈夫です。頂いてる記録を見ると、非常に何回もその件については副市長はこだわってやってられたというのが私の印象です。いきなり変わったんでなぜかなというふうな気持ちはあったんですけども、まあ、市長が言えバというところだろうというふうには思うんですけども。

その中で、かなり今、時間を要してたというふうなお話をされたんですけども、それについても、成松議員が新庁舎建設課の課長さんとかとレクの中で、副市長に任せとったら時間ば

っか取ってからいっちょん決まらんみたいな、そういう話も出てるんですよ。そういう記録も見ました。

そういったところもあって、当時、一番最初のほうからすると、一番最初副市長として来られたときに、それから非常に成松議員とは仲がいいなというような私はイメージを持ってたんですよ。蜜月関係みたいな感じで、非常に仲がいい人だなというふうには思ってたんです。

ただ、その評価基準が長引けば長引くほど、それが原因かは分かりませんが、そこら辺から何かあつれきが出てきたように私は感じたんですよ。その後、辞められました、副市長を。辞められましたので、私の中では突然辞められたなというふうなイメージがあった。何かあったのかなというふうには思ったんですけども、何かあつれきがあったんでしょうか。

○証人（I氏） 辞めた理由、1期4年という意味ですか。

○委員（野崎伸也君） いいえ。私の中では、そういう建設の関係の絡みで何かあったのかなというふうには思ったんですけど、そいつは関係ないですか。

○証人（I氏） いえ、単純にというか、1期4年の任期が満了したので、副市長を退くという、当たり前なんですけども、ほかに別に理由はございません。

○委員（野崎伸也君） そうですか。分かりました。

一旦終わります。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんでしょうか。

○委員（山本敬晃君） さっきの総合評価の案のことなんですけど、担当課から上がってきて、二、三日預らせてくれとおっしゃって、そのときに成松議員と会って案をもらわれたということだと。それでよかったですね。

○証人（I氏） 今のはどういう順番でしたっ

け。

○委員（山本敬晃君） 担当課から最初、総合評価案が上がってきたんですね。副市長まで多分上がってくと思うんですけど。

○証人（I氏） どうだったかな。そうですね、担当課から上がってきたタイミングと成松市議からもらったタイミングのちょっと前後関係は今ちょっとぼやっとしてますけども。

○委員（山本敬晃君） 二、三日預らせてくれというのは……

○証人（I氏） といったのはかなり後の、後というか、そうそう、——あ、最初に、担当課が最初に出した案じゃないということですね、今おっしゃったのは。

○委員（山本敬晃君） 最初の案。最初まず上がってくる、担当課がまず、総合一括でという市長の話があって、そこで……

○証人（I氏） ので、評価表を作らないかんです。

○委員（山本敬晃君） 作らないといかん、はい。その作られた案が、最初、副市長まで上がってくると思う。それは。

○証人（I氏） 上がってきて、総合評価を前提として、それを作ってきた案が上がってきて、市長レクだったかなと思うんですけど、私も同席してまして、そのときに1時間ぐらいレクがあったと思うんですけども、その終わりがけに、まだ結論は出てなかったんですよ。それでちょっと、それもあってちょっと時間下さいという話に、私がちょっと預かって。そのときにはもう成松市議からの案は来てましたので、その後、修正、修正して、どういうふうにするかというのをですね、並行してちょっとやっていたという状況ですね。

○委員（山本敬晃君） じゃあ、もう成松議員からもこれで案が来てて、担当課からもその案があつて。

○証人（I氏） 案を市長レク、私も同席した

市長・副市長レクで、その案の中身までは覚えてないんですけども、その案というか、その説明、それだけじゃなくて、その説明が、流れの話も含めて説明があつてと思うんですけども、そのときに終わりがけにそういうお話をしたんだろうと思います、私の記憶では。その預かる話をですね。

○委員（山本敬晃君） それは成松議員が持ってこられてた案と違うところがあったので。

○証人（I氏） だから、そうですね、担当課の案がどういう案だったかはちょっと記憶にないですよ。いわゆる簡易型だったのか基本型だったかもちょっと今、記憶がございませんしですね。

○委員（山本敬晃君） でもその案が上がってきて、成松議員からもそういう要望というか……

○証人（I氏） 別ルートで上げてましたよね。

○委員（山本敬晃君） 別ルートで来てたので、それで、その件について、副市長としては、成松議員が中村市長も了解してるからということで、成松議員の要望を入れた案を作ろうという形になったと。

○証人（I氏） その作ってるのも、そのレクのある前からですからね。

○委員（山本敬晃君） もう作ってあった。

○証人（I氏） いやいや、作るシナリオ段階と言うとあれですけど、だんだんとほら、作ってきてましたと。それを、まだ最終版にはなっていなかったと思うんですね、もうちょっとぐらいいかな。それをそのレクで、レクのときはたしか二、三日待ってくれたの、その類いの発言をして、市長に確認して、財務部長に、これ、いけんやろかという話をしたという流れです。

○委員（山本敬晃君） その成松議員の案があつて、もらってたので、それを反映させた案を中村市長に確認をして、それをもっと下の、こ

の案でいってくれということで部長に、財務部長に持っていったと。

○証人（I氏） まあそうです、はいはい。

○委員（山本敬晃君） なるほどですね。

それは、さっきよく、成松議員は中村市長も了解済みということをよく言われるという発言があったんですけど、そういった事例というのはほかにもあったんですか。

○証人（I氏） うーん……。

○委員（山本敬晃君） いや、今の、さっきの発言からいくと、成松議員はよく、市長も了解済みだからということをよく言われるんですよという話をされたので、ってことは、この件だけじゃなくて、ほかの件でもそういったことあったんですか。

○証人（I氏） 職員からそういうことは聞いたことが結構ありますね。いろんな話を聞くとときに、聞くとときにというか、呼ばれたときにこういう話をされて、これはもう市長了解だけんとかいうことを言われることはよくありますよという話は聞いてました。

○委員（山本敬晃君） この新庁舎のこの案についても、成松議員のやっぱり……

○証人（I氏） そんな感じで私に言ったわけですね。

○委員（山本敬晃君） ああ、言われてきたので、その案を反映をさせて、財務部長にお渡しされたと。

○証人（I氏） そうですね、うん。

○委員（山本敬晃君） 分かりました。

大丈夫です。

○委員（深田浩介君） 今の流れでちょっと気になることがあったんですけども、成松議員から最初に提案があったということが一番最初だったと思うんですよ、その評価案のですね。

○証人（I氏） はいはい。

○委員（深田浩介君） その後、期間がちょっ

とあってから、課から評価基準案が提出されたということですよ。

○証人（I氏） でも、どれくらいの時間か、ちょっと私も今記憶があれですけど。

○委員（深田浩介君） 成松議員から提案があったから、課から上がってきたときに二、三日預かると言ったんですかね。そういったのが出てるからちょっと検討させてくれという意味で二、三日ちょっと預からせてくれと言われたんですね。

○証人（I氏） それもあると思いますね。こちらの準備を整えなきゃいかんというのはあったんだろうと思います、半分はですね。

○委員（深田浩介君） 基本的に、議員がこれに関わることで自体がいけないことだと思うんですけども、市長にも伝えてあるって成松議員が言ったのであれば、市長のほうに先にこういったことが出てるんで、本当に大丈夫なんですかって、もらった時点で確認をされてから、担当課が検討してるというのは分かっているんで、こんな案をもらったんで、担当課のほうに先に渡すんじゃないかなと思うんですよ。案が先に出てたのであれば、成松議員から。担当課のほうにこういった案も出てるというのを先に渡されれば、担当課のほうも別の案を出すよりも、そっちで市長が了承したというのであれば、下げていけば、そこで問題を上げたら、それでちゃんとしたルートで上がるんじゃないかなと思うんですけど、今の話聞いてると、課が上がってくるのが後で、成松議員からもらったのがあって、それを上がってきた後に、これでいこうって何か入れ替えたような感じに見えるんですけど、そこはどうですかね。

○証人（I氏） おっしゃるような方法も今から考えればあったかもしれませんがね。これをベースにして考えてくれんかという意味でしょう。

○委員（深田浩介君） そうですね。

○証人（I氏） ただ、当時はちょっとそこま
でなかなか思いつかなかったですけど、今から
考えると、ひょっとしたらその方法も、市長は
こんな、イメージはこんな感じだから、ちょっ
とこれをベースに考えてくれんかというぐらい
なのはあったかもしれない。ちょっともう仮定
の話で申し訳ないんですけど。

○委員（深田浩介君） ですよね。どうも流れ
を見てても、先に課から上がらせて、これちょ
っとという感じで、それに修正を加えてまた下
ろしたという感じなんで、何かちょっと順番が
違くなって気になったもんですから、それをち
よっとお伺いしたところですよ。

大丈夫です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、いらっしゃ
いますか。

○委員（大倉裕一君） 副市長で在籍された最
後の月というのは、期限はいつまで副市長だっ
たんですかね。

○証人（I氏） 2021年の9月25日が最
終日です。

○委員（大倉裕一君） 9月25日。

○証人（I氏） 25日です、はい。

○委員（大倉裕一君） ということでいくと、
随意契約で契約された新庁舎建設に係る外構工
事と造作工事の契約のときもいらっしゃったと
いうことですよ。

○証人（I氏） 何月でしたっけ、それ。

○委員（大倉裕一君） 令和3年6月。

○証人（I氏） ああ、もう直前ですね。

○委員（大倉裕一君） 直前ですかね。

○証人（I氏） 令和3年。

○委員（大倉裕一君） その後ですかね。1年
後か。

○証人（I氏） 令和3年って2021年か
な。（「21年」と呼ぶ者あり）ああ。だから
まだ、まだ在職というか、いますね。

○委員（大倉裕一君） いらっしゃったという

ことでよろしいですか。

○証人（I氏） はいはいはい。

○委員（大倉裕一君） 先ほどの1回目の質問
でも言いましたけども、庁舎の工事契約、11
8億円です。落札率99.8%だったと思いま
す。と、外構工事、造作工事においては4億円
と3億円で、99.9%ですね。

先ほど言ったように、非常に落札率を高めた
入札方式だったと本議員は思っております。こ
のことは、八代市にとって、本当に市民のため
のものになったのか。自治法の中にもあるよう
に、最少の経費で最大の効果を生むという、そ
こはもう公務員としてしっかり心得ていらっし
やると思うんですけど、その点が非常に引っか
かるんですね。その点については、当時の副市
長として何かございますか。

○証人（I氏） いわゆるそういう、外構にし
る何にしる、工事のときは一応、レクに来て、
こういう事業でこうやりますという説明をした
上で決裁があつて、そして、入札の場合は入札
するし、随契の場合は随契の手続をたどるん
ですけども、決裁するときまではもちろん、随契
も落札率と言うのかな、そこまでは分かりませ
んが、ちょっと私も土木にあまり詳しくはない
ので、随契で99.幾つというのは一般的に多
いのか少ないのか分かりませんが、随契で
あつても、できればもう少しね、少しでも経費
は安く済むほうがいいと思います。

あと、どうコントロールするかちゅうのはな
かなかですね、私もちょっと詳しくはないん
ですけども。

○委員（大倉裕一君） 本体工事でいけばです
ね、1%下げるだけで1億円。おっきいですも
んね。

あと、随意契約のところも、本体工事の入札
直後から随意契約で、本体工事先である前田建
設さんと契約可能ですもんねという、裏約束み
たいなところという表現が適当かどうかはちょ

っとあれなんです、もう最初からそもそも随意契約で契約しようという市の方針が非常に私は理解に苦しむところです。その点については何かありますか。

○証人（I氏） 最初からというと2年ぐらい前からという意味ですかね。外構は随契でいきますよという約束をしてたんですかね。どうなんでしょう。あんまりそこ、私、印象というか、記憶がないんですけども。

○委員（大倉裕一君） ああ、そうなんですね。

○証人（I氏） はいはい。

○委員（大倉裕一君） 議事録を見てると、前田建設さんが、利益が不足してますという相談に来られたときの市の対応として、随意契約で補うみたいですね、そういったニュアンスの議事録が残ってるんですよ。

○証人（I氏） うーん、ちょっとそこに出てないけど、あれ、分かりませんけどね。

○委員（大倉裕一君） まあ分からないのであれば結構です。すいません。ありがとうございました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありますか。

○委員（野崎伸也君） これまで多くの職員さん証言に来られてますけれども、その証言の一部で、この評価基準案については一言一句変えずに進めると、それは天の声があったという話されてたんですけども、その天の声の人ですか。

○証人（I氏） いやいや。私が、何と申しますか、天の声って、何かほら、黒幕の人物みたいなイメージがあるんですけども、そのイメージからするとちょっと私は、それはちょっと違うかなという気持ちですけどね。

○委員（野崎伸也君） 今までの証言からいくと、天の声はどなたですかね。

○証人（I氏） 私から見れば、それはね、成

松市議が持ってきましたよね。その奥があるのかどうか分かりませんが、私から、私の立場といいますか、場所から見ると、見えるのは成松市議までしか見えませんので、その辺がそういう存在かなということじゃないかなと。すいません、何か、私も……

○委員（野崎伸也君） 証言からいけば、中村市長かなと私は思ったんですけども、違いますか。

○証人（I氏） そうなんですか。いや、そこはちょっと私も分かりません、そこは。

○委員（野崎伸也君） 成松市議だと。

○証人（I氏） 私のイメージというか、からすれば、ちょっとこれ、誰が天の声かちゅうのはちょっと何か私も、それはね、客観的な何かあれがあって言ってるわけじゃないんですけど。

○委員（野崎伸也君） いろんなもらってる資料から、業者さんの選定というか、入札のときの話なんですけれども、当時の新庁舎建設課の職員さんたちが、JVの関係の話になるんですけども、JVさんが、JVつくって入札に参加するという方式よりも、まずは親会社、一番頭のところだけを競わせて、その後に、落札した後に地元業者さんと組むというような話の方式を提案したというのが記録があるんですけども、そのときに副市長はそういう変わったことはせんちゃよかと、目立つけんせんちゃよかというふうな言葉を発せられたというふうな記憶があるんですけども、覚えてらっしゃいますか。で、なぜこういうことを発せられたんですか。

○証人（I氏） 提案があったかどうかは、非常に私もぼやとしてるんですけども、そういう証言というか、お話をした人があればひょっとしたら聞いてるかもしれませんですね。

ただ、それはあんまり経験が浅いので分かりませんが、JVって普通は組んだ後で入札に

参加するのが普通じゃないかと思うんですね。それが普通とみんな思っているところに、まず親だけ決めてください、子は後で決めてもいいですよという形でやると、例えば子を決めるときにまた予測しないようなトラブルが起きんとも限らんのかなとは思うんですね。だからそこをちょっと警戒して、もしそれを言ったとすれば、言わばイレギュラーなことをして、それをしたのがゆえにまたもめるというのは非常にやっぱりこういう手続のときは嫌だと思うんです。だから、そういうふうに言ったとすれば、私、今考えてもそう思います。今そういう、どうですかと提案されたとして、そういうことはあんまりちょっとせんほうが、後でもめるのじゃないかなという気はしますので、そのときも、それを聞いてるとすれば、そういう気持ちだったんじゃないかなと思います。

○委員（野崎伸也君） いろいろ、副市長レクが結構いっぱい議事録が残ってるんですよ。頻繁に、本当、新庁舎建設課の方々といろんな細いところまでされてたんだなというのが見てとれるんですけれども、それによって工期が結構延びてきているというのは、遅延してるというふうなことがあって、先ほど言った成松議員からはちょっと煙たがられてたのかなと。早く進めたいというようなことなのに副市長に相談すると延びてしまうんで、それせずにもうやれみたいな、そういう方向性にも行ったのかなというふうには思うんですけれども、何でしょう、やっぱり今の証言からいくと、やっぱりきちんとした間違いのないようなやり方で、もう変なことはせずにというのをしっかりやられてたのかなというふうには。

○証人（I氏） そうですね、気持ちは、はい。

○委員（野崎伸也君） そういった気持ちで少し延びてしまったのかなという、工期が。そう

いうのは認識はありますか。

○証人（I氏） 実は所管課というか、例えば建設部とか新庁舎建設課から、そちらからは直接、ちょっともうこれ以上議論していると工期が厳しいですという話は聞いたことないんですよ。

○委員（野崎伸也君） なかった。

○証人（I氏） だから、そういう話が出れば、じゃあちょっといつまでなら大丈夫という話を聞いて、何とかそこまでで決着つけようとは思っているんですが、そういう話は出なかったの、安心してだらだらできたというわけじゃないんですけども、ちょっと議論を続けていたんではないかなと思います。

別に所管課が遠慮するような話ではないと思うんですね。ちょっと工期がちょっときつくなりますというぐらいの話は当然出てもおかしくないと思うので。多分出なかったの、私もそこまで急いでなかったと言うとうそですけどね、早いにこしたことはないんですけど、ちょっと、少しゆっくりというか、腰を落ち着けて議論してたというところはあると思います。

○委員（野崎伸也君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありますか。

○委員（大倉裕一君） 2020年7月4日なんですけど、突然日付を言っても分らないかもしれないかもしれませんが、財務部長の佐藤さんの御自宅に行かれた記憶ございますか。

○証人（I氏） え、財務部長の佐藤さん。いや、自宅、ないです。どこが自宅かも知れませんし。

○委員（大倉裕一君） 電話はありますか。電話はありますか。携帯にかけられたと。

○証人（I氏） 佐藤さんに。

○委員（大倉裕一君） 佐藤財務部長。八代市のですよ。2020年7月4日。この日は土曜

日です。

○証人（Ⅰ氏） あの水害のあった日ですか、これ、2020年って。佐藤さんにその日、土曜日でしょう。

○委員（大倉裕一君） 土曜日です。

○証人（Ⅰ氏） 20年7月4日ですか。

○委員（大倉裕一君） 4日。

○証人（Ⅰ氏） 4日ということは、もう発生してますよね、朝、早朝にですね。夜、電話したということです。

○委員（大倉裕一君） いや、朝ですね。

○証人（Ⅰ氏） 朝。その日の朝、私が佐藤さんに。

○委員（大倉裕一君） 記憶にないですか。

○証人（Ⅰ氏） ないですね、その日の朝。その日の朝は……

○委員（大倉裕一君） 記憶がなければ聞いても一緒なので、質問取り下げます。

○証人（Ⅰ氏） 朝は多分、4時か4時半にはもう多分、調査に行っていたと思います、その日は。大変な状況だったと思いますので。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんか。

○委員（山本敬晃君） ちょっと最後にちょっと確認したいんですけど、野崎議員も質問された件で、成松議員から総合評価の案が来てて、それはちゃんと市長に確認されるときに、成松議員からこういう案が来てて、この案でいいですかってことで市長にも確認をされたということでしょうか。

○証人（Ⅰ氏） それは最後のときですかね。佐藤部長に渡す前の話。

○委員（山本敬晃君） 渡す前に。

○証人（Ⅰ氏） 渡す前は、ちゃんと表も見せてます。

○委員（山本敬晃君） これも成松議員から頂いたんですということで市長に確認をされて、その案を。

○証人（Ⅰ氏） 部長に。

○委員（山本敬晃君） 部長に渡した。

○証人（Ⅰ氏） はいはいはい。

○委員（山本敬晃君） 分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありますか。

○委員（北園武広君） 2点ほど伺います。

税金の使い道として適正性と、それと積算の透明性についてですけど、直接副市長が関与しとるわけじゃなかですけども、建設部のほうからの説明とか、そういった形でレクとかあったときに、事業費の妥当性というか、費用の妥当性について、何も違和感というか、感じられなかったのでしょうか、説明を受けたときに。

○証人（Ⅰ氏） 新庁舎全体の話ですか。

○委員（北園武広君） はい。

○証人（Ⅰ氏） ちゃんと積算して出した数字がこれなら、なかなか、これはちょっとおかしいでしょという根拠も私はちょっと持ち合わせていないので。これ、極めて技術的な話ですよ。ですから、説明自体に何か、違和感も何もないければ、そういうものかなというふうに思ったとは思いますがね。

○委員（北園武広君） 分かりました。

あと1点が、議会や市民の方々からの疑問に対して、もしくは上がってきて、それに対して行政として十分な説明責任を果たしたという、何か疑問な点が上がってくるとかというのが副市長のほうにはありましたか。

○証人（Ⅰ氏） 新庁舎建設に関してですか。

○委員（北園武広君） はい。

○証人（Ⅰ氏） どうだったかな……。ちょっとはっきりした記憶はないですね。いろんなシステムはね、何かあったとはあったと思いますが、何かお手紙が来るとかですね。ただ、それで新庁舎の件が来たかどうかの記憶がちょっと、すいません、ありません。

○委員（北園武広君） そこで情報公開に関し

て適正に行われたのかなというふうなことを聞いておきたいなということで質問したんですけども。

○証人（I氏） 具体的にどういった形でどういう意見が来たというのは、すいません、ちょっと記憶がございませんので。

○委員（北園武広君） 分かりました。
以上です。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんでしょうか。

○委員（深田浩介君） 最後のほうだけなんですけど、工期の件なんですけど、免震装置の設計のやり直しのときに、副市長が指示を繰り返したことで工期がちょっと4か月ぐらい延びたというのをちょっと感じてるんですけど、そこはどうですか。

○証人（I氏） 免震装置の何。

○委員（深田浩介君） 免震装置の設計のやり直しとか。私の記憶、私はそのとき、マスコミの情報では免震装置の不正があったからそこを変えられたとか、そういったのは記憶してるんですけど。

○証人（I氏） もうぼやっとした記憶しかありませんけど、当初予定していた免震装置がたしか、何かそういう、何か事件ですかね、何かあったので使えなくなったと思うんですよ。じゃあいつ使えるかという見通しも立たないからどうしますかという話が設計会社からあったような気がします。その代わりに使えるようなのはこれですよという提案があったような気がします。だから、それに切り替えるときに設計まで少し見直す必要があったので少し時間がかかったということではなかったかなと思うんですけど。

すいません、これ、あくまでぼやっとした記憶ですので。そんなのがあったような記憶があります。

○委員（深田浩介君） 期間が長かったもんだ

から、特定の業者に便宜を図るための時間稼ぎとか仕様調整だったのではないかとちょっと感じられるところがあったんですけど。

○証人（I氏） いや、あくまでも免震のダンパーというんですかね、それをたしか変えんとうしようもない、変えんとうしようがないので、それにちょっと要した時間だったと思います。

○委員（深田浩介君） それで延びたということですね。

○証人（I氏） はいはいはい。

○委員（深田浩介君） はい、分かりました。

○委員長（中山諭扶哉君） ほか、ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようです。

以上で、I証人に対する尋問は終了させていただきます。

証人におかれましては、大変長い時間ありがとうございました。

それでは、証人退室のため休憩します。17時45分から始めます。

（午後5時38分 休憩）

（午後5時45分 開議）

○委員長（中山諭扶哉君） 本会に戻します。

◎次回の証人喚問申出について

○委員長（中山諭扶哉君） 次に、2、次回証人喚問申出でございますが、期限までに提出されました証人喚問申出書がございます。

タブレット端末の証人出頭要求一覧を御覧ください。設定は切れておりますので、各自開いていただきたいと思います。

本件に関しましては、基本的人権、プライバシーに配慮する目的から個人名に関してはアルファベットを付しておりますので、発言の際はQ氏、R氏といった配慮をお願いいたします。

それでは、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、Q氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり、出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） ないようでございます。

それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出のとおり、Q氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、R氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり、出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出のとおり、R氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、S氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり、出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等はございませんか。

○委員（大倉裕一君） 証人喚問じゃなくて、（「参考招致」と呼ぶ者あり）参考人という形は。

○委員長（中山諭扶哉君） ちょっとそれは後で。

○委員（大倉裕一君） 後でよかですか。

○委員長（中山諭扶哉君） はい、お願いします。

それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出書のとおり、S氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

次に、木村委員より、証人喚問申出書のとおり、T氏に対し、証人出頭要求一覧に記載のとおり、出頭を求めたいとの申出でございますが、何か御意見等はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） それでは、お諮りいたします。

木村委員からの申出書のとおり、T氏に対し出頭を求めることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

なお、招致、出頭について、その重要度、緊急度により参考人招致とする場合もございますので、御承知おきをお願いいたします。

◎その他

○委員長（中山諭扶哉君） 最後に、3、その他について何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 私のほうからよろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい、どうぞ。

○委員長（中山諭扶哉君） 百条委員会の公正な運営についての照会についてということで、2つ文章を添付しております。

この照会については、以前より自民党会派の方へ確認を求めておりましたが、今日現在、誠実な回答及び行動が認められません。つきまして、関係されております弁護士の方及び自由民主党八代地域連合会会長様へ事実の照会を行いたいと思います。

御意見あればお願いします。

○委員（大倉裕一君） ぜひお願いしたいと思います。

○委員長（中山諭扶哉君） 御意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、そのように決しました。

ほか、ありませんか。

○委員（深田浩介君） ちょっと先日の百条委員会での件での確認なんですけど、昨日、事前協議の中でもちょっと出たんですけども、私がこの前、自民党さんに対して質問した、疑義のある写真や資料を提供された自民党の連合会と成松被告が契約していた弁護士はどなたですかというのをちょっとこの前、お名前を聞いてなかったのも、もし答えられるのであればお願いしたいと思うんですけど。

○委員（北園武広君） その方に対して出しました。

○委員（村川清則君） うん。よかだろたい。

○委員長（中山諭扶哉君） もうこの方について出しますので、よろしいですか、これ、この照会で。

○委員（深田浩介君） いいですかね。

○委員長（中山諭扶哉君） はい。よろしいですね。

あくまでも照会ということで、事実関係の確認というところですので、御承知おきをお願いしたいと思います。

ほか、ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） なければ、次回の委員会の開催日程でございますが、招致される方の都合等ございますので、決まり次第ですね、招集通知を送付したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（中山諭扶哉君） 異議なしと認め、

そのように決しました。

それでは、以上で新庁舎建設工事に関する調査特別委員会を閉会いたします。

（午後5時50分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和8年7月3日

新庁舎建設工事に関する調査特別委員会
委員長